

令和2年11月11日（水曜日）第4回定例会

○出席議員（15名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	15番	木 村 寿 太 郎	議員
16番	阿 部 清	議員			

○欠席議員（1名）

14番 荒 木 春 吉 議員

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
武田伸一	企画創成課長	大沼利子	財政課長
片桐勝元	税務課長	土田理一	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	今野育男	高齢者支援課長
小林弘之	病院事務長	船田孝夫	監査委員

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	局長補佐
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第1号

第4回定例会

令和2年11月11日(水)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 副議長の辞職について
- (2) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 議第66号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第13号)
- 〃 7 議第67号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 8 議第68号 令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)
- 〃 9 議第69号 寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について
- 〃 10 議第70号 寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例及び寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 〃 11 議第71号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 12 議第72号 天童市の公の施設の設置に関する協議について
- 〃 13 議第73号 寒河江市田代地区多目的交流館に係る指定管理者の指定について
- 〃 14 議第74号 寒河江公園に係る指定管理者の指定について
- 〃 15 議第75号 最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定について
- 〃 16 議第76号 市道路線の変更について
- 〃 17 議第77号 市道路線の認定について
- 〃 18 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会

午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから令和2年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員は、14番荒木春吉議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○柏倉信一議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、4番安孫子義徳議員、15番木村寿太郎議員を指名いたします。

会 期 決 定

○柏倉信一議長 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。木

村議会運営委員長。

〔木村寿太郎議会運営委員長 登壇〕

○木村寿太郎議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました令和2年第4回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る11月6日及び本日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から11月27日までの17日間と決定いたしました。その間の会議などにつきましては、お示ししております第4回定例会日程表のとおり決定いたしました。以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から11月27日までの17日間と決定いたしました。

第4回定例会日程

令和2年11月11日（水）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
11月11日(水)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、議案上程、同説明	議 場
11月12日(木)		休 会 (議 案 調 査)		
11月13日(金)		休 会 (議 案 調 査)		
11月14日(土)		休 会		
11月15日(日)		休 会		
11月16日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場

11月17日(火)	休 会 (議 案 調 査)			
11月18日(水)	休 会 (議 案 調 査)			
11月19日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
11月20日(金)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
11月21日(土)	休 会			
11月22日(日)	休 会			
11月23日(月)	休 会			
11月24日(火)	午前9時30分	厚生文教常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
11月25日(水)	休 会 (事 務 処 理)			
11月26日(木)	休 会 (事 務 処 理)			
11月27日(金)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	副議長選挙、副議長就任あいさつ、議席の一部変更、諸般の報告、議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○柏倉信一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 副議長の辞職について御報告いたします。去る11月9日に阿部 清副議長より11月27日をもって副議長を辞職したい旨の辞職願の提出がありました。閉会中のため、地方自治法第108条ただし書の規定により、議長において同日に許可をしております。

(2) 定例監査結果等報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

行 政 報 告

○柏倉信一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、佐藤市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

令和2年第4回定例会の開会に当たりまして、9月定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

昨年12月の発生以来、いまだ収束の兆しが見えず、国内においても感染者が10万人を超えるなど感染拡大が続いている状況であります。

本市においては、市民の感染者は確認されていない状況ではありますが、隣県でのクラスター発生やG o T o トラベル等の人の往来による感

染リスクが高まっていると認識をしております。

また、季節性インフルエンザとの同時流行や年末年始にかけて人が集まる機会が増えることから、感染拡大が懸念されております。

そのため、重症化リスクの高い高齢者等に対し早めのインフルエンザワクチン接種を呼びかけ、接種率を高めるために、10月から助成金額の上限を3,800円に増額し、寒河江市及び西村山の4町の医療機関では無料で接種することができるよう対応をいたしました。加えて、新たに妊婦の方へも高齢者と同様の助成を実施しているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の県内の受診・検査体制が11月から変更となり、発熱やせきがある場合は、まずはかかりつけ医への受診相談、かかりつけ医がいない場合は、受診相談コールセンターへの電話相談となりました。現在のところ、市内の一部医療機関では受診、検査を行える体制を整えており、市立病院においても11月から受診、検査を実施できる体制と相なりました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している地域経済の活性化と消費喚起を目的に、9月定例会で御可決をいただいたプレミアム付き商品券事業を実施することとしております。商品券は12月1日から販売を開始し、令和3年3月20日まで市内の商品券取扱加盟店で利用いただけるものでございます。

このたびのプレミアム付き商品券の販売方法は、各世帯の商品券購入の機会を平等に確保するため、令和2年11月1日時点で本市に住所登録がある世帯主の方に郵送する購入引換券に基づき販売することとしております。

さらに、市内の中小企業者が国が提唱する新しい生活様式に対応するための環境整備に必要な消耗品等の購入や設備等の改修を支援することを目的に実施しております市新生活様式対応支援事業につきましては、補助上限額を当初の

5万円から20万円に引き上げ、令和3年1月25日まで申請を受け付けることとしております。

新型コロナウイルスが社会経済に重大な影響を及ぼしている中、市といたしましても様々な対策を講じておりますが、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るためには、ウィズコロナを前提とした社会経済活動に取り組むことが必要でございます。

市民の皆様におかれましては、引き続き新しい生活様式を実践していただき、一人一人が感染予防の意識をしっかりと持ちながら、「うつらない」「うつさない」ための行動をしていくことが重要であると考えておりますので、よろしく御協力のほどお願い申しあげる次第であります。

次に、令和2年7月豪雨災害の関連事業と防災力の強化について申し上げます。

まず、最上川寒河江緑地につきましては、多目的水面広場の水没、流木の流入、護岸の欠損等が発生し、甚大な被害を受けたところでありますが、去る9月28日、29日に国土交通省並びに財務省による災害査定を受け、復旧工事を発注したところでございます。

市道等に関する復旧状況については、市道における土砂崩れや市が管理する河川の浸食等に対し浸透防止工等の応急措置を完了しております。また、10月12日から国土交通省並びに財務省の災害査定を受け、現在、復旧工事に向け発注準備を行っており、引き続き残りの災害箇所につきましても災害査定を受けるための準備を行っているところであります。

農地、農業用施設及び林道の被災箇所につきましては、10月末時点で農地約5.4ヘクタール、農業用施設95か所、林道5か所です。そのうち、農地3か所、農業用施設10か所、林道1か所については、国の補助を受けるべく災害査定を申請しているところであります。

さらに、全体のうち地元で既に復旧されたも

のなどを除く、農地約4.3ヘクタール、農業用施設79か所、林道3か所については、復旧を急いでおりますが、現時点では農地約0.3ヘクタール、農業用施設34か所、林道2か所の復旧に着手しているところであります。

なお、現時点においても被災報告があるため、現地を確認し、被災された皆様と打合せをしながら早期復旧に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、このたびの災害に関して初期対応をはじめとするこれまでの対応について、自主防災組織、従事職員へのアンケート調査を通して避難の実態等の検証を行っております。加えて、町会や自主防災組織との連携や避難情報の周知方法、避難所への誘導や物品の整備、本部運営体制の見直し等の課題について、将来発生し得る風水害や地震等の災害に備え、今後の防災対策に反映できるよう対策を検討しているところであります。

さらに、現在、市民の皆さんへ避難時の行動についてのアンケート調査を実施しており、その結果に基づき避難所開設運営について検討し、不安なく避難行動ができる体制を構築し、市民の防災意識の向上に努めるとともに本市の防災力を高め、災害に強いまちづくりを推進してまいる考えであります。

次に、農産物の作柄状況について御説明を申し上げます。

10月30日に東北農政局から公表されました水稲の作況につきましては、10月15日現在で県内、村山地域とも作況指数104で「やや良」という結果が出ております。また、今年産米のさがえ西村山農協の概算金については、はえぬきは1俵当たり1万1,700円と昨年と比較し900円の減、つや姫は1俵当たり1万5,800円と昨年と同額となっております。

米価については、近年安定基調であったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により業

務用米の需要低下等により平成26年度以来の下落となりましたが、今後とも米価安定に向け、生産者、農業団体、行政が一致団結して需要に応じた米生産に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、秋の果実であるラ・フランスとリンゴの状況について申し上げます。

ラ・フランスにつきましては、着果肥大は園地によってばらつきが見られるものの、十分な着果数となっていることから、県全体の収穫量は平年よりやや多い1万6,200トン程度と見込まれております。

また、統一販売開始日は昨年より3日遅い10月29日となりましたが、8月19日に「山形ラ・フランス」としてG I登録され、今年度は登録後の販売初年度でもありますので、県をはじめ関係団体と共に消費拡大のための販売PR活動を実施したところでございます。

リンゴにつきましては、今年は黒星病の発生が非常に少なく生産量が回復する見込みですが、これも生産者、農業団体等関係者の皆様の御努力のたまものであらうと考えております。

次に、景気・雇用情勢について申し上げます。

10月22日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では、「山形県の景気は、厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが見られている」となっております。

山形労働局発表の9月の県内有効求人倍率は原数値で1.07倍、ハローワークさがえ管内では0.74倍、寒河江市内に限りますと0.88倍であります。また、正社員に係る有効求人倍率は、全国平均が0.78倍、県平均が0.82倍、寒河江市は0.79倍でございます。

今後とも関係機関と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な雇用対策を推進してまいる考えであります。

最後に、やまがた雪フェスティバルについて

申しあげます。

第6回となりますやまがた雪フェスティバルは、令和3年1月30日、31日の両日開催を予定しております。全国的なイベント自粛ムードの中ではありますが、本市を含む西村山地域の観光振興、県内の冬季観光の皮切りとして、新型コロナウイルス感染防止対策や入場者の把握など、県が示すイベント等の開催に関する基本方針に沿って、規模を縮小しながらも開催することに決定をいたしました。成功を期したいと考えているところであります。

以上、第3回定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申しあげる次第でございます。

質 疑

○柏倉信一議長 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第6、議第66号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第13号)から日程第17、議第77号市道路線の認定についてまでの12案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第18、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 初めに、議第66号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第13号)について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行の拡大防止対策として県と連携して実施する事業並びに令和2年7月豪雨災害により被害を受けた農業用施設等の復旧事業等を実施するため、予防接種事業費並びに農業用施設災害復旧費の追加等を行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ13億979万4,000円を追加し、予算総額を313億3,878万円とするものでございます。

次に、議第67号令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は人事異動に伴う給与等経費の調整を行うものであり、総務管理費及び包括的支援事業費、任意事業費を追加するものでございます。

その結果、15万5,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ48億6,080万2,000円とするものでございます。

次に、議第68号令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、県の新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備するものでございます。

その結果、収益的収入及び収益的支出にそれぞれ1,202万円を追加し、予算総額を20億4,432万円とするものでございます。また、資本的収入及び資本的支出にそれぞれ798万円を追加し、予算総額を資本的収入1億1,077万7,000円、資

本的支出 1 億6,144万1,000円とするものでございます。

次に、議第69号寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第3条に基づき、施設の整備及び管理を一体的に行う場合における指定管理者の指定手続等を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第70号寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例及び寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、延滞金特例基準割合等について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第71号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第72号天童市の公の施設の設置に関する協議についてを御説明申し上げます。

令和3年4月1日から天童市において天童市市営バスの運行区間を変更するに当たり、地方自治法第244条の3の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

次に、議第73号寒河江市田代地区多目的交流館に係る指定管理者の指定についてから議第75号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定についてまでの3議案について、一括して御説明を申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものでございます。

次に、議第76号市道路線の変更についてを御説明申し上げます。

道路網の再編に伴い、1路線の終点を変更し

ようとするものでございます。

次に、議第77号市道路線の認定についてを御説明申し上げます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、3路線を認定しようとするものでございます。

以上12案件について御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

散 会 午前9時55分

○柏倉信一議長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

令和2年11月16日（月曜日）第4回定例会

○出席議員（15名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	15番	木 村 寿 太 郎	議員
16番	阿 部 清	議員			

○欠席議員（1名）

14番 荒 木 春 吉 議員

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
木 村 三 紀	農業委員会会長	設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長
武 田 伸 一	企画創成課長	大 沼 利 子	財 政 課 長
片 桐 勝 元	税 務 課 長	高 林 清 美	市民生活課長
武 田 新 二	防 災 危 機 管 理 課 長	土 田 理 一	建設管理課長
門 口 隆 太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長	後 藤 芳 和	商工推進課長
猪 倉 秀 行	さくらんぼ観光 課 長	鈴 木 隆	健康福祉課長
小 林 弘 之	病 院 事 務 長	佐 藤 肇	学校教育課長

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦	事 務 局 長	東海林 茂 美	局 長 補 佐
兼 子 拓 也	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第2号 第4回定例会
令和2年11月16日(月) 午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員は、14番荒木春吉議員であります。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

令和2年11月16日(月)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
1	新型コロナウイルス感染症の感染者への誹謗中傷及び不当な差別的言動における対応について	(1) 社会、企業、団体における対応について (2) 教育委員会における対応について	12番 沖津一博	市長 教育長
2	財政を見据えての先行投資について	(1) 財政状況について (2) 町内会などからの要望である、道路改良や側溝整備、用悪水路などに		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
3	寒河江インター近隣の開発について	先行投資をして、寒河江市の経済を活性化させることについて 山形自動車道寒河江インター付近の開発行為に伴う流通産業等の集積計画並びに経済、雇用創出について		市長
4	コロナ禍と自然災害を克服し、夢と希望をもって農業に従事できるよう、次代を担う新規就農者等への支援と農業農村整備のさらなる推進について	(1) コロナ解雇による地方移住新規就農者等への支援拡充について (2) 長期滞在によるさくらんぼ労働力確保の支援について (3) 観光農業のコロナ風評被害対策について (4) 増大する鳥獣被害の緊急対策について (5) 農地の災害復旧事業負担軽減について (6) 二の堰周辺耕作放棄地対策について	8番 渡 邊 賢 一	市長 農業委員会会長
5	社会的弱者のコロナ対策と高齢者や障がい者にやさしい安全安心の公共交通充実について	(1) 市内循環バスのコロナ対策と利便性向上について (2) 寒河江駅エスカレーター新設について (3) JRフルーツライン左沢線の利便性向上について		市長
6	イノシシ対策について	(1) 囲い罟の導入と補助について (2) 自衛手段について	5番 月 光 裕 晶	市長
7	コロナ禍における家庭ごみの増加について	(1) プラスチックごみの増加傾向と対策について (2) 増えるごみのポイ捨てについて		市長
8	新たな情報発信について	若い世代をターゲットとしたSNSの活用について		市長
9	新型コロナウイルス感染のPCR検査の対応について	(1) 新型コロナウイルス感染のPCR検査について (2) 寒河江市立病院において新型コロナウイルス感染のPCR検査はできないか。	10番 佐 藤 耕 治	市長 病院事業管理者
10	豪雨被害の検証と	(1) 防災危機管理課の人員について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
	課題について	(2) 災害対応の検証について (3) 豪雨災害の課題について (4) 避難所の冷暖房設備について (5) 最上川の氾濫防止について		
1 1	国民健康保険税を取り巻く諸問題について	(1) 国民健康保険の考え方について (2) 国保税の収納率と滞納の実態について (3) 資格証明書や短期証の発行状況について (4) 他保険に比べ、負担が重い税の軽減について ア 自治体独自の減免制度の実施について イ 一部負担減免制度について ウ 子どもの均等割などについて (5) コロナ禍における国民健康保険のあり方について	2 番 太 田 陽 子	市 長
1 2	コロナ感染者への対応について	(1) 感染拡大における医療体制について (2) 感染者保護について		市 長

沖津一博議員の質問

○**柏倉信一議長** 通告番号1番から3番までについて、12番沖津一博議員。

○**沖津一博議員** おはようございます。

新星会の沖津でございます。

全国のコロナ感染者が11万人を超え、いまだに増え続けております。県内でも97名の感染者が報道されております。お亡くなりになりました皆様に謹んで哀悼の誠をささげますとともに、重症化により治療を受けておられる皆様をはじめ御家族の皆様に関心からお見舞いを申しあげます。

さて、佐藤市長は9月の定例会で4期目の出馬を表明され、これから具体的な選挙公約も発

表されると思います。コロナ克服と市民の命と暮らしを守る緊急対策や、ウィズコロナ時代のスマイルシティーカラーをさらに鮮明にして、市民の笑顔と幸せのため尽くしていただきたいと思っております。

第6次振興計画後期アクションプランの諸課題を進めていただきたいと思っております。

市長は、豊かな行政経験と、3期12年の実績と、強いリーダーシップ、その優れた手腕を多くの市民の皆様が高く評価し、また、迅速かつ的確な市政運営に対し市民のみんなが期待を寄せております。健康に十分留意され、頑張りたいと思っていますところでございます。

それでは、通告番号に従って質問をさせていただきます。

通告番号1番、新型コロナウイルス感染症の

感染者への誹謗中傷及び不当な差別的言動における対応についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスは、国立感染症研究所の情報によれば、本年1月、中国の武漢市などで感染が確認され、その後、我が国において感染の広がりが生じ、2月21日には政府による学校一斉休校、4月7日に政府により緊急事態宣言発令が行われるなど、山形県はもとより国家的危機をもたらしました。

その後、コロナ禍という感染蔓延の状態が続 き、現在も1日当たりの感染者が1,600人を超える日が続いております。感染の第3波の兆候が見られる予断も許さない状況にあります。

山形県においては、これまでPCR検査を医療機関における新規検査に限り、東北地方最多の6,500名を超える検査実施の状況にあり、97名の感染が確認されております。本市でも、7月13日、市内の飲食店において他県在住者の感染が確認され、今後も感染への十分な警戒及び感染防止対策と、風評被害など人権や経済活動を守る対応が市当局に強く求められているところであります。

このような中で、本市では感染発生への対応について、平成28年2月に策定した寒河江市新型インフルエンザ等対策行動計画を基本に、市対策本部において示された新型コロナウイルスの対応の目安に応じた対処が行われており、健康福祉課に新型コロナによるいじめ、偏見、差別に関する相談に対応する窓口を設けております。

ここで、全国的に問題となっている地域社会や企業、団体における新型コロナに感染した場合の誹謗中傷や不当な差別的言動の排除に関し、寒河江市民が安心して生活し、また経済社会的活動に従事していただくための考えや、これまでの対応について市長の見解をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

沖津議員から新型コロナウイルス感染症に関する御質問をいただきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染者、またその関係者に対するいじめとか偏見、差別などについては、議員御指摘のとおり、全国的にも問題になっているというわけでありますので、もちろん、寒河江市におきましても、このようなことがあってはならないというふうに考えております。

市におきましては、御指摘のとおり、差別等に関する相談窓口というものを開設をさせていただいておりますし、また、市民一人一人が人権に配慮した行動を取っていただくように、感染の予防に関する内容だけでなく、こういった手引を〔資料を示す〕、感染者に対する差別などの差別問題に関することを記載した「新型コロナウイルス予防の手引き」というものを7月に策定をさせていただきました。この手引については、市内の小中学生、それから保育所や幼稚園の父兄などに約4,800部を配布をしております。また、ホームページにも載せているところではありますが、さらに徹底していかなければならないとも考えております。

新型コロナウイルスに感染して差別などを受けたと相談があった場合に備えて、県や関係機関によるサポートチームというものを立ち上げて、相談内容に沿って専門家の助言を受けながら相談者に寄り添った支援を行うという体制を整えているところではありますが、まだ、本市においてはサポートチームを立ち上げるケースというのは起きていないという状況であります。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 私も市長と同じような考えでございます。

新型コロナウイルスの感染は、地球上全ての人類が社会生活における接触において生じております。このような感染リスクを抱える状況において、感染症の感染に伴う誹謗中傷や不当な

差別、言動における排除は決して許されるものではありません。まずは、寒河江市から、このコロナによる人権を守る動きを行っていく必要があります。さらに、対策が求められていると思います。

答弁にもありましたが、健康福祉課に設けております新型コロナいじめ・偏見に関する相談窓口への問合せの状況と、これまでの分析及び現状についてお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在のところ、寒河江市に設置しております窓口には、いじめ・偏見・差別等に関する相談あるいは問合せというのは、窓口では受けていないという状況であります。これは、7月13日のケースがありましたが、市民に感染者が出ていないという状況でありますので、今のところ、そういった相談も寄せられていないものだと思っています。

しかしながら、全国的には第3波が到来していると言われて、広がっているわけですので、いつ誰が感染するか分からないというような状況にあらうかと思っています。

そういうことですので、相談窓口があると、市のほうにもあるということについて、より多くの市民の皆さんにも知っていただくということが重要かと思っておりますので、先ほども申しましたが、改めてチラシなどを作成して全戸配布などを行うことをして、さらに周知を図っていきたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** ありがとうございます。

寒河江市内に、今のところ出ていないわけですので、相談もなかったということでもありますけれども、これから、いつ誰がどこでコロナに感染してもおかしくないような状況が続いておりますので、今後ともしっかりとしていきたいなと思います。

本市としても、さらに踏み込んで、社会的人

権や経済活動を守るために、寒河江独自の条例制定などについて、環境整備を急がれたほうがよいのではないかと思いますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 何度も申しますが、感染者あるいはその関係者に対する偏見、差別などはあってはならないと思います。市としても、こうしたことが起きないように、あらかじめ呼びかけていくことが大切だと思います。

しかしながら、現状を見ますと、SNSなどが普及している状況でありまして、市内だけではなく、広域的に感染者に関する不確かな情報、あるいは誹謗中傷などが瞬く間に拡散されているという状況にあるというふうにも思います。

そういう状況を見ますと、この問題については、市が単独で行うということだけでなく、やはり広域的な取組というのが必要だと思います。県のほうでも、いろいろな機会を通してそういうことを啓発しているわけでもありますけれども、県それから国、さらには関係団体などとも連携を図りながら、そういう差別、偏見が生じることのないような環境をつくっていくということが大事だと思いますので、そういった取組について進めていければと思います。

○**柏倉信一議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 続いて教育長にお伺いしたいと思います。

さきの質問に関連し、本市の教育環境における児童の感染に伴う負担への対応についてお伺いいたします。

国においては、文部科学省により、本年9月3日、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」について、第4弾となる対応が通知され、その後、10月にも同省より「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロ

ジェクト」が発表され、学校における指導及び動画などによる正しい啓発によって、差別・偏見をなくするための取組がなされております。

しかし、この対応だけでは不十分ではないかなと私は考えております。市民一人一人が正しく新型コロナを理解し、全ての児童生徒が教育を受ける権利を保障され、伸び伸びと学校生活を送れる市全体での取組が必要ではないかと感じております。

そこで、本市において児童生徒が感染した場合に伴う負担及び学校運営への対応について、教育長の答弁を求めます。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 児童生徒が感染した場合の負担、そして学校運営の対応ということでございますが、本市における感染症対策につきましては、議員から御指摘があったとおり、文部科学省の衛生管理マニュアル、それから県教育委員会の「新しい生活様式」を踏まえた学校運営方法にのっとり対応しております。

10月に入って、県内で再び感染者が出始めたことを受け、県教育委員会の指導もあって、11月4日付で、学校関係者に新型コロナ感染者等が出た場合の対応についてということで、再度、保護者宛てに通知させていただいたところでございます。

その中で、児童生徒が感染した場合、感染が判明した場合の対応について、1つには、当該児童以外の濃厚接触者が保健所に特定されるまでの間、学校を閉鎖すること。その期間はおおむね3日以内であること。

2つには、当該感染者の学校では、活動の様態や接触者の多寡、多い少ないを踏まえて、保健所と相談の上、校内消毒などの対策を講じること。

3つには、当該感染者の学校内での活動状況による学校内での感染拡大の可能性が高いと判断された場合は、臨時休業とする場合があります。

ることが示されておりますので、感染者が発生した学校にあっては、保健所等と連携しながら、校内消毒あるいは他の児童生徒への感染拡大が懸念されるかどうかの調査、あるいはマスクや保護者等への情報管理等の対応というものが学校には必要になってくると考えております。

加えて、これは決して許されることではございませんが、感染した児童生徒や、その御家族への不当な差別、偏見などが発生した場合は、学校にとっては、その対応というものは極めて大きな負担になると考えているところであります。

市内全ての学校では、学級活動、保健指導において市で作成しました、先ほどありました新型コロナウイルス防止の手引、それから日本赤十字社で作成した資料などを活用しながら、差別や偏見等の防止について指導を行っておりますが、これに加えて、先ほど申しあげた通知においても、差別や偏見につながるような行為は不適切であり、あってはならないものであること、それから、子供は親の言動を見てまねをするので、大人が差別やいじめをしない生き方を示すことが大切であるということを加筆いたしまして、家庭での適切な指導をお願いしたところでございます。

いずれにいたしましても、市内小中学校で感染者が出たというような場合につきましては、教育委員会としましても、保健所あるいは県の教育委員会と緊密に連携しながら、学校を全面的に支援してまいりたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 ありがとうございます。

今の答弁にもありましたが、文科省及び県の教育庁の指導によって策定した小中学校における「新しい生活様式」を踏まえた学校運営方法について通知、各学校長へ発出し対応しているとのことですが、それでは、次の点について伺

います。

この学校運営方法に記載された、児童生徒・保護者の不安軽減及び感染者に対する偏見・差別によるいじめ防止のための指導、不安を感じている児童生徒に対してのスクールカウンセラーの活用状況について伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 7月に市内で感染事案が発生した際に、市内の学校において、新型コロナウイルス感染症に係る差別・偏見に関する保護者からの相談が2件あったと、こういうふうに報告を受けております。

1つは、子供が学校を休んだことで、コロナ感染ではないかと疑われないかという不安の訴えでありましたが、子供が登校した後、このようなことが起こらなかったため、保護者も安心して、これは解決しております。

もう一つは、コロナに関連し子供が悪口を言われたというケースでございまして、直ちに学級担任が事実確認を行い、悪口を言った子供に指導を行い、不安が解消されております。

この2件とも、スクールカウンセラー派遣の必要性が出る前に、学校の職員の組織的対応で解決しているところでございます。ただ、今後感染者が発生してしまった場合など、不安を抱く児童生徒や保護者の方が出ることも想定されるため、そのような場合につきましては、全ての中学校に配置されているスクールカウンセラーに迅速につなげて、各学校が組織的で当該児童生徒や御家族に寄り添った対応をしてまいりたいと思います。

また、小学校にはスクールカウンセラーが配置されておきませんが、中学校のカウンセラーが学区の小学校も支援できるように勤務時間を増やすなど、迅速に対応できる体制をつくっていきたくて考えております。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 ありがとうございます。

本市では、いじめ防止対策に関する根拠となる寒河江市いじめ防止対策の推進に関する条例や基本方針などを制定しておりますが、全国的に、学校における新型コロナウイルス感染症濃厚接触者などに伴う該当の児童生徒に対する差別や偏見や、学校全体の不安をなくすため、取組が課題となっているところ、本市において感染症におけるいじめ防止条例または基本方針の策定などに向けた考えと新たな対策方針について伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 寒河江市いじめ防止基本方針につきましては、平成26年度に策定して3年ごとに見直しを行うということになっておりますので、来年度が2度目の見直しの時期に当たります。

また、この基本方針に基づいて各学校が定めることになっております、学校いじめ防止基本方針につきましては、毎年見直しをするということになっておりますので、今年度中に、来年度に向けた見直しが各学校で行われることになります。

各学校にあつては、新型コロナウイルス感染症への対応に加えまして、今年度中に1人1台タブレットの導入も行われるため、ネットいじめに対する危機管理の必要性というものも高まっており、各学校におきましては、この2つの視点を加えて、いじめ防止基本方針を策定する必要があると考えております。

新型コロナウイルスとネットを介してのいじめの対応については、条例で設置することになっております市のいじめ問題対策専門委員会を10月13日に開催しております。その中で、教育、心理、法律、福祉、人権に関わる専門家の方より御意見を頂戴しているところであります。

沖津議員の御質問は、コロナ感染症に係るいじめの対応についてでございますので、この点に限って、この専門委員会で頂戴した御意見に

ついて、一例を挙げて申しあげたいと思います。

各委員からは、人によってリスク意識が異なるため、個人差を理解した上で対応していくことが肝要であること。それから、感染者は加害者ではなく被害者であり、誰でも感染者になり得るものだという事を繰り返し伝えていく必要があるということ。さらには、この問題は学校だけの対応ではなく、地域での支援が必要であるということなど、貴重な御意見をいただいたところでございます。

これらを学校にしっかりと伝えまして、その内容を加味した形で、各学校のいじめ防止基本方針に反映した形で改定をして、いじめ防止に対して実効ある取組がなされるよう指導してまいりたいと思っております。

○**柏倉信一議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 御丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。寒河江市では、生徒のいじめ、誹謗中傷や不当な差別などの言動が行われないように、そして不安を抱えている子供や家庭に対し、寄り添った対応と裏づけとなる環境整備に向けた早急な対策を求め、この質問を終わらせていただきます。

次に、通告番号2番、財政状況を見据えての先行投資について伺います。

市長は、平成20年1月就任以来、本市の財政再建に取り組み、数字で見える実績を上げてこられました。就任当初、実質公債費比率19%という厳しい状態から、昨年は7.7%となり、実に11.3%の減少を果たし、財政再建を達成されました。

また、将来負担比率も19.7%と平成20年度比131.3%減となり、経常収支比率も90.9%と8.7%の大幅な減少により、今の寒河江市の財政は県内でも上位の財政健全団体となっております。本市の財政数値は、投資的事業を十分行える状況にあると思っております。

今般のコロナにより、多額の財政出動を行っ

てきたわけでありましたが、国の臨時創生交付金における手当や、財政調整基金による対応において、十分な財政措置が取られてきました。

今後も財政計画書の見直しや長期財政計画の策定、大型公共事業の見直しなどを行いながら、地域が求める安全・安心な市民生活のため、投資的事業を行うことについて十分保たれ、予算執行が可能であると思っております。

ここで市長に、就任から実践されてこられた財政再建について自己評価と、寒河江市財政の現状についての考えをお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 沖津議員から御指摘がありましたが、私、市長就任当時、寒河江市の財政というのは公債費、公債費というのは借金を返す費用ですけれども、公債費をはじめとする義務的に支払わなければならない経費が大変多くて、そういう意味では、自由に使える予算が少ないという、大変厳しい状況であったわけでありましてけれども、そういった状況でありましたから、何とかこれを改善すべく努力してまいりました。

御指摘のように、過分なお言葉をいただけて大変申し訳なく思っておりますけれども、借金をする場合でも、返還する際に交付税措置がある、補填があるなどという、いわゆる有利な起債と、こういうふうに我々言うておりますけれども、有利な起債を優先的に活用する。それから、御案内のとおり、ふるさと納税でも、寒河江市のほうに多額の寄附を頂いておりますから、そういうふるさと納税の財源なども有効に活用させていただくということで、そういう意味で財政健全化に努めてきたところであります。

その結果、御指摘のとおり、財政規模に対する借入金の返済額の大きさを示す実質公債費比率、それから財政規模に対する借入金等の負債額の大きさを示す将来負担比率、それから先ほども申しましたが、自由に使えないお金の割合を示す経常収支比率というのがありますが、こ

れはいずれも低くなっている、要するに財政が健全化していると思っています。

ただ、例えば実質公債費比率は、令和元年度の決算で見ますと、県内の13市の中では、まだ6番目と、真ん中ぐらいですね。ですから、これまでの取組で財政の健全化に対する一定の成果が出ているわけでありましてけれども、財政の健全化というのは毎年、毎年の積み重ねなので、やはりそこはきちっと取組を進めていかなければならないということを考えております。

そして、次の年のことを見据えますと、今後、新型コロナウイルス感染症の影響によって税収が減少するということが見込まれています。さらには、年々膨らむ社会保障費、それから、御案内のとおり、市有施設の老朽化に伴う維持経費などが増えていくということが考えられますので、令和3年度については、楽観を許さない大変厳しい財政運営になるというふうにも、我々は見込んでおりますので、そういった状況を踏まえながら、きちっと財政運営をしていくということで、今、編成方針などを定めさせていただいて取組を進めているところであります。

○**柏倉信一議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** なかなか慎重な御意見、ありがとうございます。

今、コロナの影響で社会経済は大変な状況にあります。飲食店や観光業はもとより、様々な企業に影響が出てまいりました。そんな中、寒河江市だけが財政状況がよくなっても評価は上がらないのではないかなと、これは私の私見でありますけれども、思っております。

今まさに、来年の予算編成が行われているところだと思います。市民生活をさらに向上していくために、町内会などから要望の出されている生活環境の改善に向けた各種対策事業について、十分かつ健全な財政状況を勘案し、積極的な要望事業の予算を確保し、市内の企業における公共事業の受注による経済活性化策を講じるべ

きと考えますが、市長の見解を伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま沖津議員のほうから、市民の皆さんの生活道路整備というのが大変多くなっているんで、そういった点に予算を重点的に配分をすべきではないかという御指摘がありました。私も、最もそういうところに意を用いて、大変重要な課題であると思っています。

市のほうでは、以前からこうした市民の皆さんの多くの要望に応じていくということで、優先順位の審査会などを開催をして、公平に、公正に公共事業の優先順位基準に基づいて整備促進をしているところでありますし、投資的な事業については、財政状況を見ながら真に必要な事業を厳選して予算編成をしているというところであります。

比較的大きなプロジェクトはもちろんでありますけれども、生活関連道路、それから浄化槽整備、消防施設整備など、市民生活に密着した事業についても配慮して予算編成を行っているところであります。

今年の場合など、今年はまだ終わっておりませんが、特に緊急的というか臨時的に、コロナの関係の対策というのが展開をしてきたわけでありまして、国からの交付金、あるいは県からの補助金などもありましたが、それだけではなかなか十分ではない。その件については、市長会などを通して国のほうにも、さらに交付金の増額を要望しているわけですが、そういった意味で、我々は対策を積極的に補正予算として講じてきたのは、御案内のとおりであります。

途中ですから何とも申しあげられませんが、9月補正後の予算段階では、コロナ対策については、市民1人当たりになりますと、コロナに対する市の予算、全体ですけれども、コロナ対策としては市民1人当たり約17万3,000円というふうになっております。国の補助金、

県の補助金も入れてですけれども、この17万3,000円というのは、県内13市では最も多い額、1人当たりになりますと最も多いということで、こういう臨時的なものに、やはり予算も使っていかなければ、緊急、突発的なものにも備えていかなければならないという状況にあります。

そういうことで、来年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響による市内経済の状況などを十分踏まえながら、また市の財政状況なども十分勘案しながら、特に御指摘のあった側溝整備、あるいは用悪水路、それから舗装整備など、市民生活に密着した事業などについては、さらに推進を図って、市民の皆さんが安心して暮らせる環境というものを向上していかなければならないと思います。

そういう意味では、これからは、来年は特に市内経済の循環と、いかに促進をしていくか、それから、健全財政を維持するかという両立を図りながら、財政運営していかなければならないと考えております。

○**柏倉信一議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** ありがとうございます。大変丁寧な、また前向きな答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

現在、町内会などから出ている要望なども、100か所を超えていると伺っておりますし、年間でやっているのが十数か所ぐらいということでありますので、ぜひ、小さな工事でも大いに出していただくと、寒河江のまちがにぎやかになって活力が出るのではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

コロナ禍という先の見通しが示せない中における予算編成、財政計画策定は大変難しいところがあるのではないかとすることは理解しております。寒河江市の健全な財政に自信を持って予算編成を行い、住環境の整備など市民や地域の期待に応えた市政運営を求め、次の質問に入りたいと思います。

通告番号3番、寒河江インター近隣の開発について伺いたいと思います。

昨年の6月でも質問させていただきましたが、人口減少に歯止めをかけるため、寒河江インター東隣への流通センター、流通団地創設について提案をいたしました。

市長からは、平成10年都市計画マスタープランの策定から、本地域に関する経過を報告され、寒河江インター付近の開発に伴う新たな産業団地の構想による経済及び雇用の創出には賛同するとの前向きな答弁とともに、平成28年、民間企業に委託した調査結果においても、本市の開発エリアとして魅力的な地域との内容を紹介する答弁もいただきました。

一方で、水防法改正に伴い、ハザードマップにおける浸水エリアが拡大し、この地域もその水害の可能性が生じてしまった点についても、慎重な感想を述べられたところでございます。

この質問から1年半が経過し、山形市や天童市、上山市など、近隣の自治体のインターチェンジ付近の開発の状況を見れば、山形県のほぼ中心である寒河江インター付近の開発行為に伴う流通産業集積について諦めることができないので、もう一度質問をさせていただきました。これから寒河江市の発展のために必要不可欠な事業として、私は思っております。

第6次振興計画において、第2章「活力と交流を創成するまち」の中の第3節「賑わいを生む商工業振興」の4項にある「企業誘致の推進」にあります新たな工業団地の検討に関する計画に関し、令和2年度が行動計画前期最終年度であり、後期の行動計画に向けた市長の見解を伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 沖津議員、ただいま御指摘がありました。近年、県内の他の地域で、山形中央自動車道インターチェンジ付近に産業団地等が整備をされている。その中で物流業とか卸売

業などを中心に立地が進んでいるというような状況があるわけであります。

昨年の6月にも沖津議員から御質問をいただきましたが、そのときもお答えをいたしました。大変、インターチェンジ周辺については魅力的な地帯ではありますけれども、国が定めた洪水浸水想定区域にあつて、開発には慎重にならざるを得ないという御答弁をさせていただいたところでございます。

今回、また再び御質問いただいた背景には、南部地区及び本楯地区における最上川の堤防の強化工事が完成したということがあつて、完成したからには大丈夫なのではないか、検討していけるのではないかということがあるのではないかと考えています。

我々も、果たしてそれがどうなんだということもありましたので、山形河川国道事務所に、一応、どうなんだということについて確認というんですか、照会をさせていただきましたが、堤防強化工事というのは、堤防の補強工事であつて、最上川の流水能力自体は変わっていないということであります。

流水能力というのは、川がどのくらいの水を流すことができるかを表したものだそうですが、つまり、今回の工事が完成したことでは、浸水想定区域図の浸水深、深さですね、変わることはないというような見解をいただいていると聞いております。

そういうことであれば、全国的にも水害が、特に今年も多発しましたから、企業においても、そういう防災意識というのは大変高まっている状況にあるかと思ひます。

そういう意味では、なかなか工業団地をそこに立地するということは、そういう結果からすると大変厳しいのではないかというふうにも思われるところでありますけれども、この点については、改めて国、特に山形河川国道事務所にお邪魔をして、実際の考え方はどうなのか、さ

らには他の方策などについて考えることができないのかななどを、やはり相談をさせていただくなどをして、研究、検討させていただきたいと思つているところであります。改めて確認をさせていただいて、別途方策について研究をしてまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 ありがとうございます。

私も、堤防の強化工事は、最初から、工事のときからずっと見ているわけでありますので、あの堤防が決壊するなんていうことは、私個人の私見としてはないのではないかと思いますけれども、100%と言われれば、それは大丈夫だということとは言えないと思ひますし、いろいろ研究をしていただきたいと思ひます。前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。

ハザードマップへの対応は十分加味しながら、いかに知恵と結果を出していくのかが問われていると思ひます。輸送網集積の全国的な最近の事例を見ると、静岡県三島市において、インターチェンジまで1.4キロの好アクセスを生かした新たな開発行為に伴い、県内大手物流企業が国土交通省の総合効率化計画として認定を受け、非効率な物流体制の整備をすべく、梅名物流センターを新設するなどの事例がこのコロナ禍の中でも見受けられます。

この物流総合効率化法を生かしながら、寒河江インター付近の開発行為を、新物流産業の集積に向けた調査研究を山形県と共に働きかけをしていただいて、早期の実現を求めたいと思ひます。

令和の時代は、感染症への対応とともに、人口減少に伴う労働不足を見据えたデジタル化によって、第4次新産業革命が到来することが想定され、時代の変革を先取りすることが必要です。

また、コロナによって変化の速度はさらに速

まっております。そして、新たなキーワードとして、リスクの分散化、都市移転も加わり、次代を見据えた寒河江市の市政の実現を期待して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

渡邊賢一議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号4番、5番について、8番渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 社会民主党、市民クラブの渡邊賢一であります。

野党共闘への結集、諸事情によりまして今回が社会民主党所属としての最後の一般質問となりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、私からもコロナ感染によりお亡くなりになられた皆様に謹んで哀悼の誠をささげますとともに、罹患して治療を受けられておられる皆様、御家族の皆様にご心からお見舞いを申しあげます。

また、今夏の7月豪雨災害で被害に遭われた皆様に、改めて謹んでお見舞い申しあげたいと思います。

さて、初めに、アメリカ大統領選挙において、究極の独裁者と世界から非難されてきた共和党トランプ大統領が、民主党バイデン氏とデッドヒートの争いの結果、バイデン氏が勝利しました。これまでトランプ大統領が数々の大統領令を連発し、世界の人々を恐怖と失望に陥れるようなワンマン政治に反対の意思を示した良識あるアメリカ国民の勝利ではないでしょうか。

しかし、日本では安倍政治を踏襲する菅政権が始動しましたが、日本学術会議の任命拒否問題に見られるように、期待外れというより、安倍政権以上に独裁性が強いのではないかと市民から言われているわけでございます。

さて、沖津議員からも激励の言葉がありましたけれども、私からも市長に対し、ささやかな

エールをお送りします。

県職員時代の豊かな行政経験、そして吉村知事と共にしっかりと連携して、3期12年の確かな実績、そして強い信念とリーダーシップ、その優れた手腕を多くの市民の皆さんが高く評価し、期待を寄せているわけでありませうけれども、特に、先憂後楽を座右の銘とされ、不偏不党、政治的中立を堅持し、子供やお年寄り、女性、障がい者など、社会的弱者の立場で市政を進めてこられました。

今こそ、コロナ克服と経済再生、市民の命と暮らしを守る緊急対策の実施をはじめ、市民の笑顔と幸せのために、ぜひ第6次振興計画後期アクションプランをはじめとした諸課題を進めていただきたいと思っているところでございます。

さて、今回は新年度予算にぜひ反映していただきたい市民の声を、1つはコロナ禍における農業、観光の振興、農業農村整備の推進、2つ目は、高齢者、障がい者など社会的弱者への支援策など、2項目の質問にまとめさせていただきました。ぜひ、どうか前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

通告番号4番、コロナ禍と自然災害を克服し、夢と希望をもって農業に従事できるよう、次代を担う新規就農者等への支援と、農業農村整備のさらなる推進について、(1) コロナ解雇による地方移住新規就農者等への支援拡充についてでございます。

山形新聞の11月9日の記事によれば、厚生労働省の発表で、新型コロナウイルス感染拡大に関連する解雇や雇い止めが、見込みも含めて、11月6日時点で4万242人になったと発表されました。

業種別では、製造業が最大の増加数となっていて、アルバイトなど非正規労働者が約半数を占めていると。業種別では、製造業がトップ、その後、飲食業、小売業、宿泊業、労働者派遣

業の順で多くなっています。

一方で、新型コロナウイルスの影響によって、総務省発表では、9月の完全失業者は、前年同月比42万人増、210万人にも上ると。特にパートやアルバイトなどの非正規の労働者が顕著だと報じているわけでございます。

県では、こういったことも含め、一方で山形新聞の10月28日の記事では、農業新規就農者の状況なども発表されたわけです。今年5月末までの1年間の県内新規就農者が353人となったということで、吉村県政の中でも特筆すべきところではないかと言われております。

この前回調査348人を5人上回り、5年連続で東北1位となっていると。学卒者やUターン就農者が増加傾向にある一方で、残念ながら女性就農者が減っているということもございます。

何を申しあげたいかという、本県での就農を決めた理由として、米やさくらんぼなど本県農産物に魅力を感じる人が県外から多く来られているというふうなところを強調したかったのでございます。

ここで質問ですけれども、新規就農等への支援について、本市の移住定住推進の面からも、コロナで職を失った方々に、ぜひGoToファームとして就農のアプローチをさらに強力に行って、このような時代だからこそ、本市農業の貴重な担い手として頑張っていただきたいと思っております。

今こそ、新年度予算において、これまでの就農支援関連の補助金にさらにプラスして、コロナ加算の上乗せを独自に行ってはいかがかと思いますが、市長の御見解をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 渡邊議員から新規就農者についての取組ということで御質問をいただきましたが、端的に申しますと、寒河江市の新規就農者、令和元年度は30人という状況であります。内訳としては、新規学卒就農者が2人、それから農

家出身で他産業に従事した後に就農した方、いわゆるUターン就農者が19人、それから非農家出身で新たに就農した新規参入就農者が9人、このうち県外出身者は3人ということでございます。県全体では353人ということでありまして、本市の新規就農者の割合、8.5%になっております。県内の市町村では3番目に多い人数となっております。

いろいろ議員御案内のとおり、様々な支援策というものを、今寒河江市、国・県の事業も含めてですけれども、取り組んでいます。就農時に経営確立に向けて金銭的な支援を行う農業次世代人材投資資金、それから賃貸住宅の家賃などを補助する新規就農者定住促進支援事業、さらには経営に必要な農機具の導入に係る経費を補助する担い手新規就農支援事業などを行っているところであります。

これらの事業においては、就農5年後に農業所得200万円を目指して取り組むという市の認定新規就農者になるということや、国の事業を活用する研修生になるというのが前提条件であります。様々な要件を満たす必要があるということも事実であります。

我々としては、そういう支援措置を講じながらも、さらに新規就農者を確保するという意味で、市の新規就農者支援育成協議会が中心となって、今年度は仙台、8月1日開催をいたしました。それから東京、これは9月27日にオンラインで開催をいたしました。就農フェアというものに出展をしております。合計26名の方から就農相談を受けてきております。

また、民間の農業情報サイトに、寒河江市の就農に関しての特設ページなどを作成をしておりますし、そういった意味で、情報発信を強化して新規就農者の掘り起こしを積極的に進めているところであります。

今年度は新型コロナの影響で中止をせざるを得なかったわけですけれども、例年3月中旬と6

月下旬に本市での一泊二日の農業体験などもさせていただいて、来ていただいているということでもあります。

御指摘のとおり、新型コロナウイルスの影響で地方移住ということについて大変関心が高まっているわけでもありますので、そういった中で、新規就農者を確保する点からいうと、一つの機会だというふうにも我々も思っているところがあります。

そうした状況ですが、国のほうでも農村での多様なライフスタイルを実現するための支援策として、農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xなどについての支援を検討しているというふうに聞いているところでもあります。

こういった状況を踏まえますと、新規就農者向けの補助金にコロナ加算として上乘せをするという御提案をいただいたわけでもありますけれども、まずは新規就農者の多様なニーズというものを受け入れられる環境をつくっていくというのを、まず優先して取り組んでいく必要があると思っています。

これと並行して、国の、先ほど申しあげた動向なども参考にしながら、そして市の移住定住対策なども併せて新規就農者が定着できるための必要な支援というものを検討していきたいと考えております。

貴重な御提案、ありがとうございます。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 市長から御答弁いただきましたけれども、今、深刻な失業と併せて、コロナ鬱による自殺者、これが増えているという報道もございます。

ぜひ、この寒河江市は移住定住に本気ですと、新規就農者に本気ですというふうなキャッチフレーズで、もっともっとアプローチすべきだと思っておりますので、ぜひこうした点も含めて御検討をお願いしたいと思います。

(2) 長期滞在によるさくらんぼ労働力確保

の支援についてでございます。

大好評で、重労働のさくらんぼ収穫シーズンにおける労働者の唯一の楽しみは、本市の独自に行われてきたさくらんぼボーナスでございました。今シーズンから、このさくらんぼボーナスが縮小され、来シーズン以降、労働力が本当に確保できるか不安だと農家から声が上がっています。

特に、毎年お手伝いしていただいている方々は御高齢で、収穫するにも脚立に上れない、選果するにも目が衰え、傷んだ1粒を見逃す、自動車運転免許を返納したので家族の送迎が必要だなど、困難な状況はこれからも続くと思込まれます。

今年度は、新規の労働者だけに限定したため、約300人と聞いているんですけども、同じ仕事をしてボーナスが出る、出ないで、農家の中でも格差が生じてしまったと。同一労働同一賃金でなくなるので、その分、農家が負担したところもあったと伺っております。

本市の実績では、平成30年、2年前はさくらんぼボーナス、1,495人という実績がございまして、継続実施するとともに、さくらんぼの箱詰め研修会など、初心者のみを対象に行って、あるいは子育てママを対象とした作業体験会など、様々な形で事業を展開されてきた。こうしたところをぜひ引き継いでいただきたいと思っています。

ここで、新年度予算ではさくらんぼボーナスの復活と同時に、労働力確保のためにショートステイやロングステイの一定期間滞在してお手伝いをしていただく労働者に対しては、ボーナスはもちろんですけれども、宿泊料、市民浴場の入浴料補助など、国の補助事業を使って、本市の独自の、今度はG o T o さくらんぼの優遇策を講じてはいかがかと思いますが、市長の御見をお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 渡邊議員から非常に貴重な御提案をいただき、ありがとうございます。

さくらんぼボーナス事業というのは、市の独自対策として、生産者の方が新規作業者を確保するためのきっかけづくりの一環として、平成28年度に開始したわけであります。昨年度までの4年間で延べ4,483人の方から申請があつて、毎年継続して作業に来られた方も多く、定着してきたわけであります。

そういったことで、市としては、当初の事業目的に対して一定の効果が生じてきたと認識をしております。もちろん、これは生産者の皆さんが信頼関係の構築や、お互いが納得する労働条件の確立をしてこられた、そういう努力があつたればこそだと思つているところであります。

しかし、依然課題となっておりますが、渡邊議員も御指摘がありました。新規の作業者をいかに確保するかというのは、やはり課題として残るわけでありますので、市としては、新規作業者の確保のための、そういう意味できっかけづくりの一環として、新規の方を対象に事業を実施してきているわけでありますので、御理解をいただきたいと思つているところであります。

それから、様々独自性の高い滞在型の労働力確保対策について、いろいろ御提案をいただきました。我々も一つ一つ、今日お答えするのはあれだと思つますけれども、検討させていただいて、取組を考えていきたいと思つます。

今後の対策を進める上で、遠方からの作業者の確保というのも大変重要な手法の1つになり得ると考えているところでありますが、ただ、市内宿泊施設の受入れ能力、もちろんさくらんぼの時期でありますから、さくらんぼの観光客の方が宿泊施設を利用するので、それ以外の宿泊施設をどういうふうに確保するかなどというのも大変課題であらうと思つますし、宿泊の費用の負担の大きさ、それから作業者、遠方から

来られた場合などは、特に作業者の適性が分からないままに受け入れるということについて、生産者の皆さんの不安などがある。そして、作業者が継続して来てくれるのかどうかということで、様々課題があると思つますので、そういったところも十分検討していかなければならないと思つます。

また、作業時間というのは限られても構わないというケースもありまして、子育て中の方とか、それからボランティアなどでの企業研修、それから学生ボランティアなどの方の労働力についても、来ていただくわけでありますけれども、実際に受け入れた生産者からは、大変助かつたという評価もいただいているところであります。

しかし、多くの生産者の方の本音は、必要な期間に毎日従事が可能で、次の年以降も継続して作業してきていただける方というのが本音としては求めていらっしゃるというところがありまして、そういう理想的な方というのはなかなか見つかりにくいというのも現実かと思つます。

そういう意味で、滞在型の作業者も含めて、作業者確保に当たっては、生産者の方の理解というのが基本的でないとうまく対策を進めることができませんので、市としては、労働力確保に向けて、生産者の方の御協力をいただきながら、御提案の点なども含めて試験的に取組をさせていただいて、課題を把握しながら、生産者の皆さんも生産を維持・拡大できるような労働力確保対策を進めていきたいと考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。

ふるさと納税全国9位、44億円超の返礼品の多くが米とかさくらんぼ、牛肉などの農畜産物でございます。その見返りの一部でもいいわけですので、ぜひ、農家とその次の世代に充てていただきたいというのが要望でございます。

さくらんぼのアグリヘルパーさん、新規の労

働者は、今市長からもありましたように、毎年来てくださるか分からないというところが非常に大きい悩みの種でございます。長年来ていたでいる方は、アドバンテージがあり、来年もぜひ来ていただく可能性は高いわけですが、農家にとってはまさにそういった方が宝です。だから、ぜひ新たな手法で、労働者派遣業に対して、私は否定的なところはありますけれども、この時期だけは、やはり寒河江市がきちんと労働力の確保に真剣に取り組むべきだと思っております。ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思います。

さて、(3)の観光農業のコロナ風評被害対策についてでございます。

菅総理は、地方創生の柱を観光と農業とおっしゃっています。コロナウイルス感染防止対策において、観光農業はじめ市の進める農業振興面におきましては、様々な問題が顕著に表れてきました。特に、さくらんぼのような短期決戦型農作物につきましては、来シーズンの到来を待つことなしに、早期に実効ある対策を国や県にも求めていかなければならないと思っております。

今シーズンは、早々と観光さくらんぼ園の閉園が宣言されたり、あるいは一方で、6月初旬には東北と新潟各県の往来の解禁、6月中旬には関東圏にもエリアが拡大したり、10万円の特別定額給付金が給付されたこともあって、当然、観光客が本市にさくらんぼを求めて殺到したわけでございます。

本市では、「特×得」キャンペーンによる宿泊者の呼び込みは、当初予想していた2,000人の倍の4,000人が本市に宿泊されました。お土産はもちろんさくらんぼであったと聞いております。

一方で、さくらんぼの最盛期において、市民の中には、当時Go To Travelのようなキャンペーンが行われなかったこともあって、残念

ながら県外ナンバーの観光客を敬遠し、コロナウイルス扱いするような、いわゆる自粛警察の方もあって、観光さくらんぼ園の直売所の営業妨害まで行われたと私は聞いています。

私も、せっかく本市を訪れた観光客の皆さんが嫌な思いをしなくてもいいように、対応を当局のほうにもお願いしました。こうしたことを来シーズンも繰り返してはならないと思っております。

何点かまとめますと、観光客に対する観光物産協会の方の対応、特に予約なしの個人客に対するホームページなどでの情報発信の内容とその対応、周年観光農業推進協議会に未加入の農家の方への周知と対応、温泉協同組合や飲食店組合などへの対応など、これまで様々な方面において適切な対応を求めてまいりましたけれども、まだまだ改善の余地がたくさんあるのではないのでしょうか。

コロナ感染防止対策、また観光農業振興において、どちらも重要であり、ブレーキとアクセルをうまく使って乗り越えていくべきです。来シーズンに向け、コロナ感染の風評被害対策について、市長の御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 本市の観光農業、新型コロナウイルスの関係で大変な影響を及ぼしてきたわけでありまして。2月の観光いちご園の団体客のキャンセルから始まって、御指摘のとおり6月のさくらんぼは、観光さくらんぼ園の開園自粛ということがありました。

もちろん、皆さん、我々も含めて初めての体験というんですか、経験であったので、次のときは、そういういろいろな反省を踏まえて改善していくというのが基本だろうと思っております。

8月下旬からは観光ブドウ園を開園したわけでありましてけれども、感染予防対策を十分に取ながら開園したところ、昨年並みの入園者数を得ることができた聞いております。

また、今後、現在は観光柿園などもオープンしているわけですね。12月からは観光いちご園がオープンする予定ということでもあります。我々も、市としてもこれまでの対応なども踏まえて、誘客に向けて支援策を講じてまいりたいと思っているところでもあります。

来年の話をする、周年観光農業推進協議会では、来年の観光さくらんぼ園の開園に向けて、観光客への情報発信方法、入園受付、決済方法、園内での感染防止対策など、新しい生活様式に即した受入れ体制づくりについて話し合いを進めているところでもありますし、また、既に旅行会社からも予約、問合せが入っているところでもあります。市としても、観光農園での感染防止対策、安全対策を徹底した上で、安心して来園いただけるように、これらの取組を支援すると同時に、誘客に向けてキャンペーン事業なども併せて取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

ぜひ、渡邊議員御指摘のとおり、来年のさくらんぼシーズンには、さくらんぼ狩りの本場として本市全体が観光客でにぎわいを取り戻すよう努めてまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 コロナによるストレスというんですか、高まって、先ほど沖津議員の質問にもありましたけれども、SNSでも口コミの誹謗中傷とか嫌がらせなども非常に多くなっていると伺っています。

農業分野におきましても、ぜひ、今市長に御答弁いただきましたけれども、対策を講じていただいて、観光客が安心して来られるように、さらには生産者も安心して経営できるようにしていかなければならないと思っています。

(4) 増大する鳥獣被害の緊急対策についてでございます。

今年是有害鳥獣の被害が非常に増大しているということで、県のみどり自然課によりますと、

熊の出没、目撃件数については、11月1日現在で695件、人的被害も5件という最高の数に上っているということでもあります。イノシシも相当な数に上っていると。それによって、小規模農家が営農をやめる事態となり、耕作放棄地がさらに増えていくのではないかと懸念されているわけでございます。また、市内でも様々な野鳥の被害なども多く出ています。

こうした駆除対策には、今までのわなとか電気柵とかいうこともありますけれども、なかなか効果が出ない、個人農家でやれば、なかなか効果がないのではないかとということもあって、駆除対策にGPSを使って空からドローンで監視する方法なども試行されていると聞きます。

また、野鳥に対しては、天敵の鳥で追放しているところもあるということで、以前、先輩の杉沼議員などもここで質問されておりましたけれども、残念ながらいちごっこにもなっているという状況もお聞きしました。

それを踏まえて、今回の補正予算においては、ツキノワグマとイノシシ対策の事業が行われること、これは非常に大変重要であり、迅速な対応の1つであると思うところですが、こうした被害状況を踏まえ、ほかにも緊急対策によって、これ以上の農作物被害を食い止めていただきたいと思いますが、市長の御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 渡邊議員御指摘のとおり、鳥獣による被害というのは農作物被害にとどまらず、農作業中の人身の被害、さらにはごみの散乱とか、ふんなどによる生活被害など、様々な形で発生をしているところでもありますし、今年には特に、毎年ですか、どんどん増えている状況にあるかと思いますが、寒河江市では、平成28年に猟友会西村山支部寒河江分会会員を鳥獣被害対策実施隊の隊員に任命をさせていただいて、主に人身に危険性が高く、緊急性が高い大型の

哺乳類を対象にした農作物被害発生時の対応を行ってまいりました。

他方、小型の哺乳類、例えばネズミとかハクビシンとか、さらには鳥類による農作物被害については、経済的な損失は大変大きいわけでありまして、即座に人命に関わることはありませんが、それから対象箇所数が膨大であるということもあって、限られた隊員で対策を行うことは現実的に不可能に近いということもあって、生産者自らが防鳥ネット、あるいはロケット花火などによって自衛していただくということにならざるを得ないということをお願いをしてきたところであります。

今年度は、御案内のとおりドングリをはじめとする餌になるブナ科の果実が凶作であるということで、例年になく全国的に連日ツキノワグマの出没が報じられているということであります。寒河江市内でも多くの出没情報が寄せられているところであります。実施隊の出勤要請も、今年度は過去最高の19回ということになります。

また、イノシシについても実施隊員から被害地域へのわな設置等の対応を随時行っているところであります。加えて、近隣でニホンジカが目撃情報も増加していると聞いておりまして、近い将来の本市への流入あるいは繁殖も想定されるということで、そういう意味では、実施隊の方々の負担も増加していくことが見込まれております。

このため、まずは人身に危険が発生するおそれのある大型の哺乳類の対応というものを最優先にさせていただくということにならざるを得ませんが、実施隊の皆さんだけでなく、農業者をはじめとして市民の皆さんから、ぜひ市の補助制度などを十分活用していただいて、狩猟免許の取得なども考えていただくということで、地域全体で有害鳥獣対策を強化していかねばならないと考えているところであります。

す。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今、市長からありましたとおり、狩猟者の減少、高齢化に歯止めを図り、自然保護活動の活性化を促すことで、新たに狩猟免許を取得する者の必要とする経費等に対して3万円を上限に補助金を交付するというのが、これは市民生活課の事業ですか、なっているということ、まだまだ知られていないところもありますけれども、新規狩猟免許取得者がもっと増えていただきたいと思いますところではあります。

ただ、やはり経費からすれば2桁ぐらい違うのではないかとされているわけでありまして。有害鳥獣の駆除の対策費の予算を、来年度当初予算でさらに増やしていただき、効果的な対策が講じられますよう、切望するわけでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、(5)農地の災害復旧事業負担軽減について御質問させていただきます。

今年7月の大雨により、土砂崩れで多くの農地が被災されました。

激甚災害にも認定され、10月末時点で農林課にお聞きしましたところ、農地については、被害面積が5.4ヘクタール、被害額は2億4,705万4,000円、これは10月末時点ということで、大変深刻な数字となっております。

国の災害査定も行われたそうではありますが、その認定された被害箇所について、激甚災害の災害復旧事業費による農家の自己負担額は、5割が2割まで負担は軽減されるという制度になっています。

また、農作物被害212.5ヘクタール、被害金額4,742万円に及ぶ甚大な被害と合わせて、農家は二重の被害を受けているわけでございます。

今年農業収入が見込めなくなった農家にとって、今、米も買わなくてはならない、野菜も自分で買っているんだというふうな、非常に厳しい声も伺っています。特に、被災した白岩地区、

高松地区においてこうした要望が多くなっており、ますけれども、ぜひ市独自の負担軽減策を何とか講じていただきたい。毎年被害が出れば、離農しなければならなくなると嘆く方も非常に多いです。どうかこの自然災害に対する温かい対応を進めていただきたく思うのですが、市長の御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 渡邊議員から農地と農業被害の状況などをお話していただきましたが、これに農業用施設、園芸施設、それから林道被害を含めた農林被害の金額というのは、10月末現在で約6億800万円ほどになっております。これは、地元の方が農地や農業用施設の見回りを行った際に見つかった被害を追加しているからなわけでありましたが、被害額の確定までは、まだ少し様子を見ていかなければならないと思っております。

今回の7月豪雨は激甚災害に指定されたわけであり、ますけれども、激甚災害に指定され、農地や農業用施設の復旧費用については国の補助のかさ上げ措置がなされております。市でも、地元負担の軽減ということで対応させていただいております。

具体的には、農地に関するものを申しあげますと、国の災害査定に申請した箇所の復旧工事は、平均で国の補助率というのが約9割になっているわけです。市の負担は補助残の8割ということになって、地元の負担は補助残の2割ということになるかと思っております。

災害査定を受けるための設計費の作成費用というのは、国の補助が約5割ということになっておりますが、市の補助は補助残の全てを市のほうで負担するというようになっております。

したがって、このたびの措置によって、地元の負担というのは、復旧工事で言えば約25%であったものから数%まで下がっている。それから、設計費の作成費については、2割の

負担から負担なしということで軽減をされているということでもあります。

また一方、市の単独での復旧事業についても、市の負担率を約5割から約8割までかさ上げをさせていただいて、地元負担を2割以下というふうにさせていただいております。

こうした寒河江市の対応というのは、周辺の市町に比べても遜色のない手厚いものだと思います。見通しづらい状況があるかと思いますが、収入の保険とか農業共済とかといった制度などの活用なども含めて、総合的な負担軽減策などを検討していければと思います。そういう意味で、渡邊議員の御提案、御指摘なども踏まえて対応していきたいと思っております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 災害査定認定にならなかった割合というのも若干ございまして、3割から4割と聞いております。そうしたところにもぜひ手を差し伸べていただいて、先ほど市長からは、融資のお話とかいろいろ、そのほかの対応なども御答弁いただいたわけですが、自然災害は、起こるべくして起きてしまうような、今状況ですので、明日起きるかも分からないような、そういう状況ですので、そこはぜひ、災害対策費など、もっともっと研究、検討していただきたいと切望するわけでございます。よろしく申し上げます。

続いて、二の堰周辺の耕作放棄地の対策について、質問2つ準備しておりますので、よろしく申し上げます。

3年前、私は、この場所で二の堰の周辺の、特に東側、左岸の流域における袋小路農道をぜひ解消していただきたいと。用悪水路の再整備などもお願いしたところであります。農道が袋小路では、軽トラックや農業機械がUターンもできないような状況で、非効率だと。これでは

農地の借り手もいないのであります。農地利用最適化推進委員の方々も、こうした農地については頭を悩ませているところであります。

県営の水環境整備事業において、延長約1.5キロの遊歩道ができたわけですが、それまで軽トラック、軽ワゴンが通行できた二の堰沿いの農道については機能が失われたと、歩行専用になってしまったということで、農家からはいつ整備してくれるんだということで、待つこと30年超でございます。

そもそも、村山総合支庁の前身である山形平野土地改良事務所が事業主体で、国と県、そして本市の補助金などで進めてきた事業でありまして、この二の堰の機能強化については、機能代替の農道あるいは橋の新設などの整備を求めてきたわけですが、残念ながら、いまだその点については解決されていない状況でございます。

農林課長からも現場に来ていただいて、その状況などを見ていただいたわけですが、農家の代表からも、こうした点をぜひ伝えてくれと言われているわけですが、御所見をお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 渡邊議員から、この件については過去に2度御質問をいただいております。

平成30年には、地元の方々と相談させていただきながら、取組の実施に向けて調整を進めていきたいという御答弁を申しあげましたが、実際、担当課において国の多面的機能支払交付金制度の活用組織を立ち上げて交付金を活用した整備を図っていけないかということで、模索をしてみましたが、現時点で立ち上げるまでには至っていないというのが実情でございます。

この課題の解決には、土地所有者と耕作者の皆さんの意思が最重要でありますので、改めて地域のリーダーとなる方にアプローチをさせて

いただいて、組織の立ち上げを検討してまいりたいということで考えております。

○**柏倉信一議長** この際、暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時15分

○**柏倉信一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 先ほど市長から御答弁いただきましたけれども、現状はといいますと、農家の高齢化によって営農組織、これ前は麦の生産が行われていた地域でもあります。これが弱体化して、なかなか進まない状況がございます。

農業農村整備御専門の農林課長からは、土地改良事業の未施工のところも見ていただいたわけですが、道路も水路も橋も整備されなければ、借り手も買い手もつかないため、耕作放棄地になっていくのはごく当たり前のことだと思うのです。未来永劫、耕作放棄地ができてしまうと思います。

したがって、農業委員会の機能強化が図られても、ハードが先行しなければ、そこは進まないと思います。この点につきまして、耕作放棄地対策について、拡大している現状について、農業委員会会長については、どのようにお考えか御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 木村農業委員会会長。

○**木村三紀農業委員会会長** お答えを申しあげます。

農業委員会としましては、耕作放棄地対策についてでありますけれども、今、渡邊議員からは二の堰周辺のことですので、二の堰は寒河江十景の1つであり、せせらぎに彩られた美しい景観であるほか、疏水百選にも選定された歴史、伝統に加えまして、景観コミュニティーの場で知られる本市の主な農業の振興地域であります。

農業委員会としましては、市内の農地の状況を把握するため、市内に9つある農用地利用改善組合と協力しまして、農地パトロールを毎年8月から9月にかけて実施しているところであります。

ここで、耕作放棄地について、現在耕作していない、通常の作業で再生可能な農地から森林の様相を呈している立木等がある農地もありまして、このうち森林の様相を呈していない農地を遊休農地と呼んでおります。今回の答弁では、遊休農地を対象にお答えをさせていただきたいと思っております。

遊休農地については、平成30年度の市全体の面積は51.27ヘクタール、このうち渡邊議員地元の西根地区の面積は2.05ヘクタール、令和元年度の市全体の面積は50.15ヘクタール、このうち西根地区の面積は2.11ヘクタールであり、ほぼ横ばいの状態になっております。

具体的に二の堰北東から北は国道112号線、東は主要地方道寒河江村山線、南は市道八楯日田線までを境とする範囲におきましては5か所、9筆の遊休農地を把握しております。

遊休農地になった要因については、様々ではありますけれども、1つは高齢化、あとは病気であることを原因に耕作できないという事情も把握しているところであります。

今後、当面の当委員会としての対策としましては、当該地区担当の農業委員及び農地利用最適化推進委員を通じまして、所有者の意向を個別に確かめながら、農地中間管理事業の紹介と、農地法に基づく売買もしくは貸し借りを仲介していくことのほか、市の単独事業であります寒河江市耕作放棄地再生利用交付金の活用を農業者に勧めるなどして、手を尽くして遊休農地の解消に努め、本市の十景の1つでもある清流の里における祖先から受け継がれてきた自然と農業との調和を確保していきたいと考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。ぜひ、土地改良区、JAなどと連携して、このところを解決していただきたいなと要望させていただきます。

さて、次の通告番号5番の課題に移りたいと思います。

社会的弱者のコロナ対策と高齢者や障がい者に優しい安全・安心の公共交通の充実についてでございます。

(1) 市内循環バスのコロナ対策と利便性向上について。

端的に申しあげますと、持続可能な社会目標、SDGsを推進していくためにも、特にジャンボタクシーではなく、バリアフリー専用の福祉車両を貸与すべきではないかとか、週末は、ぜひ観光スポットを回って、観光客や市民の足になってほしいとか、様々な要望がございます。ぜひ、こうした点も踏まえ、どのようにお考えか御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市内循環バスについては、平成28年から運行させていただいております。南部、北部、両ルートの合計の延べ利用者数、平成28年度が2,796人、平成29年度が3,462人、平成30年度が4,087人、令和元年度が4,294人ということで、年々増加しているところであります。

議員からジャンボタクシーではなくということではありますが、基本的には、循環バスは介助なしで乗降できる方を対象としているということで、ジャンボタクシーを運行させていただいているところであります。

ただ、高齢者の方が多くなっているところであります。乗降時における車両へのステップ設置などについて、しょっちゅうアンケートなども取らせていただいておりますから、その中でも要望が出てきておりますので、今後、設置に係る費用助成について検討を予定しているところ

ろでございます。

それから、循環バス、平日運行であります。御質問にありました、土・日・祝日などの観光客を対象とした運行という御質問がありました。観光客の皆さんを対象にした土・日・祭日の二次交通などについては、チェリーランドとか慈恩寺なども含めて、観光スポットを周遊できるようなコースということで、循環バスと別にいろいろ検討していきたいと考えているところでもありますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 時間の関係で、次の質問に入らせていただきます。ぜひよろしくお願ひします。

寒河江駅エスカレーター新設についての質問でございます。

非常にコロナ対策としても、2階に改札がある駅というのは寒河江駅ぐらいですので、上り下りが非常に大変だという声が出ています。夜になると、暗くて下りるときに非常に恐怖を感じるという声も上がっています。ぜひ、フローラ・SAGAEのエスカレーターのように、駅にもつけていただけないかという声がありますけれども、御所見をお伺ひします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 エスカレーターについては、現在、寒河江駅の市で管理している歩行者用自由通路には、階段は北と南に1か所ずつあるわけですが、またエレベーターについては、それぞれ北と南に1か所ずつ設置をされています。また、JR側にも、ホームとの連絡用として1基設置をされているということであります。エレベーター、合計3基設置をされているということでありますが、県内の主要な駅でエスカレーターを設置しているというのは、御案内のとおり山形駅だけとなっております。寒河江市より利用者が多い箇所でも、なかなか設置していないというところでもあります。

御指摘のとおり、2階に改札口があるというのはあまりない駅になっています。実際、今、1,800人ほどの平均利用者数、1日、いらっしゃるわけでありましてけれども、御案内のとおり、ほとんどが通勤・通学、通学が多いというふうになるかと思っております。要するに若い人、元気な人というふうに認識をされると思っております。

そういった中で、エスカレーター、結構経費もかかっていくということでありますから、なかなか現時点で設置について検討していく、進めていくというのは難しい状況になるのかなと思っております。

そういう意味で、高齢者の方、大変な方などについては、エレベーターを御利用いただくということになるわけでありまして、エレベーターへの誘導表示などについて、きちっと改めて工夫をして、利用しやすいような対策を講じていきたいと考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。

最後の質問になります。JRフルーツライン左沢線の利便性向上については、5年前、同僚議員が左沢線と山形新幹線の乗り継ぎに係る待ち時間短縮による利便性向上についてということとやり取りが行われ、県やJRに強く要望するという御答弁がございました。

残念ながら、今もダイヤ改正なども行われず、非常に不便だということがあります。特に出張とか観光の際、わざわざ新幹線は天童駅、あと仙山線は山寺駅ですか、を利用しなければならないというふうな声も出ています。

ぜひ、この現状を改善するために、まずは1本だけでもいいので、アクセスがよくなるような手法が考えられないのか、この辺について御所見をお伺ひします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この件については、何回もというよりも、毎年JRのほうに要望しているわけ

であります。一番重要な要望項目に私どもはさせていただきますところであります。強く要望しているのですが、JRからのお話としては、山形駅と北山形駅の区間というのは、仙山線と線路を共用しているために、仙山線のダイヤも考慮しなければいけない。それから、線路が単線構造となっているため、列車の行き違いに必要な時間なども考慮しなければならないということで、様々な制限があるので、改善していくのは難しい面があるというふうな御回答をいただいております。

それで黙っているのはいかがかという御指摘かと思えます。我々もいろいろ知恵を出しながらしていかなければならないと思えますが、先ほど申しましたとおり、通学・通勤の方が多い左沢線であります。通学のことを想定をすると、残念ながら子供たちは徐々に減ってきている状況でありますので、利用者数は黙っていると減ってくる可能性があるわけですね。そういうことからすると、通勤者を増やしていくということが、掘り起こしていくということが大事だろうと思えます。

そういう意味で、これから通勤者向けの支援対策、利用促進のための支援策などを検討していかなければならないと思えます。利用者が増えていけば、JRのほうも採算などを考えれば、いろいろな対策も講じていただけるのではないかと思います。

JR左沢線を含めて、公共交通機関の充実というのは、市民をはじめ沿線の住民の皆さんの生活に係る喫緊の課題でありますので、これは協議会がありますから、協議会を含めて関係機関と一体となって様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。

ぜひ、山形新幹線が東京駅と時間短縮というふうな公約にされている自民党の国会議員の方

もいらっしゃいますけれども、肝腎のアクセスがよくならなければ、本市を含めて沿線住民にはほとんど恩恵がないわけでございます。負担金だけ増えるというのも、これもまた問題でありますので、ぜひ、こうした点も含め、なお一層の御努力をお願いしたいと思います。

時間もありませんので、結びになりますけれども、私は、立憲主義、護憲平和、民主主義を守り、社会民主主義の新たな時代を切り開くために、今後も野党の自治体議員の一人として、多くの市民の皆様と共に自公連立政権から政権交代を目指して邁進していく覚悟でございます。そのために、当面する市長選挙、知事選挙、引き続き国政選挙を勝ち抜く決意を表明いたしまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

月光裕晶議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号6番から8番までについて、5番月光裕晶議員。

○月光裕晶議員 月光裕晶です。よろしく願いたします。

通告番号6番、イノシシ対策についてお聞きします。

(1) 囲い罫の導入と補助について。

去年の12月の定例会で一般質問させていただきました民家にイノシシが出没した件で、また今年も同じ家にイノシシが出没したようです。今回と前回が違うのは、前は山のほうから徐々に徐々に被害が下りてきて、最終的に民家の庭を掘り起こしたものであります。しかし、今回はその民家に行く途中の畑などは被害が少なく、その民家の庭だけ掘り起こされたものと聞いております。よほど餌が豊富なのでしょうか。しかし、周辺住民は、いつイノシシと鉢合わせしてしまうか、不安でいっぱいのようなのです。

前回の答弁で、捕獲を計画しているというお

話をいただきました。しかし、地域の方に聞いてみると、今年は去年よりも多く感じるとの声がございました。

イノシシの個体数を減らすには捕獲をするしかないと思っております。しかし、捕獲するためには、わなを扱う狩猟免許が必要なわけです。先ほども市長答弁なさってくださったように、狩猟免許を取得するための補助金が出ていて、これはとてもありがたいと思うんですが、病院で診断書をもらったりですとか、講習を受けたりですとか、結構手間がかかるもので、楽に取れるものではないようです。これらも、先ほど渡邊議員がおっしゃいました狩猟者不足の一因かと思えます。

そのようなことから、行政や猟友会などの団体に依存しない個人での捕獲体制の在り方、それと止め刺しに銃を使わない捕獲、そして市民がイノシシから身を守る方法など、これらを考えていかなければならないと思えます。

捕獲の基本は狩猟免許で、免許がなければ捕獲は基本的にできませんが、中には狩猟免許がなくてもできる捕獲もあるようです。「農林事業をなりわいとする者は、自らが所有する農地や山林に狩猟期間に限り許可を受けることなく囲いわなを設置し、有害鳥獣を捕獲することができる」とされております。狩猟期間中の農業者の免許なし捕獲は、囲いわなに限っては許されるようです。

そこで、市でも囲いわなを所有し、レンタルしてくださるですとか、農業の従事者や団体に囲いわななどの駆除用の器具、資材の購入費、止め刺し用の道具にも補助を拡大できないものかお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 月光議員からイノシシ対策について御質問がありましたが、イノシシによる農作物被害については、県内でも年々増加の一途をたどっていると聞いております。

本市におきましては、令和元年度、被害額は358万円ということでありました。平成30年度は195万円でありましたから、約倍増しているということになるかと思えます。被害報告数も増加、また被害発生地域も拡大をしている状況であります。

議員からございましたが、昨年度は県の委託事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して、西村山1市4町管内において冬期間のイノシシ捕獲を実施をしたところでありました。西村山全体では、目標の80頭を上回る96頭が捕獲をされて、うち寒河江市管内では24頭が捕獲をされているところでありました。

今年度は、捕獲目標が1.5倍の125頭に増加をされて、11月1日から事業に着手している状況であります。

狩猟期間外に行われる有害捕獲については、寒河江市鳥獣被害対策実施隊が主にくりわなを用いて行っております。今年度は24頭既に捕獲をしており、昨年度は4頭でありましたから、大きく上回っている状況であります。

議員から御提案がありました農業者への囲いわなをはじめとした捕獲資材への支援ということがありましたが、囲いわなについては、狩猟期間であれば狩猟免許を持たない農業者でも自らの園地で設置が可能である、御指摘のとおりでありまして、自らが農地を守る体制づくりに大変有効であると思えますけれども、一方で、囲いわなの設置に当たって一定の面積以上の平坦な場所が必要になってまいります。さらには、捕獲まで1か月程度の餌づけ期間が必要だということになります。その間、周辺にイノシシを誘引して導いてこなければならぬということになり、2次被害発生のおそれがあるとなっております。

それから、捕獲処分の際には、安全性の面から、先ほど月光議員からもありましたが、狩猟者による銃器での止め刺しが望ましいというこ

とになりますので、農業者と狩猟者をつなぐ体制が整っていないとなかなか難しいということで、こういう課題が様々あるようでありますので、課題解決していかねば、なかなか市としても推奨するというふうにはまだなっていない状況かと思えます。

市としては、それではどうして防ぐのかということですが、まずは、イノシシを山間部から農地や集落へ侵入させないというのが第一でありますので、農地への電気柵、集落周辺への侵入防止柵の設置といった対策を推進しているところがございます。

また、捕獲数を増やして生息数を減少させるということも重要でありますので、山間部に設置可能で、餌による誘引を行う必要がない、いわゆるくくりわなによる捕獲が現時点では適当であると考えております。

くくりわなについては、市の鳥獣被害防止対策協議会で所有をしておりますので、実施隊に貸出しをして捕獲活動をしていただいているという状況であります。

イノシシの捕獲数を増やしていくためには、くくりわなの設置をどれだけ増やしていけるかということが課題となってくるわけですが、先ほど御指摘がありました、実施隊員だけでは対応に限界がありますので、くくりわな設置箇所周辺に農地のある農業者の皆さん、あるいは地域の住民の皆さんから、設置後の見回りなどにも御協力をいただくなどして、地域全体でイノシシ対策を行う体制を構築していく、そういうことが重要であろうと思えます。

今年度策定を予定しております第3期寒河江市鳥獣被害防止計画におきまして、イノシシをはじめとする鳥獣被害対策の強化に向けて、地域と行政が連携して行う被害防止対策のための体制づくりというものを明記をさせていただいて、対策を強化してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 やはり、自分の農地は自分で守る、そういった意識が皆さんに大切かと思えますので、ぜひそういったことも周知させていただいて、それと、先ほど答弁でおっしゃってくださった2次被害、これは基本的には一番まずいのが人的被害かと思えます。

次に、その人的被害に関してなんですが、自衛の手段についてお聞きしたいと思います。

イノシシが出た民家の周辺の住民は、とても不安な気持ちでいっぱいです。いつイノシシと出会うか、気が気ではないようです。さらに、農家の方が山の畑などに行き、イノシシと鉢合わせするなどという事例が多くなってきていると聞きます。自分や家族のためにも、もしイノシシと鉢合わせをしてしまったら、自分の庭に入ってきたら、どうやって身を守るか考えなければいけないと思えます。

知り合いで狩猟免許を持つ方にお聞きしましたところ、一般市民であれば携帯に便利なパチンコ、今はスリングショットというようです、そういったものですか、パチンコをライフル型にしたスリングライフル、そういったものもあるようですね。そういったものが効果的だというお話を聞きました。農家の方も、山に持っていくには便利かと思えます。

そこで、イノシシとの鉢合わせを不安に思う市民の自衛のためには、どのような方法が効果的であるとお考えでしょうか。また、そういった自衛のスリングショットなどの撃退用の自由猟具の購入補助などはできないものか、お伺いたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 月光議員、先ほど御指摘がありました、イノシシによる被害については、以前は山間部の畑の掘り起こしなどが主なものであったところが、昨年来、民家の庭先が掘り起こされるといようなことで、集落内での出没

が見受けられるようになってきております。

御質問にありますように、自宅の畑などでイノシシと急に遭遇した場合、どう対応するのかということですが、イノシシの性質上、基本的には神経質で臆病な動物と言われておりますので、刺激を与えたり挑発するのは危険だと言われております。

そういうこともあって、スリングショット、こういうやつですか〔資料を示す〕、こうやるんですよね、パチンコのような、こういうのを使って威嚇していくということになると、挑発するというようなことが予想されますので、積極的な使用というのはなかなか好ましくないのではないかと考えております。

また、スリングショットなど、悪質ないたずらなどにも使われている例もあるようでありますので、使い方次第では危険な道具になりかねないということも考慮いたしますと、購入補助については慎重にならざるを得ないかなと考えているところであります。

イノシシに急に遭遇した場合、出会ったときは、慌てずにゆっくりと後ずさりをして、イノシシの見えないところに避難していただくというのがいいと言われております。

人身被害などが起きないようにしていくには、イノシシを集落に近づけさせない、そういった環境づくりが重要だと思いますので、どういうことかということ、餌場となり得るようなもの、収穫の残渣でありますとか生ごみなどを近くに放置しないなどということが必要なのかなと考えております。適切に処分していくということが重要かと思っております。

市といたしましても、先ほど来ありましたけれども、農家の皆さん、地域の皆さん一人一人に御協力をいただかなければなりませんので、チラシや広報車、それから防災行政無線による注意喚起、さらには花火による追い払いの実施なども検討しながら、御協力をいただいて、地

域の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。

もし出会ってしまったら、まずは刺激をしないでゆっくり後ずさりということで、熊に会った場合というのは、結構いろいろなところで言っていますので知っている方も多いかと思うんですけれども、イノシシに会った場合というのはどうしたらいいかというのを知らない方、多分かなり多いかと思っております。ですので、ぜひ住民の皆さんに、イノシシに会った場合はこうしてくださいというような注意喚起をしていただきたいと思っております。

それと、やはり昨日ちょっとお聞きしたんですけれども、繁殖期のイノシシの臭いってすごく強いらしくて、そのイノシシが通った田んぼの稲は刈ってはいけないぐらいで、コンバインですとか乾燥機にまで臭いが移って、もうそこでは、その田んぼは、もう今年は駄目みたいな状態にもなるらしいので、それで耕作をやめてしまったという方も少しずつ出てきているようですので、ぜひイノシシへの対策をしっかりしていただければと思います。

では、次の通告番号7番、コロナ禍における家庭ごみの増加についてお聞きします。

(1) 寒河江市のプラスチックごみの増加傾向と対策について。

このコロナ禍で、外出が減少傾向にあり、家にいる時間が多く、そうなれば自然とごみの量も増えるかと思っております。朝のごみ出しは私の役目ですが、ごみ置場のごみの量も増えているような気がします。

そして、最も問題なのがプラスチックごみでございます。外食を控えてデリバリーやテイクアウトを頼んだり、自宅で調理する巣籠もりの影響で、弁当や惣菜の容器、肉や魚のトレーといったプラスチックごみが増えたと見られてお

ります。

回収してもらうためには、プラスチック容器などを洗う必要があることも負担に感じている方も多いでしょう。プラスチックごみの増加は、人々の暮らしの負担や行政コストの増加、そして地球環境の悪化にもつながります。

プラスチック製のストローを紙製に変えたり、レジ袋を有料にしたり、世間はプラスチックごみを減らす方向に動いております。テークアウトにマイ容器やマイボトルの持込みを推奨している飲食店もあるようです。

そこで、今の寒河江市のプラスチックごみの増加傾向と、これからの対策についてお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市において、プラスチックごみというのは、御案内と思いますが、平成27年度までは、その他プラスチックとして分別収集をしていたわけでありまして、平成28年度からは、燃やせるごみとして生ごみや紙くずと一緒に収集している。プラスチックごみだけを分けて収集をしているということをやめましたので、実際、どのくらいの量のごみとして出ているのかというのが把握できない状況になっております。

しかし、家庭ごみの総量については、近年、微増傾向が続いておまして、御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症による自粛などが行われ始めた4月から10月末までのクリーンセンターの家庭ごみの搬入量を検証してみますと、令和2年度の対前年比は2.8%増となっております。コロナ禍の影響というふうに、少なからずあるものと考えております。

また、御案内のとおり、今年の7月からは、レジ袋の有料化などが始まりましたので、寒河江市としても、マイバッグ持参によるレジ袋の削減、それからプラスチックトレーなどの店頭回収の利用などについて、さらに啓発を図って

いくことに努めていきたいと思っておりますし、市民の皆さんにそういったことについて周知徹底を図っていくということが必要であろうと思います。

そういうことを続けていながら、リサイクル活動なども普及をしていく、そして地球温暖化に結びつけていくという取組を今後一層進めていく必要があるという認識でおります。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 御答弁ありがとうございます。

本当にプラスチックごみ、ビニール袋ですとかそういったものというのは、本当に、こんなところにあるのというところから出てくるもので、前に少し話題になりましたけれども、ウミガメの鼻の穴からストローが出てきたりですとか、あとは鹿の胃の中にビニール袋がたくさん詰まっていたとか、私、よくダイビングをするんですが、ダイビングで魚はいないんですけども、クラゲのようにビニール袋だけ漂っているなんていうこともたまに見受けられます。

ですので、やはり地球環境にはかなり悪いものかと思しますので、ぜひそういったことも市民の方々に知っていただいて、少しでも削減できるような方向に向けて動いていただきたいと思っております。

では次に、増えるごみのポイ捨てについてお聞きしたいと思います。

ここ最近、道路脇や高速道路の側道沿いのごみが目につく機会が増えたような気がします。そして、近頃、国道や最上川にかかる橋にごみのポイ捨て抑止の看板が設置されました。さらに今、市では試験的な監視カメラ等の設置を検討してくださるなど、対策をしてくださって、周辺住民としてはとてもありがたく思っております。

近所の方に聞きますと、ビニール袋に入れられた家庭ごみですとか、わざわざその看板の下に置いていく人もいます。さらには、毎

回同じ場所に捨てていく方もいるようです。

前回、後藤議員が写真を持っていらっしやっ
て、すごく分かりやすかったので、今回、私も
持ってまいりました。こういう状況になってお
ります。〔写真パネルを示す〕ずっとごみが続
いて落ちている状態でございます。

それと、昨日なんですが、これは国道287号
線柏陵橋の手前ですね。ちょっとすみません、
ちょっと小さいんですが〔写真を表示したタブ
レット端末画面を示す〕、ごみを捨てるなの看
板の下にビニール袋が置いてあります。こうい
う状態であります。

この看板の下のごみから50メートルぐらい、
ずっとごみが散乱しているわけでございます。
とてもモラルの低下を悲しく思います。そのよ
うなところにはぜひ監視カメラ等を置いていた
だいて、抑止をお願いしたいと思います。

しかし、監視カメラも全ての道路に設置する
わけにはいきません。やはり根本はポイ捨てへ
の意識向上かと思えます。

今年は、コロナ禍でのごみ増加に加えて、ク
リーン作戦も春は行いませんでした。来年度も
確実にクリーン作戦ができるとは限りません。
その近所の方は自発的にごみ拾いをしてくださ
っているそうです。ほかにも何人か、散歩つい
でにごみ拾いをしてくださる方がいるようです。
市長もいつもごみ拾いをしてくださっているよ
うで、金谷地区の方はごみが少ないと地元でお
っしゃってございました。

しかしやはり、ごみ拾いをするのは決まった
人や団体ばかりで、もっと市民一人一人のごみ
のポイ捨てに対する意識を高めていかなければ
いけないと感じました。

ここ数年、ごみ拾いにスポーツのエッセンス
を加え、ごみ拾いを競技へと変換させた大会な
どがあります。とても面白い取組だなと思いま
した。コロナ禍でほとんどのイベントが中止に
なっている今だからこそ、こういった市民の皆

が楽しく参加でき、自然とポイ捨てへの意識が
芽生え、向上するような環境教育、環境学習の
機会が必要ではないかと感じております。

そういった面も含めまして、ごみのポイ捨て
に対するこれからの市の対策の方向性をお伺い
したいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ごみのポイ捨てなどについては、
先ほど写真も提示をいただきましたが、道路脇
でありますとか、河川敷周辺などに多くある空
き缶、ペットボトル、コンビニの袋など見られ
るということでもあります。それらごみのポイ捨
てを含めて、不法投棄などというのは、なかな
かなくなっていくというのが現状であります。

市としても、定期的なパトロール、それから
不法投棄防止用の注意喚起の看板などの貸出し
などを行っているところでありますし、特に、
被害状況の大きい箇所などについては、市の環
境衛生組合連合会と村山地区不法投棄防止対策
協議会の連携によって、原状回復事業の実施を
しております。先日も実施をさせていただきました
が、不法投棄防止のための対策を進めている
状況であります。

御質問にありますように、スポーツのエッセ
ンスを加えたごみ拾い、通称スポごみは、スポ
ーツと社会奉仕活動の融合によって、子供から
大人まで参加できる、これは日本発祥の新しい
スポーツだと聞いておりますが、県内でも実施
団体があるようで、先日も何かテレビで、先週
でしたか、拝見をいたしました。そういう取組
なども参考にさせていただきたいと思えます。

やはり、こういったごみのポイ捨て防止、そ
れから不法投棄の防止などということについて
は、小さいうちから関心を持ってもらうという
ことが大事だろうと思えますので、環境教育、
それから環境学習について大変重要であろうか
と思えますので、例えば小学校の道德教育の中

で環境問題の意識づけとなる授業などができないかどうか、検討していきたいというふうにも考えております。

それから、ポイ捨てを含めた不法投棄防止に関して、町内会の皆さん、それから子供会、市内の清掃ボランティア団体など、多くの皆様方から関わりを持っていただいておりますので、その活動内容についてぜひPRをしていきたいと思っております。

そういったことを強化しながら、市民の皆さん一人一人の意識の醸成、それからモラルの向上に努めていければと考えております。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

月光議員。

○月光裕晶議員 御答弁ありがとうございます。

授業などを使って環境教育していただけると、やはりとてもありがたいです。小さな頃からそういった意識を持ってもらうというのは、かなり大切なことだと思います。大きくなってから、いきなりそういった環境教育ですか学習の機会というのは、なかなか大きくなってからはあるものではないので、小さい頃から、もちろん家庭での両親が教育するという、家族が教育するというのも含めまして、小さい頃からの教育が必要かなと思っております。

それと、ボランティア団体の活動PRとおっしゃっていただきましたが、あるどこかの市で、大学生が定期的にある場所をずっとごみ拾いをするという実験を行ったら、その捨てるごみの量が減ったという結果があるようですので、やはりそういったものをしていただいている方がいるんだよということを皆さんに知ってもらうことによって、ごみを捨てることへの罪

悪感というのをもうちょっと強く持ってもらう、それも環境の改善につなげていただきたいと思います。

では、次に通告番号8番、新たな情報発信についてお伺いいたします。

ここ最近、スマホのSNSアプリ、LINEでスーパーから割引券が送られてきます。結構大きな割引率なので、買物するときはそのスーパーに行くことが増えました。スーパーはお得な情報がありますよということを発信して、もらったほうは、「じゃあ、これなら行ってみようかな」と思って行くわけです。

先日、ゆめは一とにお邪魔しました。いろいろお話を聞くうちに、とてもたくさんの催物や子育てのためになることをやってくださっている印象を受けました。後に保育所のお母さんたちに聞いてみたところ、そのような取組をしていることを知らなかったと言っていました。スタッフの方にどのようにしてお知らせしているのか尋ねましたところ、周知方法がほぼ紙媒体でした。

今の私たちの世代でもそうですし、もちろん私たちより下の子育て世代などはさらにそうでしょうが、情報を求めるために、まず利用するのはスマートフォンです。今は、財布を忘れても取りに帰りませんが、スマホでいろいろなものを買えますし、スマホは忘れたら、わざわざ取りに戻るくらい、常に身につけておくものの1つでございます。

市が開設しているSNSアカウントは、ホームページで確認させていただきましたが、ユーチューブ、ツイッター、フェイスブックでした。その中で、若い世代が一番手軽に利用しているツイッターですが、アカウントが農林課と生涯学習課と、あと「さくらんぼ特派員」でした。

寒河江市は、子育て世代など若い方に対してとても手厚く、すごく子育てしやすい環境をつくってくださっていると思います。ですので、

そのとてもいい制度や取組を知ってもらうため、それにイベントの告知など、特に若い世代に必要とされている取組を行っている担当の課などは、今ほとんど若い人がインストールしているであろうLINEアプリや手軽に利用できるツイッターアプリ、そういったSNSを活用して、市報などの紙媒体を主な情報源としていない若い人への情報発信をしていただきたいと思いますと考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 月光議員から若い世代をターゲットとしたSNSの活用について御質問いただきましたが、その前に、先ほどプラスチックごみの関係で御答弁を申しあげたときに、本年7月からレジ袋の有料化と申しあげるところを、ごみ袋の有料化と申しあげました。間違いましたので訂正をさせていただくと同時に、もう1か所、村山地区不法投棄防止対策協議会を、西村山地区不法投棄防止対策協議会と間違えてしまいましたので、訂正をさせていただきます。

SNSを活用した情報発信、月光議員も御指摘のとおり、近年、目まぐるしくというんですか、進化をしているという状況にあります。

若い世代、SNS等のメディアを利用した情報発信、それから情報共有というのは、本当に生活になくはならない手段となりつつあるということですので、情報環境、大きく多様化していると思います。

特に、現在のコロナ禍においては、人との接触を避けるということで、情報収集手段としてのSNS等の重要性、そういう意味では日に日に増していると考えております。

こうした状況を踏まえまして、寒河江市では、防災情報をはじめ市民生活に密着した、御指摘のありました子育て情報、あるいは福祉医療情報の提供を行うために、これまで一部の担当課で行っておりましたSNSによる情報提供を市全体で行うということで、9月中旬にユーチュ

ーブ、10月下旬にツイッターの公式アカウントを開設をさせていただいているところであります。

昨年実施をしたアンケートでは、10代、20代の若い世代での市政情報取得手段が、市報よりスマートフォンなどの情報機器で入手する割合が高くなっているということもありました。月光議員からも御指摘を受けましたので、この世代への対応の必要性ということで、2つのSNSにおけるアカウントの開設ということで、若い世代のニーズに応えるものと認識をしております。

加えて、市民の皆さんへの情報発信のみならず、広く世界に容易に情報提供できる手段でもありますので、寒河江市の様々な情報を積極的に発信をして、そしてさらなる魅力発信と交流人口の拡大というものにつなげていければと思っております。

まず、開設をしました2つのSNSアカウントの、運用してみてメリット、デメリットなども検証しながら、さらに情報発信力の強化に努めていきたいと考えております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 寒河江市のツイッターのアカウントが開設されたと、今お聞きしまして、寒河江市全体の情報となってしまうと、結構な情報量になってくるかと思えます。そうすると、発信する量も徐々に増えていく傾向にあるのではないかなと思っております。あまり向こうから届くといえますか、ツイッターでは向こうから情報が来るわけなんですけれども、それが頻繁に来るようになってしまうと、少し嫌がられる傾向というのがやはりあるとは思いますが。

やはり求める情報というのがその個人によって違いますので、寒河江市という一緒くたにするのではなく、もう少し細分化というのはできないものなのではないでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 それは、まず今回、開設したばかりですので、そういう開設をした上で、少し状況、メリット、デメリットなども検証して、また利用者の皆さんの声なども聞いて、よりよい手法などを研究した上で、情報発信の、求める情報を的確に伝達できる手法などを研究していきたいと考えております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ぜひ、情報発信の細分化のほうをお考えいただければと思います。やはり世代に合った情報というのがあると思います。そのときの状況によって、求める情報というのがあると思います。

そういったものをするによって、後々、例えば子育てに関してでしたら、乳幼児の予防接種を個別に通知するですとか、そういった便利な使い方もできますし、メッセージ機能を使った相談窓口とかもできるようにはなってくるのかな、それがやはり若い人にはすごく気軽に相談できるところになってくるのではないかと思いますので、ぜひ、少し運用していただいて、もうちょっと細かく、アカウントをもう少し多くつくれるようであれば、御検討いただきたいと思います。

今回の質問で、イノシシの問題ですとかごみの問題、やはり自分の農地を自分で守るのは当然ですし、自分が住んでいる地域は自分たちできれいにするというのももちろん当然で、やはりそういった住民にもっと意識を持ってもらうというのがとても必要だと思いますので、やはり周知方法というのもすごく大事だと思います。

やはり、市民側に協働という意識をもっと高く持ってもらって、これからの寒河江市がよりよい方向に行っていただければいいかなと思っております。

これで、今回の私の質問は以上でございます。

佐藤耕治議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号9番、10番について、10番佐藤耕治議員。

○佐藤耕治議員 寒政・公明クラブの佐藤耕治です。どうぞよろしくお願いいたします。

今年も残すところ1か月半となりました。今年のスタートは記録的な少雪となりました。2月から新型コロナウイルス感染が世界に広がりました。本市においても、感染予防対策や特別定額給付金及び市緊急経営継続資金等々にスピード感を持って対応していただき、市民の皆さんから喜びの声を聞いております。市長はじめ執行部の皆さんの御努力に感謝申し上げます。

また、今年7月28日には豪雨災害が発生し、災害本部を立ち上げられ、対応していただきました。さらに、復旧復興に努めていただいたことに重ねて感謝を申し上げます。

これからは、日増しに寒さが厳しくなり、皆さんも健康管理には十分注意を払っていただきたいと思います。特に市長におかれましては、十分御自愛ください。

早速質問に入らせていただきます。

通告番号9番、新型コロナウイルス感染のPCR検査の対応について。

(1) 新型コロナウイルス感染症のPCR検査について。

新型コロナウイルス感染が収束をしていない今、今後のインフルエンザ感染が懸念されていることから、本市においては、インフルエンザ予防について、いち早くインフルエンザワクチン接種を65歳以上の高齢者や妊婦へ無料で予防接種ができるようになり、市民の多くの皆さんが大変喜んでいらっしゃると思っております。改めて感謝申し上げます。

今年7月に、本市の事業所において新型コロナウイルス感染者が出ました。感染を疑われる方は保健所等へ電話をしても、検査は受けられずに自宅待機をお願いすると返答され、待て

ど暮らせど連絡がないといったことがありました。自宅には子供からお年寄りが同居している家庭も少なくなく、もしかして感染していたらと不安の毎日が募り、自己責任でもいいからPCR検査をしていただきたいとの声を数名の方から聞いております。

新型コロナウイルス感染の不安を払拭し、安全で安心な経済活動を行うには、希望される方が検査を受けられる体制が必要と私は考えますが、市長の御所見を伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 佐藤議員から新型コロナの検査体制の充実ということで御質問をいただきましたが、新型コロナウイルス感染症に係る受診相談については、今定例会冒頭の行政報告でも申しあげたところでありまして、11月から体制が変更になって、発熱や風邪などの症状がある場合は、かかりつけ医による受診相談をすることになっているわけでありまして。かかりつけ医がいない場合は、受診相談コールセンターへの電話相談となっています。また、症状がないが感染していないか心配な方などについては、一般相談コールセンターへ相談することになっております。

症状がないが、感染していないか心配な方というのは、自己負担をしても検査を受けたいという方はいらっしゃるわけでありまして、そういう方について、自己負担による検査について、どこで受けられるのかというような御質問もいただくのでありますけれども、この自己負担による検査に関しては、保険診療でありませぬので、県や医療関係機関などから、どこでこの検査をやっているかという市への具体的な情報提供はありませんが、現在、県内においても自己負担による検査を実施している民間の医療機関が数か所出てきているということは聞いています。

いずれにしても、新型コロナウイルスの不安

を払拭する上では、保険診療、自費診療を問わず検査を実施する医療機関を増やしていくことは大変重要であろうと思います。

この検査実施医療機関に対するさらなる支援などについては、国・県などに大いに働きかけを行っていく必要があると考えております。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。

東京、大阪等におきましては、民間の施設関係でPCR検査ができるようなことも報道なされております。本当に検査体制を拡充するには、国・県に対して働きかけをよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、(2)寒河江市立病院において新型コロナウイルス感染のPCR検査はできないか。

新型コロナウイルス感染検査は、現在、県の機関で保健所からの指定病院でPCR検査が実施されると聞いておりますが、私は、寒河江市立病院でPCR検査ができるように願うところでございます。病院事業管理者の御所見をお伺ひします。

○**柏倉信一議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、季節性インフルエンザとの同時流行に備え、今般、県が主導し、かかりつけ医の診療検査体制を整備しており、当院においても、指定医療機関として既に検査、診療を実施しているところであります。

PCR検査は、検査機器の納入予定が年明けになることから、現在はPCR検査が必要と判断した症例には検体を外部検査機関に委託して行う方法を採用しており、結果報告につきましては24時間を要することになります。

また、迅速に結果を知る必要があると判断した症例については、検査の感度、特異度を十分考慮し、院内で新型コロナ抗原定性キットによる検査を行っております。このキットでは、イ

インフルエンザ抗原定性検査も同時に行うことができ、約30分で結果を知ることができるものがあります。

また、市内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、大量の接触者検査が必要となることから、保健所の依頼により、PCR行政検査の検体採取も請け負うこととなっております。

これにより、当院においては医療上検査を必要とする患者には適切な新型コロナウイルス感染症の診断検査を提供できる体制にあり、また、必要な接触者検査についても、保健所との協力により広く行える体制を有することとなっております。

今後、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症との同時流行を想定すると、当院にとりましては、入院治療中の患者や持病などにより通院している患者など、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい可能性のある方々への感染防止対策が最も重要であると考えております。以上です。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。7月から随分進んできて、大変喜ばしいなと感じておりました。

本当に医師、看護師さんが検査をするために、設備そして感染防止のための考慮、配慮、本当に大変だなと思います。人間が人間を検査するわけですから、本当に言葉で言い表せないぐらいの設備投資等もあると私は感じております。

それで、市立病院でPCR検査が可能になった場合、医師、看護師、病室の医療体系はどのようなことになるのかお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 市立病院におきましては、今のところ、院内でのPCR検査はできないものの、既に新型コロナウイルス感染症のPCRも含む検査が可能となっております。

院内の体制としましては、医師は、午後に発熱患者の外来時間を設けて診療に従事し、看護師も午後の外来時間に対応できるように、外来看護師を増員しているところであります。

検査技師は、新型コロナウイルス感染症の検査に新たに午後から加わることとなりますが、最も危険な作業であるため、感染防止の装備を身につけて慎重な取扱いが必要となり、安全を期した新体制を構築しております。

このほか、受付や会計業務につきましても、従来と別のルートを用意し、新体制を構築しております。

また、外来での発熱患者の診察室については、他の外来患者と接することがないように、出入口や動線を分離し、専用の診察室を設けております。

ただ、当院は新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れ病院ではありませんので、感染患者専用の病室を設けることはないところであります。

診療や検査を実施する午後の時間帯は、感染防止用の専用装備も必要となることから、1日2時間程度の運用としております。

この診察体制の中において、様々な患者の診療、検査を実施していくこととなりますが、当院がかかりつけの方、緊急入院が必要となる患者で発熱症状がある方、さらには救急搬送で発熱症状のある方など、優先状況を振り分けながら診療、検査に対応してまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 本当に万が一ということが、本当に誰がなってもおかしくないコロナ感染であります。本当に十分3密を避けてもなかなか難しい面は、個人個人すごく大変だなと。やはり心をつにして物事を進めなくてはならないかなと思っております。

今後、ワクチン開発が進み、さらに治療薬の

認可が得られ、実施が可能になったときには、いち早く対応をお願いしたいことや、市内に感染者が発生した場合は、誹謗中傷とならないような、社会全体で守ってあげられる措置を願っております。

続きまして、通告番号10番、豪雨災害の検証と課題についてお尋ねいたします。

(1) 防災危機管理課の人員について。

寒河江市では、これまで大きな災害もなく生活してきてことができましたが、今年の7月28日の豪雨災害は激甚災害と認可されました。

近年の地球温暖化により、世界各国、国内各地において異常気象による災害が多発しております。災害から守るため、今年度より総務課の危機管理室から防災危機管理課となり、迅速な対応が求められております。

毎年起こり得る災害時に、現在の職員5名と防災対策専門員を含め6名体制となっておりますが、十分な対応ができるのか市長にお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 防災危機管理課の体制について御質問をいただきましたが、近年の台風や大規模水害など、地震もあります。市民の防災に関する関心というのは、日に日に高まっているという状況であります。

防災・減災の取組をスピード感を持って進めて、安全・安心のまちづくりを加速するという目的で、今年の4月から、令和2年度から、総務課の危機管理室から、より迅速な意思決定を可能とする独立した課として防災危機管理課を設置をして、特に喫緊の課題である地域防災力の強化を図っていくことにいたしました。

人員については、正職員3名と嘱託の防災対策専門員1人、臨時職員1人の5名体制から、正職員4名と一般事務補助と防災対策専門員の会計年度任用職員2人の計6名の体制として、実質的には正職員1名増員した体制に今年から

しているわけでありませぬ。

実際の災害時の対応ということになれば、防災危機管理課の体制のみならず、それに加えて、地域防災計画において災害時における職員の動員配備計画というものを定めておきまして、具体的には、防災対策本部を設置をして、市長が本部長として本部員会議と、それから部・班編成による業務を割り振りをして、市職員を動員して災害対応に当たるということにはしております。

今回の7月の豪雨災害時においても、この計画に基づいて本部を設置し、部・班編成による業務を割り振りをして、職員合計で201人の動員が行われ、災害対応に当たったところがございます。

今後においても、この職員の動員配備計画による人員体制によって、各種災害への初動期の対応に当たってまいりたいと考えております。

いろいろ検証をしていかなければなりません。必要に応じては、この動員配備計画の見直しなども検討していく必要があると考えております。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。

災害時の動員配備計画、201名ということでありましたけれども、ふだんの仕事を持ちながら、防災時には動員体制をするということでもありますけれども、日頃からの危機管理ということでは、私なりにいろいろ、58歳から議員活動させてもらっているわけでございますけれども、専門職ということでは、現在の防災対策専門員として消防経験者が配属されておりますが、さらに警察官経験者や自衛官経験者などの専門職も配属してこそ、危機管理ができるものと私は考えますが、市長の御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘のとおり、現在、防災対策専門員として消防経験者を配置をしているわ

けであります。この消防経験者については、火災、救急、救助、水防などの対応に精通をしているということで、災害時の総合的な対応ができる人材として配置をさせていただいているところでもあります。

警察官、それから自衛官経験者などの配置も必要なのではないかというような御提案であります。今回の7月の豪雨災害時の災害対策本部を設置した際には、警察官と自衛官から常駐をさせていただいております。本部運営に大変な協力をいただいたところでもあります。お聞きをすると、警察のほうでも、そういう各自治体の本部ができれば、その本部に詰めるというようなことになっているということもお聞きをいたしました。

我々としても、今後とも十分連携を深めるよう、努力していきたいと、万全を期していきたいと考えているところでもあります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 答弁をいただきました。

本当に災害はもともとないほうがいいわけです。本当にこれは、なかなか、同じ職場同士の中でも精通しているものであればこそ、一致団結できるものもあるでしょうし、これから本当に、災害はあってはならないものですが、本当に市職員の皆様には御尽力を賜りたいと思っております。

続きまして(2)災害対応の検証についてお伺いしたいと思います。

第3回定例会の市政の概況報告では、「災害対応を検証し、課題を洗い出して次に備えるべく、ソフト、ハード両面において一層強力で防災・減災対策に取り組んでまいりたい考えであります」と述べられております。災害対応の検証について、市長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このたびの7月豪雨の災害対応について、早期避難、自主避難所の開設などに

つきましては、昨年の台風19号の経験などを踏まえて、おおむね計画どおりに対応できたのではないかと思います。地域防災計画や避難所運営マニュアル等の想定を超える対応が求められた場面もあって、例えば、市民への避難情報の発信、避難誘導、それから新型コロナウイルス対策を含む避難所開設運営などについて、課題が見えてきたのではないかと考えています。

これらの課題については、市民の皆さんや町会長、それから自主防災組織の皆さんへのアンケート調査をしておりますけれども、それから寄せられた意見、さらには従事した市職員からの報告などを通して状況を把握をして、対策本部において検証し、対応を検討しているところでもあります。

いつ起こるか分からない次の災害に備えるために、早急に取り組むべきものを整理をして、ハード、ソフト両面において対策を講じていかなければならないと考えておりますが、特に申しあげると、避難誘導と避難所開設運営というのは大きな課題と考えております。

避難行動につきましては、このたびの災害のように、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の避難所が使用できないわけでありまして。そういったことから、一部避難所に偏った避難になったところもある。また、駐車場がなかなか手いっぱいになって使用できないなどという課題もありました。

現在、市内の浸水想定区域並びに土砂災害警戒区域の市民の皆さんを対象とした、災害時における避難行動に関するアンケート調査を実施しているところでもあります。この調査結果を基に、避難の在り方について対応を検討することになっているところでもあります。

それからもう一つの課題、避難所運営でありますけれども、避難が長期化する場合などについては、避難所の従事職員だけでは対応が困難な場合が生じてくるということがありますので、

町会あるいは自主防災組織との共助による取組が重要であると考えています。

また、今後、訓練などを実施する際に、実際に災害対応を経験している防災士の方の協力などを得ながらスキルアップしていく必要があると考えているところであります。

いずれにいたしましても、検証結果を踏まえ、地域の皆さんとも十分連携を図りながら、防災対策、減災対策の強化に鋭意取り組んでいきたいと考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 続きまして（３）豪雨災害の課題についてお尋ねしたいと思います。

先日の新聞にも、防災時の協力事業所の締結が記載されており、御努力に感謝しております。

昨年の10月29日に、ハートフルセンターにおいて、寒河江市洪水ハザードマップの説明会が開催されました。しかし、このたびの豪雨災害では、南部小学校が避難所となっているので行ったところ、陵南中学校ですと言われ移動することになったとも聞いております。

避難所は南部小学校、洪水ハザードマップの避難所は陵南中学校となっております、地区民の認識のずれがあり、行政側の周知がなされていないことが言えるのではないのでしょうか。万が一、堤防が決壊ともなれば、移動中に生命を失うことになるかと私は考えますが、市長の御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、佐藤議員からもありますが、昨年度新たに、県から公表された寒河江川と沼川の浸水想定区域を入れ込んだ、追記をした洪水ハザードマップというものを作成を、これですけれども〔資料を示す〕、作成をして、市民の皆さんに周知をして、説明会も開催をさせていただきました。

これまでの防災マップについては、洪水時に使用できる避難所が具体的に記載されていない

ということであります。そういったことで、新たに作成した洪水ハザードマップに記載をして、洪水時の避難所ということで記載をして、災害時に利用いただくということで配布をさせていただいたところであります。

先ほどありました南部地区内にある南部小学校などの指定避難所については、浸水想定区域内にありますから、洪水時には使用できずに、最寄りの陵南中学校、寒河江中部小学校などに避難していただくということになるわけでありますけれども、御指摘のように、今回の市民の皆さんの避難行動を検証していくと、この点については、周知が十分になっていなかったという、不十分であったというふうに認識をしているところであります。ぜひ、今後こういうことがないように、市民の皆さんに洪水時、それから地震のときの避難、それから洪水時などの避難行動ということで、きちっと対応していただくように周知を図っていかねばならないと思います。もちろん、市のホームページ、あるいは市報などを通じて説明会なども実施をさせていただく。改めて実施をさせていただいて、そこは徹底させていただいて、間違いのないように、先ほど御指摘のとおり、万が一のときにはならないように、そういう取組を強化していきたいと考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 本当に、万が一というのはあってはならない、本当につらい涙を流すようなことがないようにしていただきたいと思います。

災害時には、本当に備えるべきものが幾つか私はあるのではないかと考えております。先ほどおっしゃいました防災マップ及び洪水ハザードマップの説明や、自主防災組織の研修や、さらに避難所体験研修や、避難所までの交通手段の研修、各家庭の防災備蓄グッズや、避難所に持ち込むための研修を推進してはと私は考えますが、このことについて市長の御所見をお伺い

す。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 防災マップ、それから自主防災組織研修について御質問いただきましたが、先ほど来申しあげておりますが、マップあるいはハザードマップを作成して配布、公表しただけでは、市民の皆さんが、その内容を十分に理解をして、災害時に適切な避難行動を取れるようになるかどうか、そうは限らないというふうに思っています。

具体的に、災害時にマップなどを市民の避難行動に有効に活用していただけるようにするには、訓練などで活用してみて、それで理解を深めるということが大変重要だと思います。自ら災害の危険性、避難の方法など、体験して、体感してというのですか、体験して理解をして、適切な避難行動ができることで、災害時の人的被害の軽減を図っていただけるものだと思います。

議員御提案の防災マップ、洪水ハザードマップを活用した自主防災組織の訓練の実施については、自分が住んでいる地域の浸水のおそれがある場所がありますとか、土砂災害の危険がある場所、さらには避難所までの距離とか、安全な避難ルートの確認などということで、事前に災害から自分の身を守るための行動を確認できるということですので、そういった意味では災害時のリスクを軽減していただけるものと思っております。

それから、体験研修などについても御指摘がありました。災害時には、町会や自主防災組織からの協力がもちろん必要でありますけれども、実際にパーティションや段ボールベッドの設営、それから防災用品の使用、炊き出しなどの体験型の訓練をしていくということで、有事の際に迅速に対応できるようになると考えております。

そして、訓練の場合もですけれども、3日間の食料や非常時用の持ち出し品を持参してい

ただくということにして、防災意識の向上につなげていけるのではないかと考えております。

いつ起こるか分からない次の災害に備えて、日頃から、地震だけでなく洪水を含めた災害を想定した実践的な訓練などを実施することが有効でありますので、今、コロナでなかなかそういう訓練もできませんけれども、市の防災訓練や自主防災組織の訓練などが実施できるように、対応を考えていきたいと思っております。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** このたびの災害におきましては、災害救助法では、災害、復旧、復興に関する法律に、災害救助法と激甚災害制度、被災者生活再建支援制度があり、このたびの豪雨災害は激甚災害に認可されました。

調査に3週間、その後、設計、見積りとなり、後に工事着工の手順となっていると聞いております。

この長い期間に、災害のおそれがありました10月の台風14号が上陸せずには通り過ぎましたが、農業分野では、上陸するおそれがあったため、ラ・フランスの収穫開始を2日早めて被害を最小限に食い止める措置がなされました。

台風が上陸すれば、農業被害にとどまらず、人的被害や土砂崩れ災害が拡大するおそれや、また、崩れるのではないかと恐れている部分を市民の皆さんが心配されておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 災害救助法について、被災後工事着手までに時間を要するという、それから、災害のおそれがある箇所に対する防災対策を実施すべきではないかという、2点御質問をいただきましたので、まず、被災から復旧工事の着手までの期間が大変時間がかかるということで、再度被災のおそれがあるという御懸念でありますけれども、特に国の災害査定を受ける

箇所について、課題があるのではないかというふうにも考えております。

査定を受ける前に応急工事を実施することもできますけれども、道路の土砂撤去や、早期に復旧すれば農作物の作付に間に合う場合など、急を要するものに限られているということであり、そのため、現場では、被災箇所をブルーシートで覆うなどの対応をしているというのが実態でございます。

また、市の単独事業で復旧する箇所については、早期の発注というものに取り組んでおりますけれども、今回のように広範囲かつ多数の被害が出た場合などには、工事業者の方でも、全てに早期に着手することができないため、時間を要しているということもございます。

いずれの場合におきましても、被害が拡大しないように、市としては応急工事等の対応を行う考えでございます。

それから、被災から災害査定を受けるまでの期間については、国・県及び設計業者と十分連携を図りながら、可能な限り期間を短縮できるように、今回の対応を振り返り改善をできることは改善していきたいと考えております。

第2点の、次の異常気象によって被災のおそれがある箇所の防災対策を早期に講じるべきだという点につきましてであります。災害復旧事業における復旧の対象が、御案内のとおり被災した箇所のみであるということでもありますので、そういうことで生じている課題であろうと思っております。これは、全国的かつ特に中山間地域に位置する農地や農業用施設において抱える課題だと思っております。

現行の制度では、早期に対応できるものとして、市単独の補助事業があるわけでありましてけれども、補助率は4分の1でございます。地元の皆さんの費用負担が大きくなるわけであり、内容によっては、国の補助事業を活用して地元の皆さんの費用負担を小さくできるわけで

ありますけれども、計画的に申請を行う必要があるため、これも期間を要してしまうというところであります。

いずれにしても、地域の皆さんの要望を十分お聞きしながら、最も適した対応を行って、できるだけ早く地元の皆さんの不安解消に努めていければと思っているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 台風も毎年来るかどうかも分かりませんが、先ほど私がお話ししましたように、毎年来る可能性が80%ぐらいあるというふうなことも、気候学者のほうからも聞いておりますので、万全の対応をお願いしたいと思います。

続きまして（4）避難所の冷暖房設備について。

災害は季節を問わず発生するおそれがあります。避難所は主に学校の体育館となっておりますが、暑さ寒さ対策は十分とは言えません。会派の行政視察において、総務省においてお聞きしたところ、「文部科学省管轄である小学校や中学校などが避難所となっており、避難所施設は総務省消防庁管轄で、有事の際、夏場の暑さや冬場の寒さ対策に冷暖房設備や予備電源の必要性があるのではないか」と質問したところ、「自治体が提案していただければ、総務省から文部科学省へ取り次ぎますので設備が可能です」との答弁をいただきました。このことについて、市長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、御指摘のとおり、現在、指定避難所に予定しております体育館については、冷暖房設備は設置していないわけであり、夏は扇風機、あるいは冬はストーブなどの暖房機器により対応するというところになっているわけであり、

そういう意味で、冷暖房施設の設置などについては、避難所、確かにいつ何どき、季節を問わず災害が襲ってくるということはあるわけで

ありますので、居住環境を良好なものにしていくということは必要であろうと思っております。

国の総務省所管の緊急防災・減災事業債というお話であります。この事業については、事業期間が令和2年度までになっているということで、今年度までということではあります。今後、空調設備設置などについて、他の自治体の取組事例なども参考にさせていただきながら、財源確保も含めて検討していきたいと思っております。

これだけ毎年、災害が生じて、多くの国民の皆さんが避難をしている状況でありますから、その避難所の環境を整備していくための事業というのは、我々ももちろん要望させていただきますが、国のほうでも、今年度までのこの事業だけでなく、ほかの対応なども検討していただくように要望していきたいと考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 コロナ禍で本当に財政が大変なときであります。しかしやはり、生命と財産を守るという意味では、避難所は必要不可欠なところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、(5)最上川の氾濫防止についてお伺いいたします。

近年の大型台風は、梅雨前線のスピードが遅く停滞することにより豪雨となり、洪水が発生しております。雨水は低いところへ流れることは当たり前のことであります。雨水は、山肌から沢に流れ、小川から河川へと、最後に最上川へと流れ込むわけであります。

7月の豪雨災害においては、寒河江川の降水量を調整するのが寒河江ダムであり、放水調整をしていただいた結果として、適切な対応がなされ、被害が最小限となりました。また、これまで沼川からポンプアップをし、洪水を最小限に食い止めることができました。

しかし、今年の豪雨災害が長引けば、ポンプ装備を増設しても大きな期待はできないかと思

われます。そもそも、最上川の水位が高いことに問題があると言えます。

物理的に最上川の水位を下げるには、川底を2ないし3メートルほど低くすることで水位も上がらないことが解決策と私は考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 最上川の氾濫を防止するという対策では、幾つかの方法があるのではないかと考えています。

1つは治水工事ということで、堤防の築堤、かさ上げ、川幅の拡幅などがあろうかと思いません。さらに、村山市の大久保にあります遊水地などがあるわけではあります。河川沿いの田畑に洪水を流し込むということで、最大900万立米貯留して洪水被害を軽減させる施設であります。今回の大雨でも利用されて耐えたわけではありますけれども、議員からは御提案があって、川底を二、三メートル下げて河川の水位を下げていく、これも有効な氾濫防止対策の1つではないかと考えているところであります。

今、5市5町で構成をしております最上川上流村山地区改修期成同盟会というのがございます。この期成同盟会のほうで、最上川の管轄である国土交通省に対して、氾濫防止対策として無堤部の改修、それから河道掘削等による適正な河川管理というものを、毎年要望をさせていただいているところであります。

今回の7月豪雨などを受けまして、改めて氾濫防止対策というものを、その重要性を鑑みて、引き続き要望活動を行ってまいりたいと思っております。

寒河江は、最上川それから寒河江川に囲まれたところではあります。この川、最上川、寒河江川の氾濫防止というのは、寒河江市民の命を守る上では大変重要な対策になろうかと思っておりますので、我々もできる限り国・県などとも協力をさせていただいて、安全・安心なまちづくりに

努めてまいりたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 この最上川の氾濫防止ということでは、私が農業をして、毎年のようにスコップで30センチの堰を掘らなかつたら田んぼが作れない。それは、下に田んぼがずっと続くと、それが洪水となってあぜを乗り越えるわけです。それは、同じように、最上川も同じようなことになります。

これは、河川関係では、今、U字溝、当然、川幅に沿った、そして高さも調整されながら、だんだん大きい規模のU字溝やトンネル等も造られております。しかしながら、昔、今もそうですけれども、U字溝も寒河江地区民の人、山形県民の人は、堰払いといって行っております。しかしながら、これは最上川の場合、その堰上げを全くしないから、何十年も堆積してしまった結果に私はあると思っています。

これは、市長や西村山、県全体でもなかなかこれは難しい問題と思って、この質問をさせていただいているわけでございますけれども、この問題について、10年後、20年後、30年後と、この山形県に住んで、住み続けるために安全な対策をしていかなかったら、誰が先ほどの遊水地や洪水ポンプ等や、そして堤防等を造っても、毎年のようにかさ上げになってくる川底というものに対して、私はすごく不安を思っております。

最上川流水路延長229キロメートル、南陽市から庄内町まで193キロメートルと長く、川底を下げるということは大がかりな工事となりますが、県内全市町村が一丸となり、国・県に対して国土強靱化、県土強靱化を強く要望し実施してこそ、生命と財産が守れるまちづくりにもつながると思っております。

母なる川最上川、清流寒河江川、愛してなりません。これで私の一般質問を終わります。

太田陽子議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号11番、12番について、2番太田陽子議員。

○太田陽子議員 日本共産党の太田陽子でございます。

連日、テレビでは、アメリカの大統領選の話題でいっぱいでございます。この国は、本当にアメリカの51州目になったように感じております。

学術会議の問題など、飽きてしまったのか、ほとんど報道しないようです。この問題は、任命拒否された6人だけの問題でも、学術会議だけの問題でもありません。日本国民全体にとっても大問題です。戦前、滝川事件など、学問の自由が剝奪されていった結果、科学者が戦争遂行のための軍事研究に動員され、さらに全ての国民の自由の圧殺へとつながり、侵略戦争の破滅へと突き進みました。この歴史を繰り返すわけにはいきません。国民の権利を侵害することは絶対許せません。

菅総理は、憲法を盾に合法化しようとしています。総理は憲法を守らなければならない人です。ぜひ、憲法9条、25条などもきちんと守ってほしいものです。毎日、憲法前文を読んでから国会に出てはいかがかと思っております。憲法を国民の生活に生かしてほしい、それを願っております。

私は、日本共産党とこの質問に関心を寄せている市民の代表として質問を行います。市長、誠意ある前向きな御答弁をよろしく願いいたします。

通告番号11番、国民健康保険税を取り巻く諸問題について質問いたします。

憲法25条は、全ての国民は人間らしく生きる権利がある、国はこれを保障する責任があると定めています。この理念を受けてつくられた国

民健康保険法は、第1条でその目的を社会保障及び国民保健の向上に寄与すると明記しています。

もともと国保は、零細企業の労働者、自営業者、農漁民、無職者などを対象としてつくられています。近年、高齢者や無職者の割合が増えた上に、長引く不況で収入が激減する世帯が増え、財政基盤がますます脆弱になっています。それだけに、一層国が責任を持つ社会保障制度であることを明記した国保制度の改革が必要です。

ところが、1984年の国保法改悪で、国庫負担率が医療費の45%から38.5%へと大幅に削減されました。これを皮切りに、政府は国民の医療保障への責任を次々と縮小し、国の歳出減らしを目的とした国保制度の改悪を次々と進めてきました。

全国知事会や市長会なども、公費1兆円の財源を投入してほしいと声を上げています。これが実現すれば、国保税を協会けんぽ並みに下げることができます。市長、国民健康保険をどのように考え、市民の安心につなげていくか、お考えをお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 太田陽子議員から国民健康保険について御質問をいただいたわけでありましてけれども、国民健康保険、他の医療保険に加入していない住民の方を被保険者とする国民皆保険制度の基礎をなしております。なしておりますが、近年、少子高齢化の進展、それから医療技術の高度化などによる医療費の増嵩、それから国保加入者の減少または低所得者や高齢者の加入者を多く抱えているなどという状況から、その財政は大変厳しい状況にあるというのも事実であろうと思います。

そうした状況も踏まえて、平成30年度から財政基盤の強化を図るということで、都道府県を財政運営の責任主体とする制度改革が行われて

きました。高齢者の通いの場を活用した介護予防、それから生活習慣病の疾病予防や重度化予防を一体的に実施する保健事業への取組などを始めているところであります。

我々市としても、今後も地域住民の健康保持または増進に大きく貢献していく制度だと認識をしているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 国民健康保険は国民の最後のとおりではないかと思えます。重要視していただいているということを知っていて、次の質問に参りたいと思えます。

国保税の被保険者は、農業従事者、自営業、退職者、無職、年金受給者などですが、生活困窮者が多い現状がある、財政的に厳しいと、今、市長のほうからありました。消費税の10%増税の影響などもあり、国保税の重税感が重く生活にのしかかっています。収納率や滞納の状況などについてお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 収納率、それから滞納の状況について、3年間の数字をお答えをしたいと思います。平成29年度、これは滞納繰越分と現年分を合わせてであります。合わせて92.1%、それから平成30年度が92.8%、令和元年度が94.1%ということで、収納率は過去3年間は向上しているというふうになっております。

また、滞納の状況であります。現年度課税分の収入未済件数及び金額についてお答えしますけれども、平成29年度が558件、7,859万円、平成30年度が498件、5,757万円、令和元年度が464件、4,675万円ということで、未済件数、未済額とも年々減少しているという状況にあります。

何でこういう状況になってきているのかということですが、その一因としては、平成30年度改正の国民健康保険税率の引下げ、それから所得に応じた軽減判定基準額の毎年度の拡

大による負担の軽減などもあるかと思えますし、そのほか、市のほうとしては、収納率向上に向けて毎週月曜日の納税窓口時間の延長、月曜日窓口を延長している、それから夜間及び休日を含めた特別納税相談週間を年3回、5月と12月と3月実施をしております。その中で、納税相談環境の整備を行っているところでありますし、また、納税コールセンターを活用した電話納付案内事業の実施などもしております。

加えて、口座振替納付の奨励、それから収納環境の充実としてコンビニ、それからクレジット納付も実施しているということでもあります。

市のほうでは、市の体制としては、滞納者の実情に応じて納税サイド、税務サイドと健康福祉サイドがうまく連携をして取組を推進している、そういうことも減少の一因なのではないかと考えております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 減少しているということではあります、払えない人が、やはり464件もまだあるということは、やはり4,700世帯ぐらいの加入者にしては1割ぐらいの世帯が滞納しているという状況があるというのは現実だということですね。

次に、命に格差があってはならないと連日のように、毎日コマーシャルで流れております。資格証明書は、特別の理由がなく1年以上保険税を滞納した場合、窓口で医療費の10割を支払い、後日申請によって給付割相当分を返してもらうというものです。命の格差と言える実質保険証の取上げで、制裁とも言える資格証明書や短期証などを発行することで、収納率、滞納率、件数がどのような効果があったのか、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどの答弁で、直近3か年の現年度課税分の収入未済件数及び金額について申しあげましたが、平成30年度の件数は498件

であります、金額について5,757万円、5,758万円とお答えしたと思えますが、5,757万円あります。おわびして訂正をさせていただきたいと思えます。

資格証明書、それから短期証の発行と効果ということで御質問がありましたが、この件についても、前に御質問もいただいたことでもありますけれども、寒河江市におきましては、年に2回、国民健康保険税滞納措置審査委員会というものを開催をして、資格証明書と短期証を発行しているわけであります。

資格証明書の発行に当たっては、国保税を滞納したことに対する制裁ではもちろんありませんので、滞納された方々と接触の機会を多く持って、納税相談を行い、国保税の納付に結びつけていこうというものでございます。

資格証明書の近年の発行世帯数であります、これは8月1日現在で申しあげますと、平成30年度は資格証明書を55世帯、短期証を168世帯に発行しております。令和元年度は、資格証明書49世帯、短期証を144世帯に発行しております。令和2年は、資格証明書を35世帯、短期証を118世帯に発行しているということでもあります。ここ3年間、資格証明書及び短期証の発行世帯数、年々減少しているのではないかと考えておりますので、一定程度の成果は得られているのではないかと考えております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 数としては減っているというのは、見れば分かります。保険証がない世帯があるという現状、市民の生活を安心を保障するという地方自治の使命に反することと思われるのですが、鶴岡市では、もう1件、ゼロ件というふうな状況もあります。資格証の発行で、全国では医療にかかれず亡くなった方や、医療にかかれたときは手後れだったなどの事例が報告されています。名古屋市などは資格証の発行をやめております。

名古屋市では、2019年10月末現在で3,157件の資格証明書を発行していましたが、今年9月1日に、資格証明書を交付せず、短期保険証を交付することにしたそうであります。市の理由の1つとして、今回の見直しは資格証明書を交付することが目的化として滞納整理の進捗が見られない案件が散見されるとしています。資格証明書を発行して制裁を強めても、国保料収納率の向上につながらないことを市自身が認めたものと言えます。

保険証の取上げに当たる資格証の発行など、収納率や滞納率は年度にかかわらず、少しよくなっているとは思いますが、さほど影響がない現状ではないかと思えます。

今後、年金受給者など国保の加入になる方が多くなると思います。年金の受給者などは、国保税の通知が来ると、数字が間違っているのではないかと思うほどの負担額、また、コロナの問題も出ておまして、払いたくても払えない人が多くなっているのではないかと考えられます。

実質保険証の取上げになる資格証の発行は、生存権の侵害とも言えるのではないかと思えます。市民の安心・安全のために、早期に資格証の交付はしないことを求めたいと思えます。

次に、協会けんぽなどに比べ負担が重い国保税の減免についてお伺いします。

他の自治体で実施している自治体独自の減免制度があるということですが、寒河江市としてはどのように考えているかお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 自治体独自の減免制度を実施してはどうかという御質問であります。昨年度も御質問をいただきましたが、昨年度もお答えしましたけれども、現行の国民健康保険制度で、制度をそのまま取り込んでいこうとすると、独自減免を行った場合に、その財源補填をどこでやっていくのかというのが大きな課題になってくるんだと思っています。

また、国民健康保険税の都道府県の広域化が行われたわけでありまして、山形県でも保険税あるいは保険料の統一に向けて、来年度から新たに作業部会を設置をして検討を進めていこうという状況であります。

そういったことからすると、他の自治体と歩調を合わせていく必要があるというふうにも思っておりますので、その点について、大変御理解をいただければありがたいと思っております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 県の統一化になると、高いところに合わせていくのでないか、税率なんかも全部市町村によって違うものですから、できれば寒河江市が先駆的な減免制度をつくって、来年度の作業会では、そういう制度も県として設けていくなどということができれば、国保加入者、被保険者にとっても、とてもよいことではないかと思えます。ぜひ検討していただきたいと思えます。

次ですが、国保税が高額の上、窓口での負担も多く、厳しいという声があります。窓口負担の減免制度などについてお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国民健康保険の制度では、国民健康保険法第44条に規定してありますけれども、災害などの特別な理由により、一時的にその生活が著しく困難となり必要と認められるときは、世帯主の申請により、保険医療機関等での一部負担金の減免、免除、徴収猶予を受けることができるようにというふうになっているところであります。市のホームページでも記載しているわけでありまして、我々としても、ぜひこれからも周知が図れるように対応をしていく必要があると認識をしているところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 国保税が重くて、そのほかに高額な窓口負担が大変だということで、受診を減

らしていることはないのかと、ちょっと心配になることもあります。先ほど市長もおっしゃいましたけれども、やはり干ばつ、冷害、災害などもあります。事業または業務の休廃止、失業などというのもあるので、ぜひ、この制度があるということを周知徹底し、窓口申請に来ることを、来られるような体制をきちんと整えてほしいと思います。

次ですが、昨年6月議会でも申しあげたのですが、子供の均等割の廃止の考え方について伺います。

被保険者の人数に応じて課される均等割は、子供が多いほど重くのしかかり、子育て世帯の生活を脅かしています。子供の均等割の減免を独自制度で実施する自治体が昨年よりも広がっております。

また、2015年の国民健康保険法改正では、子供に係る均等割保険料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財源に与える影響などを考慮しながら、引き続き議論することと参議院で附帯決議を行っています。ぜひこの均等割の減免について考えていただきたいと思います。ぜひ答弁をお願いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 子供の均等割の減免、負担軽減ということで、子育て世帯の負担軽減を図るといふ制度の創設について、今年6月の全国市長会におきましても、国に対する重点提言ということで出しております。「子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設するとともに、必要な財源を確保すること」ということで要望させていただいているところであります。

そういったところで、国の今後の動向などを注視していかなければならないと思っておりますが、他の自治体でもいろんな取組をしているということもお聞きをしておりますので、その

辺の状況なども踏まえていかなければならないと考えているところであります。

それから、先ほどの答弁の中で、国民健康保険法第44条の規定で、必要と認められるときは世帯主の申請により保険医療機関等での一部負担金の減免、免除、徴収猶予が正解でありました。私、執行猶予と申しあげました。徴収猶予を受けることができるとなっております。お呼びして訂正させていただきたいと思います。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** この減免制度についてなのですが、いつもホームページとか記載になっていると御答弁いただきますが、私たちよりちょっと上の世代は、本当にホームページが見られない。「ほだな、書かってたって分かんねえ」ということが多くあります。市報にも書いてあるのですが、市報の情報ではちょっと分かりづらいことが多々あります。区長会の方などとお話ししても、「ホームページなんて見らんねえ」という方が多くありました。ぜひ、先ほどの月光議員と逆行しますが、年齢に応じた情報の発信の仕方を考えていただければいいかなと思えました。

減免制度を受けたいけど、来られない方も多々あると思います。ぜひ今後周知徹底していただければ、来年度に向けては、本当に国保税の税収も少ないのではないかなと懸念されます。ぜひきちんと対応していただきたいと思います。次に移ります。

コロナ禍において国の制度として、収入が前年比で3割以上の減収が見込まれる世帯に減免制度が実施されています。この減免制度などを広く市民への広報など、まだまだ足りないと思われれます。滞納があっても減免が受けられるということもできます。今後、コロナで国保税が納められない被保険者が多くなると思われるのですが、今後、この減免についてどのように考えていくか、どのぐらいの方が利用しているか

お伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきます新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の対応として、令和元年度及び2年度の国民健康保険税のうち、令和2年2月1日から来年の3月31日までの納期限が設定されているものを対象にして、申請に基づいて減免基準を満たしている場合に減免を行っているところでございます。

市民の皆さんへの周知に関しては、お叱りを受けるかもしれませんが、7月1日に市のホームページで減免内容を掲載しておりますし、もちろんそれだけではありませんので、7月15日の国民健康保険税の当初発送時に、納税通知書に減免のお知らせを同封して、課税全世帯に通知をしているところでございます。

申請受付期間は令和2年7月15日から令和3年3月31日までとして、申請時に納付が到来している保険税がある場合は、遡及し減免を行うこととしております。

10月末現在における減免申請受付状況であります。21世帯であり、件数で申しあげますと、令和2年度分が21件、それから令和元年度分が19件で、延べ40件で、合わせた減免額は639万9,100円となっております。申請者の中では、自営業の方が多くなっているわけでありましてけれども、滞納がある方も申請をされている状況であります。

今年の所得が確定してから申請をするという方もおられるようでありますので、今後、件数が増加してくると見込んでおります。

また、今年の収入減に伴いまして、来年度の国民健康保険税の課税について、所得割が減少するとともに、低所得者に係る法定の軽減措置に該当する方も増加してくるのではないかと考えているところであります。

今後、市民の皆さんへの周知でありますけれ

ども、来年2月から始まる申告相談のときに、パンフレットなどを配置をしたり、それから、納税相談時に減免について説明をしたりするなど、広くPRを行って、先ほど御指摘がありましたから、いろいろな世代に沿ってというんですか、対応して、きめ細かく懇切丁寧に対応していきたいと考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** ぜひ、滞納者への対応など、密接にきちんと対応していただいて、まだまだ減免が受けられる世帯がいるのではないかと思います。今後の対応など、本当に健康福祉課と税務課と一生懸命取り組んでいただいているのはお話を伺って分かりましたので、ぜひ英知を結集して市民の生活を守ってほしいと思います。滞納者への対応、資格証の発行など、本当に命に関わる問題だと思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

通告番号12番のコロナ感染への対応についてですが、先ほど佐藤議員と沖津議員のほうからの質問で大分、私と同じことがありますので、これについては、1点だけお願いしてもよろしいでしょうか。

(1)、(2)の感染者への対応ということなんですけれども、先ほど佐藤議員のほうから、自費でPCR検査はできないかという問題が提起されました。私の中でも、自費でのPCR検査について、ちょっと質問したいなと思っていたので、その点だけ質問させていただきたいと思います。

多くの市民の皆さんの声を聞くと、関東圏とかに住む家族に会えないとか、帰ってくるなど言わざるを得ないというふうな声が聞かれます。このPCR検査を受けてでも、月に1回、家族の会合がしたいとか、そういうふうな声も聞かれます。

G o T oキャンペーンの中で、多くの人が移動しているわけです。昨日、チェリーランドに

ちょっと行ったんですけれども、チェリーランドでも県外の車が多くありました。そういう中で、自分の子供は帰ってくるなという中で、矛盾を抱えて生活している市民の方が多いと思います。ぜひ、PCR検査を安価で受けられる体制づくりをしていただきたいなどお願いして、質問を終わります。

散 会 午後2時40分

○**柏倉信一議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

令和2年11月19日（木曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
大 沼 利 子	財 政 課 長	武 田 新 二	防 災 危 機 管 理 課 長
門 口 隆 太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	後 藤 芳 和	商工推進課長
鈴 木 隆	健康福祉課長	佐 藤 肇	学校教育課長

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦	事 務 局 長	東海林 茂 美	局 長 補 佐
兼 子 拓 也	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第3号

第4回定例会

令和2年11月19日(木)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分 てまいります。

○柏倉信一議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

○柏倉信一議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

本日の会議は、議事日程第3号によって進め

一般質問通告書

令和2年11月19日(木)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
13	行政手続きにおける押印廃止と書面主義の見直しについて	(1) 積極的な押印廃止について (2) 廃止できる文書の数について	9番 古 沢 清 志	市 長
14	PCR検査にいたる検査体制の変更について	(1) 「診療検査医療機関」(仮称)とあった本市における名称について (2) PCR検査の実態について (3) 医療体制について		市 長
15	教育行政について	(1) エアコン未設置教室の対応について (2) 寒河江中部小学校の児童数の増加に伴う教室確保について (3) リモート授業における専門技術者		教 育 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		の配置について		
16	地震発生切迫度S31活断層について	(1) 本市の地震発生切迫度S31に対する認識について (2) 大規模災害による災害対策本部の人員確保について (3) 防災学習を備える防災センター設置について	4番 安孫子 義 徳	市 長
17	新型コロナウイルスにおける緊急経済対策について	(1) 新型コロナウイルス感染症に係る今後の緊急経済対策に関する考え方について (2) 寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例と寒河江市商工会について		市 長
18	不安を払拭する新型コロナウイルス対策について	(1) 発熱時の検査体制について (2) 差別や偏見を無くす心の対策について	6番 後 藤 健一郎	市 長 教 育 長
19	財政の「見える化」について	将来の市民にツケを廻さない持続可能な自治体運営のために、市民と共有できる財政の「見える化」に向けた取組について伺う。		市 長
20	農業問題	(1) コロナ（高収益作物次期作支援）交付金の利用現況 (2) 2回変更後の状況	14番 荒 木 春 吉	市 長
21	教育問題	10月30日（金）に陵南中で学区議員と語る会を行った（全18名） (1) 小中学校教職員の加配内容 (2) 要保護・準要保護生徒への対策 (3) 小中学校教職員の資質・能力の向上策と教員生活のゆとりと充実策		教 育 長

願いたします。

古沢清志議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号13番から15番までについて、9番古沢清志議員。

○古沢清志議員 おはようございます。寒政・公明クラブの古沢清志でございます。よろしくお

今年も残すところ1か月近くとなりました。来月には市長選挙があり、現職の佐藤市長も出馬の表明を示していただきました。

3期12年の実績と財政健全化に向けた取組、子育て支援に関しては大いに評価をいたしているところであります。小中学校の給食費の補助

や除雪に関する事など、県内外の同僚議員から問合せがあり、「参考にさせていただきます」との声を幾重にもいただきました。

佐藤市長におかれましては、新型コロナウイルス感染やインフルエンザにも留意され、選挙戦を乗り切っていただきますようエールを送りたいと思います。

通告番号13番から15番について、順次質問させていただきます。

通告番号13番の行政手続における押印廃止と書面主義の見直しについてお伺いいたします。

押印廃止と書面主義の見直しについては、何よりも住民サービスの向上に向けて行政手続の簡単かつ迅速を願い質問させていただきます。

中央省庁の行政手続の押印廃止を強力に推進している河野太郎行革担当大臣は、去る10月16日の会見で、約1万5,000の行政手続のうち99.247%の手続で押印を廃止できると明らかにしました。その約1万5,000手続のうち、各省庁が押印を存続の方向で検討したいと回答したのは、僅か1%未満の911種類とのことでした。

また、河野大臣は、存続する相当部分は印鑑登録されたものや銀行の届出印など、そういうものは今回は残ると説明され、デジタル庁が発足し、業務がデジタル化された際には電子認証などが導入されるだろうとの見通しを示しました。

さらに、政府与党は、確定申告などの税務申告などの税務手続においても、押印の原則廃止を検討する方針を明確にしています。2021年度の税制改正で検討し、年末にまとめる与党税制改正大綱に反映させるとのことです。

このように、行政手続文書だけでなく、税に関わる他の書類でも押印廃止の流れが加速化しています。

これらを踏まえ質問いたしますが、国において行革担当大臣が推し進めている、この押印廃止について、言われているとおりの約99%の中央

省庁の行政手続文書の押印が実際に廃止された場合、本市の行政文書においても、何と何が連動して廃止できるのかなどの判断をして、今から廃止対象リストの洗い出しを積極的にすべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

古沢議員から行政手続における押印廃止と書面主義の見直しということで御質問をいただきましたが、押印というのは、その文書が真正に成立したことを証明して、また推定させるものとして、厳格な本人確認や意思確認を要する手続などにおいては、法令等により押印が義務づけられているほか、印鑑証明の添付などが求められている状況にあるかと思えます。

また一方で、既に市民の利便性の向上や行政手続の簡素化、それから効率化を図るために、指針などを定めて押印の必要性や実質的意義を見直しをして押印を廃止をしたり、署名と記名押印を選択できるようにしたりといった取組をしている自治体もあるわけでありませう。

本市においてはどうかということになりませうが、現在、本市では押印について具体的な指針などはまだ定めておりませう。定めておりませうが、総務省では、平成9年に押印見直しガイドラインというのを示しております。そのガイドラインを踏まえて、寒河江市でも窓口における証明書の交付申請など、既に押印を省略をして廃止しているものもございませう。

今後、国のそういった方針、古沢議員からも御披露がありませうが、国の方針なども勘案して、早急に各課において、申請手続を行う行政手続について洗い出しをして、その重要度や本人確認などの必要性を精査をして、押印の在り方を見直しつつ、国がこれから示すであろう押印廃止マニュアルとか指針などを確認しながら、積極的に押印廃止に向けて進めてまいりたいと考えております。

それから、現在、県と市町村で利用していません電子申請システムからのオンライン手続というものを充実をさせて、マイナンバーカードを利用したマイナポータルからのオンライン手続、それから電子メールを利用した行政手続などを開始をして、それらについて広く市民の皆さんに周知を図って、書面主義というものを見直していきたいというふうにも考えているところがあります。

○**柏倉信一議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 本市につきましては、まだ決めていないということでありまして、市長の答弁では、前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。

既に国の動きに合わせて、その準備を進めているのか、取組状況を具体的に示していただきたいと思います。具体的にというのは、例えば国において急ピッチで洗い出しをしているように、本市においても、現状押印を必要とする行政手続文書が幾つあって、そのうち国と連動せざるを得ない文書が幾つ、市単独で判断できるものが幾つなどというように、早急にリスト化をすべきと考えます。まだ始まっていない事柄なので明示はできないとあれば、行政手続文書と、そのうち押印を廃止できる文書について、分かる範囲で答弁をお願いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどもお答えしておるわけでありまして、本市での取組というのは、これからだというふうに御理解をいただきたいと思います。

ですから、どれくらいの行政手続の文書が押印廃止できるかといった数量などについては、これから調査をするということになるかと思いますが、現在、押印が必要な行政手続文書としては、3つに分類をされるわけでありまして。

1つ目は、国の法令等を根拠に押印を求めている文書、例えば契約書などがございまして。

それから2つ目は、市の条例や規則を根拠に押印を求めている文書、例えば入札書などがそうであります。

3つ目は、要綱や手続を根拠に押印を求めている文書、例えば補助金関係の文書などがそうだと思いますが、また、押印を廃止できると考えられる文書については、今、3つ申しあげましたが、これ以外の慣習によって押印を求めている文書、例えば委任状などの文書があるわけでありまして。

現状では、先ほど来申しあげておりますが、多くの行政手続文書で押印が必要とされるということでありまして、これから寒河江市においては、早急に文書の押印に関する調査、洗い出しを行って、特に寒河江市独自で定めている要綱や手続を根拠とした文書などについては、関係法令等を確認をして、問題がなければ積極的に押印を廃止していきたいと考えているところでありまして。

○**柏倉信一議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** まだ、やはり決まっていなかったもので、はっきり申しあげることにはできないかもしれませんが、市長のリーダーシップの下、早急な洗い出しと対応をお願いいたします。

通告番号14番のPCR検査に至る検査体制の変更についてお伺いしたいと思います。

一般質問初日に、沖津議員はじめ大勢の議員に答弁されておりますので、かぶらないような質問をさせていただきます。

厚労省は、この地域の診療所などPCR検査に協力してくれる機関を「診療・検査医療機関」（仮称）と称していましたが、厚労省の言う（仮称）の意味は各自自治体で名称を決めてよいという意味と聞いております。本市においては、どういう名称にしたのか伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 行政報告などでも申しあげてい

るわけでありませけれども、11月から発熱者などの相談、受診、検査の体制整備については都道府県が行うということになっております。また、診療や検査が可能な医療機関として指定したものの名称についても、各都道府県で設定をすとなっております。

そうしたことから、山形県では、国で示されたとおりの「診療・検査医療機関」という名称を用いているところでありませるので、御理解をいただきたいと思ひます。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 名称につきまは、県が行うということでありませたので、了解いたしました。

関連して質問させていただきますが、通告文にはPCR検査の実態についてと記載されておりますが、さきに答弁をいただいておりますので、別の視点で答弁をいただきたいと思ひます。

PCR検査を引き受けられるクリニックの保護として、引き受けたときの支援体制はどのようになっているのかお伺ひいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 「診療・検査医療機関」の指定を受けた医療機関が、発熱患者などを受け入れるための専用の診察室などを設けて、その患者を受け入れるための医師や看護師などの配置体制を取った場合に、国のほうから直接ですけれども補助が受けられるというふうになっております。

具体的には、それぞれの医療機関で設定した1日当たりの受入れ基準患者数より、発熱等で診察、検査等を行つた患者数が少なかった場合、患者数の差に応じて診療、検査の体制確保に要した費用を補助するというものでござひます。

さらに、医師や看護師等が診療検査で使用するマスクや手袋、個人防護具などについても、国から配付されるということになっているところでありませ。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 いろいろな体制があるようにお聞きいたしました。これからは、検査数も多くなることから、感染者数も増えてくると思ひます。新型コロナウイルスワクチン接種などの医療体制の見通しについてお伺ひいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、日本も第3波だと、こういうふうな状況でありませ。なかなか先が見えない状況にあつてはるわけでありませけれども、テレビ、新聞などでは、ワクチンの話題なども、情報なども出ているわけでありませけれども、実際、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、いつ完成をして接種が開始できるかというのは、なかなか判断できない、現時点では分からない、まだ見通しが立たないというのが正直なところなのではないかと思ひます。

しかしながら、国からは、ワクチンが実用化された際に速やかに接種を開始できるように、各自治体おいて接種体制確保として、医療機関との委託契約や接種費用の支払い方法などの準備を進めるようにという通知がなされてはるところでありませ。

そういう通知に基づいて、我々も準備体制をしいていくということになっているわけでありませけれども、ただ、ワクチンの接種体制や接種者の優先順位などの具体的なことについては、まだ示されておらないわけでありませ、今後、国のほうから示されるという予定になっているところでありませ。国から指示あるいは通知があつた時点で、医師会などとも十分連携をしながら、速やかにその体制を整えていきたいと考えてはるところでありませ。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 ワクチンの接種など、やはりどういうふうな優先順位なのか早く知りたひところでありませるので、この辺もよろしくお伺ひしたいと思ひます。

まだまだ増えてきそうな兆しがありますので、十分な医療体制とプライバシー保護をお願いしたいと思います。

通告番号15番の教育行政についてお伺いいたします。

先日、厚生文教常任委員会では、寒河江市PTA連合会と意見交換させていただき、その後、学区議員と語る会もさせていただきました。

意見交換会の詳細につきましては、コロナ禍における生徒の実態、また運動不足による体力の衰えや、過食による体重の増加など、生活の変化を中心に、また要望も添えて学校教育課に提出させていただきました。

今回の質問は、主にPTAや保護者の中から強く要望されております、理科室、音楽室、特別教室にもぜひエアコンを入れてほしいとのことでした。

昨年は、各教室にもエアコンが入り、涼しい環境の中で勉強したため、なおさら暑く感じたのかもしれません。未来を担う生徒のため、エアコン設置を要望したいと思います。教育長の見解をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 古沢議員より市内小中学校の各教室のエアコン設置の対応ということで御質問がありましたので、お答えをいたします。

普通学級の教室、それから特別支援学級の教室につきましては、今、議員よりございましたように、令和元年度までに全ての学校においてエアコンの設置が100%完了しており、現時点でエアコンの未設置となっているのは音楽室、理科室などの特別教室となっております。

特別教室のエアコン設置につきましては、今年度から整備を進めておまして、今年度は小学校2校と中学校1校で整備を終え、特別教室へのエアコン設置率は68.8%、それから普通教室を含めたエアコン設置率は84.7%と、こういうふうになっております。

市としましては、全ての学校の特別教室へのエアコン設置に向けて、来年度以降も計画的に整備を進めていきたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 前向きな答弁をいただきまして、ありがたいと思います。

次に、中部小学校に関して、来年度の新入学生は約110人とお聞きしております。さらに、再来年はもっと増え、約120人になるとお聞きしています。

学校の方も言うておられましたが、今から手を打たないと間に合わなくなる可能性もあるし、再来年はまた教室が足りなくなるおそれがあります。

例えば、視聴覚教室を普通の教室に変更した場合、視聴覚授業はどこで行われるのかなど、不安が募ります。確実に教室は確保されるのかお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 現在、学級数の基準につきましては、教育山形「さんさんプラン」の適用によって、児童数が67名以上で3学級、100名以上で4学級と、こういうふうになっております。

寒河江中部小学校の現時点での普通学級数ですが、1年生、5年生、6年生の3つの学年が3学級ずつ、それから他の学年、2年生、3年生、4年生が4学級ずつと、こういうふうになっております。

今後、1年生に入学する児童数の見込みではありますが、来年度、令和3年度以降はずっと4学級ずつで推移すると、こういうふうな予定でございます。

こういうことで、現在、3学級となっている6年生が卒業する来年度、令和3年度には、1学級増というふうになりますし、今の5年生が卒業する令和4年度は、さらに1学級増加すると、こういうことになるわけでございます。つまり、令和3年度は1学級分の教室、令和4年

度はさらに1学級分の教室が不足するという
こととなります。

そのため、来年度、令和3年度は、もともと
普通教室であった教室を、現在学習室として使
っている場所を、再度普通教室に転用すること
で、教室は確保できると考えております。

また、令和4年度につきましては、現在、コ
ンピューター室で行っているパソコンを使用し
た学習が、児童1人1台タブレットの導入によ
って、普通教室での学習が可能となってまいり
ますので、コンピューター室を普通学級に転用
することで対応してまいりたいと考えていると
ころでございます。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 確実に教室は確保されるという
ことをお伺いしました。

少子化で年々少なくなっている各学校も、中
部小に関してはどんどん増えていくと。少なく
とも問題だし、多くともいろいろな疑問が出て
くると、憎いような感じがいたします。

それと、また来年には、生徒にタブレット端
末が支給になる予定です。保護者並びに教職員
の方は、手探り状態で授業を進めなければなり
ません。その一助として、ソフトを使いこなせ
る専門技術者をある一定期間配置をして、教職
員のサポートをしていただきたいと思います。
見解をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 本市で整備を進めております
1人1台タブレット端末が、年明けには子供た
ちの手元に届いて、授業や家庭学習などで活用
できる環境が整う予定となっております。

これまでも、本市におきましては、様々な機
器のトラブル、ICTを活用した学習支援に対
応できるように、各学校に3週間に1回程度の
割合でICT支援員を派遣する事業を行ってま
いりました。

今後、1人1台のタブレットを活用する環境

が、これまで各学校に1学級分程度の台数が整
備されている、これまでのコンピューター環境
とは大きく異なってくるために、コンピューター
が起動しないとか、あるいはクラウドの環境
につながらないなどの機器のトラブルなどによ
り、タブレットが使用できず、学習に支障を来
すということが、これまで以上に起こるとい
うことも懸念されるわけでございます。

議員御指摘のように、特に機器導入の初期段
階におきましては、機器の操作方法で困ったり、
様々なハード面でのトラブルが起こったりした
際に、迅速に対応して問題を解決してくれる専
門的な知識を持つ技術者による支援が求められ
てくると考えております。

このため、児童生徒や教師がタブレット端末
を安心して活用し、学習効果が上がるよう、市
としましても、環境整備していくことが必要で
あると感じております。

各学校の要望あるいは今後の活用状況に応じ
た支援が迅速に行えるように、学校を訪問して
の対応とか、リモートによるトラブル解消など、
効果的かつ効率的な支援の在り方について、今
後検討してまいりたいと考えているところでご
ざいます。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 この件に関しては、先生からも
強い要望があって、「そうだな」と、「使いこな
せる専門職がそばにいてくれたら、本当に助か
るんだがな」というふうなお言葉をいただきました
ので、ぜひ願いをかなえてやっていただきた
いと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうご
ざいました。

安孫子義徳議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号16番、17番について、
4番安孫子義徳議員。

○安孫子義徳議員 安孫子義徳です。よろしくお願ひします。

令和2年最後の定例議会に当たり、市民の代表として質問できますことに感謝いたします。

市長におかれましては、来る市長選への出馬を表明されたことに、誠に喜ばしく思うとともに、寒河江市民の安全・安心な生活、市勢発展にますます推進していただきますよう御期待いたします。

さて、去年は日本への台風上陸が5つほどありましたが、今年は1つの上陸もありませんでした。しかしながら、梅雨前線の停滞により7月豪雨が発生し、九州中部地区をはじめ、山形でも羽越豪雨以来50年ぶりの最上川の氾濫による大きな被害が発生してしまいました。

今回の記録的な大雨で、山形県では住宅の浸水、農地の冠水や農業用ハウスの崩壊など、大きな被害が発生し、今なお復旧できない状態です。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

本市においては、早めに避難指示を発令したおかげで、多くの方が避難所へ避難をしました。人的被害もなく乗り切ることができたことに感謝と安堵をしているところです。

災害時の対応としてよく言われますのが、空振りでも構わない、命第一主義で素早い行動が大事でありますので、今後とも臨機応変な素早い対応をお願いいたします。

台風の進路や局地的な大雨の予測については、かなりの高い確率で予測可能となってきております。事前の対応もできるようになりましたが、予想もまだまだ不確実な地震災害について質問いたします。

通告番号16、地震発生切迫度S31活断層について。

(1)本市の地震発生切迫度S31に対する認識について。

今年の1月17日、阪神・淡路大震災から25年

を迎え、NHKの報道番組で地震に関する特集が組まれました。また、3月11日には東日本大震災から9年目ということで、YBCでも同じような特別番組がありました。

この番組の中で、地震発生切迫度S31という、私には耳慣れない用語が使われていました。この地震発生切迫度S31に対する本市の認識度について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 安孫子議員から地震についての御質問をいただきましたが、活断層を起因とする地震発生に関しましては、国の地震調査研究推進本部というところが、毎年、長期評価による地震発生の確率の更新を行っております。平成28年8月から、この地震発生確率を基に地震発生の可能性を4つのランクに区分をしているものであります。

今年1月に公表された長期評価の更新では、地震発生確率が3%以上の最も高いランクであるSランクの活断層が全国に31か所存在すると。3%以上のところが31存在するということがあります。

安孫子議員の御質問にありました、地震発生切迫度S31という表現でありますけれども、これは県あるいは地震調査研究推進本部に確認をさせていただきましたが、このような表現は用いていないということでもあります。恐らく報道機関において、Sランクの活断層が全国に31か所存在するというのを、地震発生切迫度S31と表現したものではないかと推測をしております。

寒河江市内を縦断する山形盆地断層帯北部がこのSランクに該当しているわけでありますので、全国の活断層の中では高いグループに属しているということについては、十分認識をしております。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 私は、その報道番組を見て切

切迫度という言葉が耳に入ってきたわけです。今、答弁の中には、国やそういう機関では表現していないということですが、公の報道にて切迫度という言葉が皆さんの耳にも入っている方がいらっしゃると思います。切迫度という重い言葉は、今から認識していかなければならないのかなと思っております。

ちょっと見づらいですが、その切迫度S31、日本列島、これが31か所あるという〔タブレット端末画面を示す〕、東北には山形以外ないんですね。北海道に2か所ということで、やはり山形は今から気をつけていかなければいけないのかなと思っております。

この地震発生切迫度S31というのは、25年前の阪神・淡路大震災を教訓に、全国の114の活断層について重点的に調査を進め、今後30年の地震の発生率などのリスクを再評価した結果、現在地震が起きる切迫度が阪神・淡路大震災と同じか、それを上回る断層が全国で31か所あることを確認され、改めて活断層地震への備えが必要だということです。

地震発生の切迫度は4つのランクに分かれ、すぐに起こることは否定できない、確率は不明の活断層がXランク、0.1%未満はZランク、0.1%から3%未満はAランク、3%以上がSランクとして、阪神・淡路大震災が起きる直前の発生率は0.02から8%で現在のSランクに当てはまるということです。簡単に言うと、0.02から8%という相当低い確率のように皆さんもイメージしてしまいがちですが、いつ起きてもおかしくない確率なのだとすることを、危機感を表している表現なのです。

この切迫度S31の中に、先ほど申しましたように山形県の活断層が3か所あり、1つは庄内平野東縁断層帯南部、新庄盆地断層帯東部、そして山形盆地断層帯北部で、山形盆地断層帯北部は、大石田から日和田に至る断層帯で、30年以内に0.003%から8%と山形の断層では最も

高い確率であるとされています。

山形盆地断層帯は、南部はAランクに位置づけられていますが、北部の断層が動いた場合には何らかの影響があるかもしれないとされています。

山形県にSランクの断層帯が3か所もあるということに驚きました。この地震発生切迫度S31について、市民への周知についてどのように考えるかお尋ねします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この活断層については、県におきまして、平成9年から5年間、山形大学の先生や専門家から成る山形県活断層調査委員会というものを設置をして、活断層の位置や長さ、活動時期、活動間隔について調査を実施しております。阪神・淡路大震災が平成7年でありましたから、その後ということになるわけでありまして。その調査結果を、先ほど申しました地震調査研究推進本部において評価をして、平成14年度に公表されたというところであります。

本市における山形盆地断層帯の30年以内の地震発生確率が0%から7%と評価をされ、その内容については、市のホームページでもお知らせをしているところであります。

その後、平成19年に長期評価の改訂が行われて、そのときに、山形盆地断層帯北部と南部に分割されたというところでございます。

地震の発生確率について、いろいろパーセンテージがあるわけでありましてけれども、低いからといって地震が起こらない、また確率が高いから先に起こるといった考えは誤りだと言われております。地震発生確率の高い低いにかかわらず、活断層の存在を踏まえた防災対応が必要であります。

そういったことで、活断層についてより精度の高い位置を把握するため、平成28年度に、山形大学の先生、八木先生などから御協力をいただいて、市内の活断層の現地調査を実施をして、

その結果を防災マップのほうに、あるいは市のホームページに掲載をさせていただいて市民の皆さんに周知をしているという状況であります。

また、現在も防災対策専門員による出前講座などにおいて、防災マップを活用して、活断層を起因とする地震発生の可能性、危険性などについて、市民の皆さんに説明を行っている状況であります。

今後においても、さらに市の防災訓練、あるいは自主防災組織の訓練などにおいて、大規模災害発生についての意識啓発を行ってまいりたいと考えております。防災対策の知識普及、そして自助・共助・公助のネットワークの構築などに一層取り組んで、備えを万全に進めてまいりたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 今、ホームページや防災マニュアルのほうに記載され、周知しているということであります。

私は、私の感覚で言わせていただきますけれども、本市の活断層については、高瀬山から越井坂、西根を通過して三泉へ行っているものと、日和田、箕輪の山際を通過しているものと、大きく2本が先ほど言った防災マップに描かれていますが、現場で目視確認できる場所として、高瀬山南側の最上川に瀬があります。小さな滝のように流れている場所があります。これもちょっと写真で……〔写真を表示したタブレット端末画面を示す〕。

分からない方もいらっしゃると思いますので、これが、ちょうどこちら側が市民浴場に当たります。市民浴場側から最上川のここ、瀬のようになっているということです。

今回、真上にあるということで、市民浴場が移設という形になっております。これは、なかなかちょっと認識していない方もいらっしゃるのかなと思っております。

そこが断層の跡であると、当時はかなり段差

があったと思われませんが、長い年月の間に浸食され、現在、その傷痕となって残っているものです。その瀬が断層地震によって造られたものと教えていただいたのは、中学校の担任の先生ですが、その頃は何の興味もなく、気にもとめていませんでした。

しかし、今、切迫度という重い言葉に、最上川の美しい瀬を思い出し、これがいつ動くか分からない断層の痕跡であることを市民の方にも広く認識してもらいながら、いつ起こるか分からない大きな地震に備えてもらいたいと思っています。

次に（２）大規模災害による災害対策本部への人員確保について。

突発的に起こる地震災害は、台風や豪雨と違い予測もできず、甚大な被害が予想されます。山形盆地断層帯に起因する地震の想定マグニチュードはマグニチュード7.8、最大震度は6強から7と経験したことのない揺れが予想されており、山形県内の建物、全壊3万4,397棟、半壊5万4,397棟等の被害が想定されています。

その発生は、先ほど申しあげたとおり、いつ発生してもおかしくない。つまり、今発生するかもしれないという危機意識を共有していかなければならないと考えております。

仮に今、発災してしまった場合、市長をはじめ特別職、管理職の皆さん、そして我々議員全員も何らかの被害を受け、市役所の機能喪失で初動や災害対策本部にも支障が出る可能性があります。

昨年の台風被害に遭った茨城県鹿嶋市では、避難所の開設や高齢者の避難誘導など、災害対応に当たるのは、あらかじめ定める防災職員などと記されており、非正規職員、会計年度任用職員による対応は想定されていなかったため、その割合が5割まで増えた鹿嶋市では、正規職員だけでは災害対応に限界が生じたとの報告があります。

また、宮城県丸森町においても、職員の住宅被害等により、予定していた人員確保ができなかった上、会計年度職員による災害対策本部への対応ができなかったため、防災計画の見直しが行なわれたということです。

本市の防災マニュアルによると、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を配備、動員するとあります。突然の地震発生の際の瞬間からその対応が始まるわけですが、高齢者、女性、子供などの要援護者に配慮し、避難所運営や福祉避難所運営、救援物資の集配等の被災者支援対策など、並べ切れないほどの対応について、その人員確保は現状の防災マニュアルに記載されているものでよいのか、お尋ねします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 災害対策本部の人員体制について御質問がありましたが、この件については、さきの佐藤議員の御質問でも触れましたけれども、市の地域防災計画において、災害時における職員の人員配置により、災害対策本部を設置をして、業務ごとに部や班を編成して災害対応に従事するというふうに計画となっております。この7月の豪雨災害についても、この計画に基づき対応しているところであります。

災害時に多くの人員を要するのは、避難所の運営とか避難誘導というのが多くの人員を要するわけでありまして、確かに初動段階におきましては、市の職員でありますとか、消防団の方からも御協力いただくわけでありまして、そういった市の職員や消防団による運営ということになるかと思えます。

思いますが、町会あるいは自主防災組織などで組織をする避難所運営委員会というものを持ち上げていただければ、避難所運営をそういった委員会に引き継いでいくということになるわけでありまして、職員については、引き継いでいくことによって、職員のほうは被災者の対

応でありますとか、その他の災害対応に当たることが可能となろうかと思えます。

佐藤議員の御質問にもお答えしましたが、職員の動員配置計画による人員体制により、対応はできるのではないかと考えているわけでありましてけれども、今回、いろいろアンケート調査をしたり、この間の災害の対応について検証しているところでありますから、その検証の結果などを踏まえて、必要に応じて、職員の動員配置計画の見直しなどについても検討していく必要があるかと思っております。

また、大規模な災害ということになれば、他の地方公共団体との広域的な相互応援体制というもの、あるいは民間事業者との協力協定の締結などを行っているわけでありまして、そういったところの応援、どのくらいということは実際なってみないと分からないわけでありましてけれども、そういったところなども少し念頭に置きながら体制を組むということになるか、今、考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** 今、検証を検討しているということで、どういうふうな災害に對することができなのか、まず検証を見て、今起き得る災害に對していただきたいと思えます。

内閣府の防災白書によりますと、東日本大震災のような大規模災害が起きた場合、公助の限界があるとして、自助・共助によるソフトパワーを効果的に活用することが不可欠となるとされています。しかし、やはり頼るところは行政であります。避難所運営や救護物資配布の問題、罹災証明書発行など、住民の生活再建が遅れないような、災害がない今だからこそ、被災地の教訓を参考にすべきだと思います。

続いて(3)防災学習を備える防災センター設置について。

昨年、防災に関する施設2か所を行政視察させていただきました。感謝申し上げます。

1つ目が、下関消防防災学習館「火消鯨」、もう一つは千歳市防災学習交流センター「そなえーる」です。この2か所は、立地環境の違いから、対象とする自然災害について大きく違っていました。

下関は西日本にあり、これまでも台風による豪雨、高潮、高波、塩害があり、また地震による津波への懸念などがあるため、その対応を中心にした学習館でした。

一方、千歳市の「そなえーる」は、本市と同様内陸にあり、津波などの被害は対象外で、比較的自然災害がないところの総合的な学習ができる施設でした。

災害を学ぶ、体験する、備えるをキーワードに、いろいろな災害の疑似体験をしながら、防災に関する知識や災害が発生したときの行動を学ぶことができ、また、防災講座や救急講習、自主防災組織の訓練などの防災組織の拠点として活用されています。

防災学習施設としては一般的であると思いますが、防災学習施設としては珍しく、キャンプ場が併設されており、説明を受けるまでは、なぜキャンプ場と思っていたのですが、防災学習の一環として、災害時を想定した野営生活や訓練ができるサバイバル施設であったことに感動しました。

皆様も記憶していると思いますが、阪神・淡路大震災、東日本大震災の折、家屋を喪失した市民が一時避難場所として公園や公民館の広場で暖を取りながら救助を待っていた姿を思い出します。

大規模災害の場合、公助である救助が来るまでは、自分たちで生き抜く自助・共助のための訓練も大変重要だと感じてきました。

いつ起きるか分からない地震災害をはじめ、日本国内では毎年のように発生している豪雨災害について、住民の意識を高め、知識や技術を養うため、学習機能と防災対策本部設置などの

発災時の防災拠点として市民の安全・安心を守る機能を備えた防災センターの設置について、どうお考えかお尋ねします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今年7月の豪雨がありました。台風は、先ほど御質問にもありましたが、ありませんでしたが、それから地震などは全国的に見ても頻発をしているというわけでありまして、そういった中で、常時、市民の皆さんに対して災害に対する学習体験などを提供する、そして防災対策の必要性、重要性を知っていただいて、防災意識の向上に努めていくということは、防災・減災の取組を進めていく上で行政としても大変重要なことだと思っています。そういう意味で、この防災センターが役割があるんだなと思います。

さらに、こうした防災センターに避難所でもありますとか、防災倉庫などの機能を併せ持つということになれば、地域の防災力の強化にも大いにつながってくると思います。

寒河江市といたしましては、こうした防災学習センターの果たす役割というものを十分認識をしているところであります。県内でも、今、5か所ほど設置をされているところであります。1つは、山形県の施設ですと、三川町のほうに山形県防災学習館というのがあります。それから、山形市で市民防災センター、それから真室川町に真室川防災センター、それから長井のほうに、これは西置賜行政組合のほうで設置をしたんだと思いますが、西置賜防災センター、それから南陽市に南陽市防災センターということで、5か所ほど設置をされておりますので、我々のほうとしても、その5か所での実際の運営、設置の経緯なども含めて調査をさせていただいて、その効果、役割などを十分研究をして、設置の必要性などについて検討していきたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 検討した結果を心よりお待ちしておりますけれども、個人的に、私も申しあげますけれども、この防災センター設置については、大変大事なことだと思っておりますけれども、やはり市単独というとなかなか難しいのかなと、私、この行政視察の折の報告書にも、なかなか市単独では難しいのではないかというふうに報告書で書いております。これは1市4町による村山地区の広域で考えていただければと思います。

そして、今般、我々議員も、議員による災害対応マニュアル作成を着手することとなりました。後藤議員をリーダーに、私を含め6名のチームによる市議会BCP、Business Continuity Plan、素案作成プロジェクトチームを立ち上げ、災害などの危機事象が発生した場合の議会としての体制、対応を定め、災害発生時に議会が担う役割を明確にし、市と協力、連携していければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて通告番号17、新型コロナウイルスにおける緊急経済対策について。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る今後の緊急経済対策に関する考え方について。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、影響を受ける市内の商工業者に対しては、これまで市当局では、寒河江市商工会を中心として緊急経済対策事業実行委員会を通じ、げんき応援券、緊急経営継続支援金、新生活様式対応支援事業補助金など、矢継ぎ早に緊急経済対策事業を講じていただき、感謝を申し上げます。また、間もなくプレミアム付き商品券が発行されると聞いております。

本県の感染者については断続的に発生しているものの、幸いにも大規模な感染拡大には至っておりません。しかしながら、寒い時期になり、東京、大阪、北海道を中心に第3波の襲来が懸念され、昨日はついに全国で2,000人を超える

感染者が確認されています。

ヨーロッパでは、既にフランスをはじめロックダウンに踏み切っている状況です。アメリカのファイザー社やモデルナ社のワクチンの成功が伝えられていますが、保存や輸送面の課題、そして日本の医師からは、慌てず安全性や有効性を確認してから認可されるべきとして、認可されれば、まず医療従事者からで、一般の人が打てるのはまだまだ先であろうと見解が示されています。ノーベル生理学・医学賞を受賞した京都大学の山中教授も、ワクチン治療薬は1年ではできないのではないかと、最低あと1年は覚悟していかなければいけないと述べられております。

新型コロナウイルス感染症の根本的な対応には、まだしばらく年月を要すると思われまます。市民の健康と安全を最優先と位置づけ、ウイルスとの共生を覚悟したウィズコロナを前提として、市内の商工業者の事業継続と雇用確保の支援に全力で取り組まなければならないと考えております。

ワクチンの開発等により、本感染症を完全に制御できるまでの間、感染拡大防止と両立の経済活動への支援も市当局に課せられた責務であり、本市の市民生活を支える基盤になると信じております。

つきましては、今後1年以上を見据えた緊急対策に関する考え方についてお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今後の緊急経済対策に対する考え方ということで御質問をいただきましたが、私から改めて申しあげるまでもなく、この新型コロナウイルス感染症、地域、業種を問わず、それから世界規模で経済活動に影響を及ぼしているわけでありまます。

今定例会冒頭の市政の概況報告で申しあげましたが、10月22日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では、山形県の景気

は厳しい状態にあるが、持ち直しの動きが見られるというふうになっているということを報告申しあげましたが、私からすれば、厳しい状態に変わりはないということであろうと思いますし、今後が見通せないという状況なのではないかと思っています。

寒河江市のほうでは、12月1日から「さがえさくらんぼプレミアム商品券」というものを発売する予定にしております。来年の3月20日まで使用期間ということですが、これは、年末年始などに合わせて、市民の消費活動の活性化を図っていくということで考えているわけでありませぬ。

今後1年間の経済活動に対する考え方という御質問ですが、何度も申しあげておりますけれども、コロナの収束が見えない状況でありますから、まずは市民の感染防止に万全を期しながらも、経済活動を回復させていくという、その両立を進めていかなければなりません。そういったことからすれば、今後においても経済支援というものは必要に応じて取っていかねばならないと考えているところであります。

今後、どういう感染拡大の状況になるか分かりませんが、その状況に応じて、例えば支援対象業種の選定などについて、いろいろ検討していかなければなりません。そういったことからすると、必要とされる経済対策の内容も異なってくるわけでありませぬので、今後も商工会あるいは各種業界団体の皆さんからお話を十分お聞きをしながら、状況分析をして、要望などの把握に努めて、必要な経済対策を実施してまいりたいと思っています。

経済対策を実施するには、財源も必要だということになるかと思いますが、この辺についても、県や国のほうにさらに要望していくことが必要だと思っています。また一方で、これまで実施した事業などを検証し、どのような対策が効果があるかということについても、およ

そ見通しが見えてきた部分がありますので、そういったことを踏まえて、より効果的で効率的な対策を実施してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 ありがとうございます。我々議員も緊急経済対策については協力を惜しみませぬので、必要なときに必要な緊急経済対策を講じていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

続いて(2)寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例と寒河江市商工会について。

今年、寒河江市商工会は60周年を迎え、9月に60周年記念式典、10月には商工産業フェスティバルを、それぞれコロナ対策を講じながら実施していただきました。

私の事業主は、商工会設立当初より商工会の会員として、また私自身は20代の頃より商工会青年部で活動してきたこともあり、60周年の節目に当たり、感慨深いものがあります。

本市議会16名のうち、商工会会員である議員は、私を含め6名いらっしゃいます。私は商工会会員である議員の立場として質問いたします。

本年4月に施行された寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例(以下、中小企業振興基本条例)は、中小企業及び小規模企業の振興について、その基本理念を定め、市中小企業等商工会金融機関及び市民の役割を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として制定されました。

その中で、寒河江市商工会の役割としては、中小企業等の経営の向上及び改善を積極的に支援するように努めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するように努めるものとする規定されております。

先ほど述べました新型コロナウイルス感染症に係る国・県、そして本市の各種支援施策や経

済対策につきましては、その最前線に立ち、市内商工業者に対して会員、非会員区別なく、最も近く、最も頼りになる支援組織として、現在も奮闘されております。

さて、商工会は商工会法に基づく特別認可法人で、地区内における商工業の総合的な改善発展を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資することを目的として設立されております。

また、商工会は、地区内の商工業者に対する指導をはじめ、商工業に関する情報または資料を収集、提供、商工業に関する調査研究、商工業に関する講習会または講演会開催、展示会等の開催、商工業に関する施設を設置、維持、運用、商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申または建議、行政庁等の諮問への答申、社会一般の福祉の増進に資する事業など、文字どおり極めて幅広い事業を実施しており、地区内唯一の地域総合経済団体として活動しています。

なお、商工会は、地区内において原則として引き続き6か月以上営業所、事務所、工場、または事業場を有する商工業者を対象とする会員制の組織となっております。

少子高齢化の影響は地区内の商工業者においても同様であり、寒河江市商工会の会員数も減少傾向にあります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、当初景気も低迷していましたが、国・県、そして本市による各種支援策の経済効果もあり、一時的な回復状況にあります。

全国ニュースでも報道されていますが、チェーン店の店舗閉鎖や職員の解雇など、都市の影響が徐々に地方に及んでくるものと懸念され、今後、商工会の会員数の減少対策は、本腰を入れていかなければならない最も重要な課題と思っています。

私も商工会の一人ですが、中小企業基本条例が制定され、寒河江市の商工会の位置づけや役

割が明確化され、商工会としても、寒河江市の商工業の発展のため、市と一体となった施策の推進を積極的に進めていかれると思いますが、その組織が会員により支えられていることが、寒河江市商工会に所属する会員の一人として率直な感想を述べれば、今回の緊急経済対策の趣旨は理解しつつも、会員制を採用する商工会が、非会員の商工業を支援するのは違和感があります。これは平均的な会員企業の素朴な疑問だと思います。

市内の商工業者に対し、広く平等な支援を行うためには、市内の商工業者の友好発展を推進するために、市商工会への加入促進を市の施策に盛り込み、寒河江市商工会の組織評価を図ってはいかがですか。どのようにお考えか伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま安孫子議員から、寒河江市商工会について、その設立の経緯なども含めて御説明がありましたから、私から改めて申しあげるまでもないかと思いますが、地域総合経済団体ということで、昭和35年に設立されて以来、今年で60年ということで、60年にわたって寒河江市の商工業、それから観光の振興に大変な御尽力をいただいているわけであります。そういった意味では、寒河江市経済の発展には欠かすことのできない市内唯一の経済団体であるという認識を持っています。

市中小企業及び小規模企業振興基本条例において、商工会の役割というものを、先ほど御披露ありましたが、規定をさせていただいたわけでありますけれども、市が実施する様々な中小企業の振興に関する施策への協力も大変お願いをしているというのが現実であります。

特に今般については、げんき応援券など新型コロナウイルス感染症の経済対策については、商工会と一体となって事業に取り組んできたということであります。そういったことで御協力

をいただいて迅速かつ効果的に実施をできたのではないかと感じて感謝申し上げております。

そういう意味で、市としても、今後も本市経済の発展を図っていくためには、商工会の組織強化というのは大変重要なテーマであると認識をしているところであります。

先ほどの御質問の中にもありましたが、新型コロナウイルス関連の補助事業の対象者の要件で、今年1月以降に創業した事業者の方には、商工会会員であることを規定をして、商工会への加入によって経営指導を受けることで、経営基盤の強化につながって、また会員同士の人脈づくりにつながることを期待しているというふうになっております。

商工会の組織率のお話がありましたが、いわゆる市内の中小企業社数に占める商工会会員の割合というのは、現在約61%でございます。今年、経済支援策、経済対策の影響もあって、新たな会員企業が増えたというお話も聞いているところでありますが、今後も寒河江市と商工会、双方でいろいろ知恵を出し合いながら、商工会組織率の向上と支援策を検討して、中小企業の振興、そして本市経済の発展に努めていくということが大変重要なときではないかと思っております。

こういう大変コロナの関係で商工関係の事業者の皆さん苦しんでいる、極めて厳しい状況でありますから、市と商工会、十分連携を図りながら対策を講じていくために、商工会においても、会員の増強などにもいろいろ行政も知恵を出し合いながら進めていく、そういう時期なのではないかと思っておりますので、これからも、今までもそういった連携を深めてきたわけでありまして、さらに連携を密にしながら対策を講じていきたいと考えております。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 行政と商工会が同じ方向を向いていただいて、寒河江市商工業の発展のために、ぜひ商工会組織向上を支援する具体的な方

策をお示しいただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わります。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。再開は午前11時といたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤健一郎議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号18番、19番について、6番後藤健一郎議員。

○後藤健一郎議員 後藤健一郎です。どうぞよろしくお願いいたします。

通告番号18番、不安を払拭する新型コロナ対策について伺います。

私は、前回の定例会において、風邪や季節性インフルエンザが流行する前に、新型コロナウイルス感染症、以下、新型コロナと略しますけれども、新型コロナとこれまでの感染症との対応整理などについて一般質問をさせていただきました。

衛生面での対策は大分分かってきましたので、そちらはだんだんとなされてきているように思います。しかしながら、安全と安心は別物ですので、今回、私は不安を払拭できるよう検査体制及び心の対策について質問させていただきたいと思っておりましたが、1日目の沖津議員や佐藤議員の一般質問への答弁、そして今定例会に検査体制整備のための寒河江市立病院の補正予算も上程されており、加えて県の方針も一般質問通告直前で大分変わりましたので、重複や既決部分に関しては省略し質問させていただきます。

その新型コロナの検査や相談についてですが、山形県でも、これまでの保健所集約型から、身近なかかりつけ医で検査などを行う分散型へと

転換しております。この取組は、県及び医師会さんが主体となりますので、市としての答弁が難しい部分もあると思いますが、市民生活に直結いたしますのでお尋ねいたします。

昨年ピーク時の1日当たりのインフルエンザ検査需要数などから想定し、この体制で滞りなく検査を行っていただけるのか。また、大規模な施設や経験のないかかりつけ医が検査体制を整えられるのかなど、現時点では不安な部分もあるかと思いますが、取組に関して、費用面などの国の補助については、先ほどの古沢議員への答弁で伺いましたので、市としてどのように協力していくのかを伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 後藤議員から新型コロナ対策について御質問いただきましたが、繰り返しになりますが、検査体制については、さきの行政報告や議員の御質問にお答えしたとおりでありますし、市の協力などについても、久保田病院事業管理者から市立病院の取組状況などについて詳しくお答えしているとおりでございます。

今ありました、県内の診療・検査医療機関の指定数ということで、県全体としては、目標は300か所ということで聞いておりますけれども、全体は分かりませんが、西村山管内においては、徐々に指定を受ける医療機関が増えていると聞いているところであります。

季節性インフルエンザと新型コロナの同時流行に備えた検査体制、徐々に整備されつつあると考えているところであります。

この診療・検査医療機関として指定を受けられた医療機関、先ほどありましたけれども、国の施設整備等の助成制度を活用するということがありますが、活用して、発熱患者などの受診、検査などを受け入れることが可能であると自ら御判断をされて協力を申し出た医療機関であると認識をしているところであります。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

まず、市立病院での受入れというのが、市としては一番大きいところだと思います。あとは、先ほどお話がありましたが、ほかにもかかりつけ医の、いわゆるお医者さんが徐々に増えてきているということで、なかなかやはり、お医者さんたちのほうも「大丈夫だろうか」と、ちょっと不安に思っているところもあると思いますので、それを後押しできるような形で、しっかりと市のほうでも協力をしていただければと思います。

特に、今までだと全て怪しいというか、要は、発熱したら全てコールセンターに電話すると。そこから指示をいただいて動くというようなものがずっとありましたので、多分、なかなかそこが切り替わったということが分かってない方もいらっしゃると思います。

流れが分からないと、やはり漠然とした不安な気持ちになって、その不安が膨らむ可能性もありますので、発熱とか諸症状があった場合にはどうしたらいいかということ、市民の皆さんに十分理解できるように広くお伝えしていただくと、市民の方も「じゃあ、このときはこうすればいい。ここに電話すればいい」、もしくは、「私、かかりつけ医がいるので、じゃあそこに電話していいんだね」というふうに分かるようにしっかりと、まずは市のほうでも発信という部分でも御協力できるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

罹患が疑われる場合の検査体制については、今、お伺いしましたが、皆さん新型コロナという病気よりも人のほうが怖いと口をそろえておっしゃっております。罹患して健康を害する影響よりも、罹患または陽性判明することによる差別や偏見による影響が大きいというのは、罹患患者数が少ない地方の現状であることは皆さん御存じかと思ひます。

10月19日に文部科学省では「新型コロナウイ

ルス「差別・偏見をなくそう」プロジェクト」を発足し、感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるような啓発動画や関連資料などを作成し、公開しております。

さきの一般質問にもありましたけれども、今、一番大事だと思う新型コロナ対策は、この心の対策だと私も思っております。先日、私たち厚生文教常任委員会と市PTA連合会さんとの懇談会の場でも、そして陵南中学区議員と語る会でも、その話は出ました。

市内に罹患者、陽性判明者が出ても、学校が休校になったとしても、詮索や差別をしない社会づくりは、政策ですぐに実現するのは難しいかもしれませんが、罹患者、陽性判明者への差別や偏見を防ぐ取組をしっかりと市民全体のものとして普及させていくことが、市民生活の安心・安全を守るために必要不可欠なものだと思います。

新潟県見附市では、「安心して感染したい」というタイトルで、「仮に見附市で最初の感染者になっても、市民が口をそろえて「一日も早く完治するといいね」と心強い励ましを送り、安心して治療に専念できる見附市であってほしい」と市役所公式フェイスブックページに漫画を7月に掲載し、ネットニュースなどでも話題になりました。

現在、当市では差別に対する相談窓口を設けていると、さきの答弁で伺っておりますが、市民一人一人に何度も語りかけ、浸透していかなければならないと思いますので、例えば市長メッセージあるいは宣言という形で発信してはいかがでしょうか。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 新型コロナウイルスに感染された方あるいは関係者に対する差別、偏見などに関しては、先般の沖津議員への答弁の中で、偏見、差別等に関する相談窓口の周知のためのチ

ラシを作成し、全戸配布するということを考えているということを申しあげましたが、そのチラシの中には、いじめ、偏見、差別、誹謗中傷などをなくすための人権に配慮した行動を取っていただく内容を含めることとしております。

寒河江市として、このことについて、チラシのみならずホームページ、さらには他の媒体などでも情報発信をして、広く市民に御理解をいただけるように努力したいと考えております。

○**柏倉信一議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。まさにそうやっていただければいいと思います。

その沖津議員への答弁の中で、SNSでの拡散などには広域で対応していく必要があるということでしたが、私は、こういったSNS、ネット対策こそが迅速に、そして今、非常に大事なことだと思っております。

例えば、LINEでは、誹謗中傷に当たると判断した情報投稿者のアカウント停止などの措置を実施しており、グループ内のクローズドな投稿についても、通報を受けて同様の措置を実施中とのことです。

また、SNSとはちょっと違いますけれども、ネット上の誹謗中傷を被害者に代わって国内外のプロバイダーに削除依頼の申請をしてくれる誹謗中傷ホットラインというものもあります。

先ほど、市の相談窓口を知ってもらうために全戸配布をして周知したいということでしたが、メッセージのほかにもこういった手段、方法もあるということを、ぜひ御記載のほうを検討していただければと思います。

また、特に影響が大きいのは、やはり学校だと思います。先ほど申しあげました文科省の啓発動画を児童生徒の皆さんで見させていただいて、寒河江市内の学校でも差別や偏見をなくす取組をさらに進めていただければと思います。

それとは別に、山形県内でも、今月、小学生の感染が報じられましたので、今後、児童生徒

や教職員の感染または陽性判明し、市全体ではなく市内で1校のみ臨時休校となるという場合も想定されます。

そうなった場合に、非常にデリケートなことです。その学校が保護者や児童生徒へどのように話し、対処していくのか、事前に行動指針、対処法をつくっておく必要があると思いますが、教育長の見解を伺います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 後藤議員から御紹介がありました「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」につきましては、本市でも既に10月26日付で各学校に紹介をしているところでございます。各学校では、このプロジェクトの基になっているのが日本赤十字社の資料「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」と、こういった資料であります。こういった資料の活用についても、指導をしているところでございます。

しかし、差別・偏見をなくすための取組につきましては、やはり啓蒙活動ということを繰り返し行っていくことが重要であると考えておりますので、本プロジェクトの資料も活用し、繰り返し指導を行っていくよう、各学校にも指導してまいりたいと考えております。

また、学校関係者に陽性者が出た場合の事前の行動指針、対処ということでございますが、現在のところ、次のようなことが必要であると考えているところであります。

1つは、学校関係者に感染者が確認された場合の自宅待機並びに濃厚接触者が保健所より特定されるまでの学校閉鎖あるいは臨時休業に関わる初動対応の基本方針や、フローチャートの作成というものが必要であると考えております。

2つには、学校閉鎖や臨時休業になった場合の家庭内感染への注意喚起も含めた保護者の皆様へ発出する文書のひな形の準備であります。

3つ目には、感染者が発生した場合、保健所の指示に基づいて校内消毒が行われるわけですが、その消毒に必要な物品の準備も必要であると考えております。

4つには、学校閉鎖、臨時休業になった場合の児童生徒への学習保障の検討並びに学習課題の準備であります。

5つ目でありまして、誹謗中傷の電話あるいは感染者の情報開示ということが求められた場合であります。罹患者の人権擁護ということを第一義として、開示範囲を明確にしながらの個人情報に配慮した教職員の対応に係るマニュアルの準備などが必要であると考えております。

これらにつきましては、学校関係者に感染者が発生した自治体の情報を収集しながら、早急に検討してまいりたいと考えております。

また、不安に駆られることが十分に想定される児童生徒や保護者に対する心理的な支援につきましては、学校だけで対応できるものではありませんので、地域を巻き込んだ取組にしていく必要があるというふうに考えております。

市で作成し、全ての小中学校の御家庭に配布させていただいております新型コロナウイルス予防の手引のさらなる活用を促すということに加えまして、人権擁護機関等が開設しておりますいじめ・偏見・差別等に関する相談窓口というものを周知するとともに、山形県公認心理師・臨床心理士協会など関係機関あるいはスクールカウンセラーとの連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

今、お伺いして非常に、もう準備のほうもしっかりしていただいているなと思いました。特にやはり、精神的なところが非常に重要になってくると思いますので、スクールカウンセラーさんやお医者さんなどのお力も借りながら、そ

ういった、もし万が一ですけれども、そういう事態になりましたら、そういったケアのほうもお願いしたいと思います。

11月11日の山形新聞に、感染した児童が通っていた山形市の小学校に、感染者を差別するような電話が複数あったと掲載されておりました。誰が感染したか分かって、ふだんの生活においては、あまり有用な情報ではありませんし、私たちには守秘義務がございますので、そもそも電話をいただいても答えられるわけがありません。

しかしながら、新型コロナに限らず、学校に関するネガティブな情報が流れると、必ず心ない電話が学校にかかってくるという聞いております。学校は、傷ついた子供を守りつつ、通常の学校生活を送れるように懸命に努力してくれませんが、心ない電話で教職員の方々の大切な時間が奪われ、精神的に非常に疲労いたします。

そういうことをやめようと呼びかけても、心ない電話がすぐになくなるという限りませんので、学校、そしてこれは市役所にも共通すると思うんですが、非通知の電話は着信拒否にする、着信前に録音する旨のメッセージを流す機能をつけるというのも、私は今の時代、学校や行政運営には必要なことではないかと思っておりますので、こういった手段というのをご検討いただければと思います。

続きまして、通告番号19番、財政の「見える化」についてです。

現在、令和3年度の予算編成を市長及び各課で行っている真っ最中だと思います。市長もさきの答弁でおっしゃっていたように、新型コロナの影響による税収減や対策費の支出が想定されるため、次年度は本当に厳しい予算編成になると思いますが、そもそも地方自治体の財政は、人口減少や経済活動の停滞による税収減と、少子高齢化による社会保障費の増加、さらにはこれまで公共施設設備に充ててきた起債の返済が

なかなか思うように減らせない中で、その公共施設の老朽化により、維持管理経費や施設更新経費が必要になるという厳しい状況がずっと続いております。

公共施設で言えば、寒河江市では今年、慈恩寺ガイダンス施設と（仮称）陵南アパートの建設、そしてチェリーランドアクティビティエリア整備と市民浴場移転の発表と、大型公共施設の建設や計画発表が相次いでおります。特に、チェリーランドアクティビティエリアと新市民浴場は、どちらも令和5年度オープン予定となっており、2つの大型公共施設建設を進めながら、市の公共施設を見直す公共施設等総合管理計画も同時に進めていきますので、これまで以上に市の財政に関心を寄せる市民の方も増えております。

さて、その自治体の予算であります。今は財政健全化のために事業を廃止・縮小して、そこから生み出された財源で新たな施策を行うスクラップ・アンド・ビルドの時代と言われております。

さらに進んで、現在は、目につくようなすぐ見直すべき事業が見当たらないのに、少子高齢化や今回の新型コロナのように問題は次々と起こるため、まずはやらなければならないことを実施し、その後、社会環境や時代の要請に応じた既存事業の順位づけをして廃止・縮小をするというビルド・アンド・スクラップという考え方を取り入れている自治体も出てきました。

しかしながら、当市に限らず、自治体は一度始めた事業の廃止・縮小はなかなかすんなりとはいきません。これはあくまで一般論と述べさせていただきますが、政治家は選挙で自らに託された市民の声を実現すべく、新たな予算を計上し施策を拡充することを求めがちです。また、市民の方々の多くは、自分に直接関係のある個々の事業については関心が高く、その充実を求め、廃止・縮小には反対します。もちろんな

がら、近くにいないと、またはその当事者でないと分からないことがありますので、そういった意見をいただくのはもっともではありますが、市全体のことをバランスよく見るというのは非常に難しいことだと思います。

先日、公共施設等総合管理計画のための個別施設計画意向調査書が配付され、私もお答えいたしました。公共施設に関しても同様だと思いますので、これを集約していくというのはなかなか大変なことだと思います。

しかしながら、私はこれからの時代、事業や公共施設を廃止、縮小、集約できるかどうか、自治体の生き残りがかかっていると言っても過言ではないと思っております。

そうやってしまいますと、「自治体の事業は費用対効果ではない。民間でできないから行政がやるのだ。住民サービスを切捨てるのか」と言われるかもしれませんが、地方自治法に「最少の経費で最大の効果を挙げる」と一番最初に書いてありますので、費用対効果は行政でも当然考えるべきことですし、耳触りのよい言葉を並べて、何でもやる、何でもつくる、問題を先送りにしていきますと、今後は暴力的な切捨てるが待ち構えております。

他市の具体名を挙げて申し訳ありませんが、財源不足に陥った自治体は、私が議員として2期目になってから記憶に残っているだけでも、福井市や大分県杵築市、そして県内では酒田市がありますし、先月10月は埼玉県新座市や、あの京都市でも財源が不足し、大幅な事業縮小・廃止、一律カットを行っております。

そうなる前と、予算の使い方を考慮できなくなりますので、そうなる前に持続可能な自治体運営のための事業の廃止・縮小を考えることは、住民サービスの切捨てるや後ろ向きなことではなく、この地域に生活し続ける人たちの明るい未来のために極めて重要なことだと思います。

ただ、先ほど述べたとおり、事業の縮小・廃止、あるいは公共施設の集約は、市民の方と認識を共にしていかないとうまく進められない。わだかまりが残ってしまうこともあると思いますので、今回、市民の皆さんと共に行政運営に対する基礎的な理解を共有できるように、財政の「見える化」についてという一般質問を行おうと思った次第です。具体的な金額や数字ではなく、タイトルに上げたとおり、財政の「見える化」というところについてのみ伺っていきたく思います。

前置きが長くなりましたが、まずは、当市の予算編成の考え方について伺います。

現在、令和3年度の予算編成中だと思いますが、当市では、前年度踏襲がベースなのか、それともゼロベースで毎年編成していくのか、予算編成の考え方について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 令和3年度の予算編成についての考え方ということですが、御案内のとおり、令和3年度というのは、第6次寒河江市振興計画、平成28年にスタートした振興計画が半分過ぎて6年目に入るということで、後期の後半のスタートの年だというふうになっておりますので、極めてそういう意味では重要な年だと認識をしております。

また一方で、先ほど来ありましたけれども、新型コロナウイルス感染症への対応について、感染の状況、それから経済の動向、市民生活の影響などを注意深く見極めつつ、必要に応じて、時期を失することなく対策を打っていかねばならないと考えているところであります。

今年、令和2年度については、予期せぬ感染症予防対策、それから豪雨による災害復旧対応ということで、財政調整基金を大きく取り崩して対応してきているわけでありまして。

さらに令和3年度については、歳入面では、新型コロナの影響で税収が減少するという見込

みであります。一方、歳出面においては、少子高齢化の進展により社会保障費が年々膨らんでいく。それから、先ほど来ありましたが、市所有の公共施設が軒並み老朽化して、維持管理経費が増嵩してくると、増加してくるということで、経常的な経費が増えていくという状況であります。そういったことを勘案いたしますと、令和3年度の予算編成というのは、例年以上に厳しいものになっていくというふうに見込んでおります。

そういうことが見込まれますので、予算編成作業においては、全ての事業をゼロベースで見直しをして、必要性、効果を検証しつつ、スクラップ・アンド・ビルドを徹底していかなければならないと考えているところであります。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 分かりました。ありがとうございます。

基本的には、今年度というか次年度ですね、令和3年度については、ゼロベースで考えていかななくてはいけないと、考えていくということでありましたが、振興計画もちょうど半分を過ぎたところということですので、もちろんゼロベースとはいえ、実際継続していく事業というのもたくさんあるかと思えます。

それはもちろん当然のことですので、それが悪いというわけではないんですが、事業を継続して行っていく場合、客観的に把握して、その事業を継続すべきかどうかを検証していかななくてはならないと思っております。

ただ、継続する場合、どのような基準をもって継続を決めるのかどうか。例えば、他市であれば、事業評価など様々手法はあると思いますが、当市の事業の継続の基準について伺いたいと思えます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましても、様々な形で事業評価に取り組んでいると考えており

ます。主なものとしては、まず第6次振興計画に係る市民アンケートを実施をさせていただいておりますが、これは、前年度の事業進捗状況を市民の皆さんより評価をいただいて、振興審議会の評価結果と併せて次年度の施策展開を検討するというところで、大変重要な評価と認識をしております。

具体的には、施策の項目ごとに取り組んでいる事業の現状の評価、それから今後の重要度を5段階で評価をいただいて、その結果を次年度の予算編成に反映させていただいているところであります。

それから、市職員自らが前年度の事業について分析し、次年度の改革を検討するサマーレビューを実施をしています。経営的な視点から、投入した予算や人員でどれだけ成果を上げたかを職員自らが意識していくということとともに、従来の仕事のやり方を見直す機会として取り組んでいます。令和元年度は25の事業、令和2年度は24の事業について実施をして、この結果を次年度の予算編成に反映するよう作業を進めているところであります。

それから、教育委員会、それから農業委員会のほうでも事務事業評価を行っておりますので、そういった内容なども参考にして進めているところであります。

こうした事務事業のPDCAサイクルに加えて、来年度の予算編成方針の中では、客観的な根拠、エビデンスに基づく政策立案を推進するよう、各課に指示をしているところでございます。

継続事業の基準というのは、施策によって様々であろうかと思えますので、一律に基準を設定するというのはなかなか難しいわけですが、先ほど申しあげた取組などによって、限られた資源あるいは財源を有効に活用し、分かりやすく、より信頼される行財政活動を展開していけるように努力をしていきたいと考えて

いるところであります。

○**柏倉信一議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 分かりました。私も、例えば他市でやはり事務事業評価とかやっておりますが、それが私、全てだとは思いません。やはり評価疲れという言葉も聞きますし、非常に時間と手間、コストがかかりますので、それが全てだとは思いませんが、やはりそういったものを基準として、今、お伺いしたいいろいろ手法、そして方法、手段を用いて行っていくということでしたので、私はそれでしていただければと思います。

ただ、自治体が限られた財源を効果的に活用するためには、やはり優先順位をつけて、そして必要に応じては廃止・縮小をしていかななくてはいけないのですが、何を根拠に優先順位をつけているのかというのが、私は中だけではなく、市民の皆さんと共通理解を得ていく必要があるのではないかと考えております。

先ほど、市民アンケートで評価をしていただくということではありましたが、その結果、誰がどうでどうだったのか、これはこうなりましたという、そこまではちょっと見えない部分があります。皆さんから御意見は伺った後、あとこちらの中で決めていくことでありますので、そういったところの、こういう結果をいただいたので、こうなりましたというのが市民の皆さんにフィードバックされるようなことが、今以上に今後重要になってくるのではないかと考えております。

国の行政事業レビュー実施要綱を見ますと、レビューは行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ、質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものであると書いてあります。

つまり、事業評価は、削減するというよりも

「見える化」を進めて住民へ説明するためにやっつけようというのが国の考え方ようです。

例えば、市のサイトを見ますと、一般会計当初予算の概要が掲載されておりますので、次年度事業については、発表になってからですけれども、何にどれぐらい予算を使うのかというのは、調べれば知ることができます。また、私が以前定例会で要望させていただきました決算カードや決算状況も、現在サイトに掲載していただいておりますので、調べれば知ることができます。

しかしながら、市民の方々がそこまで検索して調べているかということ、そんなに数は多くないのではないかなと考えております。

次に、現在進めている公共施設等総合管理計画について伺います。

この公共施設等総合管理計画は、令和34年度を最終とする約30年にわたる金額も期間も大きな計画であります。

こちらも皆さんの理解が必要だと思いますが、今後の進め方といいますか、市民の皆さんへの周知や意見聴取について伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御質問ありました寒河江市公共施設等総合管理計画については、平成27年度に策定をして、改修・更新時期を迎える公共施設等の計画的な更新、効率化、長寿命化などを行うための道筋を示すため作成したものでございます。

今回実施をさせていただきました個別施設計画策定に関する意向調査については、この管理計画に沿って公共施設の更新・改修等を財政の平準化を図りながら計画的に進めるに当たって、各施設ごとの建て替え、複合化、集約化、改修等の検討方針（案）をお示しをして、その案に対する御意見や考え方などをお聞きした上で、計画案の検討を始めるためのものでございます。

この意向調査については、各議員の方にもお

願っておりますが、無作為抽出をした市民1,000名の皆さんに回答をお願いし、現在、回答結果の集計及び分析を行っているところでございます。

今後の進め方ということではありますが、この意向調査の分析結果を基に、市公共施設マネジメント会議において検討を行い、また、教育委員会のほうで現在進めております学校の在り方検討会の検討結果なども勘案して、踏まえて、個別施設計画案を策定してまいりたいということで考えております。

市民の皆さんへの周知や、それから意見聴取という御質問であります。まず今回実施いたしました意向調査については、集計結果の分析後、市のホームページで公表する予定にしております。

そして、今後作成する個別施設計画（案）については、各施設を利用されている各種団体の皆さんに意見などをお聞きをするとともに、市民の皆さんからはパブリックコメントによって御意見を頂戴したいというふうに考えております。

こうしたいただいた御意見を基に、さらに市の公共施設マネジメント会議などで検討、協議をし、個別施設計画の策定へと進めてまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 分かりました。先ほどの事業の話のときもお伝えしましたけれども、やはり意見を寄せていただいた後でどうだったというフィードバックが非常に重要だと思いますので、市のホームページでの集計結果の公表、そして各施設の利用者の方々に意見を伺うと。そしてさらには、パブリックコメントをいただくということで、皆さんから寄せていただいた意見はこうでしたが、さらにそこからどう、皆さんこう言っているんですけれどもどうですかということ、ぜひどんどん進めていただければと

思います。

公共施設の集約や複合化、長寿命化になりますと、例えば今ですと、公共施設等適正管理推進事業債のような、いわゆる有利な起債がありますけれども、国の補助は改修経費だけで、維持管理や運営については、私たちがこれからずっと費用を負担することになりますので、そのあたりも数値としてしっかりと把握して、皆さんにもその数値も見せながら計画を立てていただければと思います。

先ほど、私たち議員のほうにも意向調査書を頂いて記入したという話をさせていただきましたが、頂いた資料は、建設時期そして残耐用年数、そして年間維持費、そして検討事由というのがしっかりと掲載してありましたので、私はこれは非常に素晴らしい資料だと思いました。

こういった資料と同様のものが、私は今、市が行っている既存事業の説明に必要なのではないかと考えております。

今やっている事業に、どれぐらいのコストがかかっているのか。その効果、例えばその事業の利用者はどれぐらいなのか。もちろん全ての事業とはいきませんが、市民生活に密接に関係している事業や新しく始めた事業など、ある程度の代表的な事業については、もっと市民の方が理解するのに、もしくは判断するのに分かりやすい事業説明や事業評価、コストなどの表記があってもいいのではないかと考えております。

非常にお金のかかる話にはなってしまいますが、行政運営を市民の皆さんと共有するためには、具体的な数字で費用対効果や評価を市民からも分かりやすい形、分かりやすい事業評価、分かりやすい予算書、決算書などを発行している自治体も少なくありませんので、そういった形でもっと市民の皆さんに発信していかなければならないと思うのですが、見解を伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま後藤議員のほうからも

御提案がありました。行財政運営の状況を市民の皆さんにお伝えをして、共有をしていくこと、我々としては分かりやすく、見やすい形で行財政の状況などについて発信をしていくということは、大変重要なテーマだと思っております。

現在、特に財政に関する情報の発信ということについては、上半期と下半期の財政状況と決算状況について、市報で年に3回、それから予算書や予算に関する説明、決算に関する説明、それぞれを市のホームページで発信しております。

財政状況を説明しようとしたしますと、どうしても数字がメインになってしまって、それらの数字が持つ意味、あるいは費用対効果について分かりやすく市民の皆さんにお伝えするというのが、なかなか難しいわけでありまして。ただいま先進的な取組をしている他の自治体もあるというようなお話もお聞きをいたしましたので、今後、そういった自治体の例なども参考にさせていただきながら、より分かりやすい財政状況の発信などについて、鋭意努力をして検討していきたいと思っておりますし、そうしたことが市民の皆さんの市政に対する理解を深めていくということにつながっていくことだと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 前向きな御答弁いただきまして、ありがとうございました。

やはり、行政が押しなべて一律に事業を展開していた時代とは異なり、その時々戦略に応じて事業の優先度を見直す、ある時期に一気に呵成に戦略軸で事業を束にして効果を最大化していくという戦略マネジメントが、行政経営の中で今求められていると思っております。

また、近い将来起こり得る財政的な危機に対して、現在であれば何かの手が打てるのに、議会を含めた行政側と市民とが十分に情報が共有

できずに、危機意識が共有できていないことで、その問題を先延ばしにしてしまえば、そのツケは結局、将来の市民が払うこととなります。

事業や公共施設の取捨選択を進めていくというのは、先ほどから申しあげておいて、非常に厳しい、私たちにとってもいばらの道だとは思いますが、将来にわたって安定した住民サービスを提供できる持続可能な自治体運営をしていくためには、どうしても必要なことだと思っておりますし、それを進めるためには、市民の皆さんと行政運営の共有が必要だと思っておりますので、ぜひ分かりやすい説明、数値というのを進めていただければと思っております。

このコロナ禍で、どの自治体運営も非常に厳しい状況の今だからこそ、このテーマを今回一般質問で取り上げさせていただきました。

厳しい財政状況の中で、将来どのようなまちにしたいのか、財源が限られて、あれもこれもできない制約の中で、それでも必ず実現したいまちの未来はどんな姿なのか。振興計画がまさにそれに当たるとは思いますが、市民の皆さんが頭の中でリアルに描いて共有できるように、市民の皆さんが共通理解できるような伝え方をさせていただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

荒木春吉議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号20番、21番について、14番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 本日最後の質問をします。

まず、通告20番の農業問題について伺います。今冬の無雪、春季からの新型コロナウイルスの蔓延、7月の長雨と日照不足、一転して8月の猛暑、目まぐるしい天変がありまして、特に農家の皆さんには、営農活動に四苦三十六苦されたと思っております。

霜月4日の読売新聞によれば、「作物売り上げ減 支援策 コロナ交付金 農家混乱」の見出しでした。

そこで、(1) コロナ(高収益作物次期作支援金)の現況について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 荒木議員から高収益作物次期作支援交付金の御質問をいただきましたが、この交付金については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、今年の2月から4月に野菜、果物、花卉、あとお茶の出荷販売や廃棄処分等を行った生産者を対象に、4月30日以降に取り組む次期作に係る取組を実施した面積に対して、10アール当たり5万円を定額支援する交付金として、国の令和2年度第1次補正予算に計上された事業でございます。

その後、高集約型経営である施設園芸の花、花卉については、10アール当たり80万円、果樹については25万円に交付単価が引き上げられるなどの運用改善が図られたわけであります。

山形県では、山形県農業再生協議会が実施主体として、第3回の公募に向けて、県内各市町村においてJAや生産者と組織する地域再生協議会に交付事務などに係る作業を委託しており、寒河江市におきましては、寒河江市農業再生協議会が事務を行っているところであります。

これまで、市報で周知を図るほかに、該当する可能性がある産直出荷者への広報、それからJAなどへのお荷者に対する説明会などを行ってきております。

その結果、これまでのところ59名の方から、約8,464万円分の申請をいただいているところでございます。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 答弁ありがとうございます。

次に(2)について伺います。

11月12日(木曜日)の日本農業新聞3ページに、前日の衆議院農水での上杉、佐々木両与野

党議員と野上大臣、水田生産局長のやり取りが抄録されていた。

そこで、(2)2回変更後の状況について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 大分二転三転しているという状況でありますから、その状況などについて御報告を申しあげたい、状況を答弁申しあげたいと思っています。

この交付金の運用に関して、農林省は10月12日に、要件には合致するものの新型コロナウイルス感染症の影響を必ずしも受けていない申請が含まれているため、交付金の支払いに対し、国民の理解が得られないとして、新たに対象期間に出荷した減収額を確認することや、交付上限額を減収金額とするなどの運用見直しの通知を発出いたしました。

この見直しは、交付金を原資に意欲を持って次期作に取り組む申請者に対して、大きな影響を与えるものであります。また、国の一方的な見直しは、生産現場で混乱を招くおそれがあるために、西村山の4町と合同で11月9日に東北農政局の担当者を招いた上で、申請者に対する説明会を開催しているところであります。

現在、申請者からの減収額に係る申告書の受付を行っているところでありますが、見直しの影響についてはまだ把握し切れておりません。

加えまして、農林省は10月30日に、既に次期作に向けた投資や発注を行った生産者につきまして、減収がない場合でも投資額などを上限に交付金を交付するといった運用見直しに伴う追加措置を発表しているわけであります。

この追加措置の詳細につきましては、第3回公募の募集期限を11月30日から12月25日に延長することと併せて、11月13日に示されたところでございます。

これを受けて、今週申請者に対して必要となる資料や手続等に関するお知らせを行っている

ところであります。申請者の皆様には、運用の見直しによる減収額の把握と併せて、さらなる負担をおかけすることになっているわけでありますが、御理解と御協力をお願いをしたいと思います。

いずれにしても、当初の制度からかけ離れた制度となっております。申請者に混乱が生じておりますので、国に対しては、他の新型コロナウイルス感染症対策も含めて、現場への影響を踏まえた上での制度設計、運用を行っていただければと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 御答弁、誠にありがとうございます。

思想家で武道家の内田 樹さんは、現在、大事なものは、エネルギー、食料、医療、そして教育だそうです。食料生産に携わる農家支援は特に大切です。減収を補填する政策は特に念入りに実施してほしいと思います。

私、今回、60年前に出た農業基本法という法律を開いてみたら、これ全29条の法律なんですけれども、その中に大事なところがあって、10条と11条に、災害に対する補填と、あと11条が価格の安定ということがうたわれております。それにのっかって最初のほうは60人で8,000万と聞きましたが、国会、衆議院でも参議院でもやり取りを見ていると、何かどこに着陸するのか分からないような議論でありまして、今、市長の話を知ると、12月25日が締切りだということなので、果たしてどうなるか、ちょっと先が見通せない状況ですが、本当に損した農家が、来年、喜んで本分に打ち込めるようにしてもらえればありがたいなと思っています。

最後に通告21番、教育問題について伺います。

先月の30日金曜日に、陵南中で学区議員と語る会があった。構成人員は、学校当局が3、PTA役員が7、市議は8の全18名です。45分間の全クラス授業参観後に、校長による20分余の

説明があり、その後、懇談会になりました。

当日渡された資料の4ページの(4)は、陵南中だけですが、まず(1)市内小中学校教職員の加配の詳細について伺います。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

軽部教育長。

○軽部 賢教育長 荒木議員から、市内小中学校教職員の加配の詳細についてということの御質問でございましたけれども、学校に配置されている教職員数は、義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて決められております。

原則は学級数を基に配置人数が決められておりますけれども、特例もありまして、政令で定められた幾つかの教育上特別な配慮を必要とする事情に該当する場合は、政令で定めた人数を追加できるものとなっております。この追加された教職員のことを加配教職員、または単に加配と、こういうふうに言っております。この加配につきましては、国からの加配だけではなくて、県教育委員会が措置するものもでございます。

令和2年度における本市の加配の状況でございますが、小学校に30名、中学校に19名、合わせて49名措置されているところであります。

詳細ということでもありますので、具体的な内訳を申しあげますと、教育山形「さんさん」プランによって、国の基準よりも少ない児童生徒数で学級編制を実施するための加配が、小学校に11名、中学校に5名配置されております。

それから、発達障がいや不登校などのために特別な支援を必要とする子供たちの指導や、生徒指導上の問題に対応するための加配が、小学校に8名、中学校に3名配置されております。

それから、教員が初任者であった場合、初任者研修というのが課せられるわけですが、その研修に関わる加配が、小中学校ともに5名ずつ配置されております。

それから、学力向上のための授業改善や教科指導の向上のための加配が小学校に5名、中学校に3名配置されております。

その他、栄養教諭加配が小学校に1名、主幹教諭加配が中学校に1名であります。

また、児童生徒数が多い学校とか、事務の共同実施がなされている学校に対する事務職員加配もございまして、これが中学校に2名というふうになっております。以上でございます。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 続いて6ページの(2)要保護・準要保護生徒の状況について伺います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 本市におきましては、経済的理由によって就学が困難と、こういうふうに認められている児童生徒または就学予定者の保護者に対しまして、児童生徒就学援助費を支給しております。議員から御質問のありました要保護・準要保護というのは、この支給対象者の区分であります。

児童生徒就学援助費の交付要綱では、要保護者につきましては、生活保護法に規定する生活保護を受けている者であります。それから準要保護者であります。これは市教育委員会が定める認定基準に基づいて、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者というふうに定められております。

さらに、準要保護の認定基準について、児童生徒の保護者が主に市民税非課税、国民年金保険料免除、児童扶養手当の支給、生活福祉資金の貸付けなどの措置または支給等を受けている場合などに該当するというふうにしております。

本市における要保護と準要保護を合わせた認定者数は、平成27年から30年までの資料でござ

いますが、この4年間で、平成27年度から順に322名、318名、319名、そして318名と、こういうふうに移りまして、いずれの年度も全ての児童生徒数の約9%というふうになっております。国が約15%、県は約7%でこの4年間推移しておりますので、本市は国の平均よりは低いものの、県平均よりは高い値と、こういうふうになっております。

本市では、ただいま申しあげた支給対象者に加えまして、今年度新たに、新型コロナウイルス感染症の影響により家計の収入が大きく減少した児童生徒の世帯を支援するために、就学緊急援助制度を設けまして、準要保護者と同様の支援を行うこととしており、現在、2世帯4名の児童生徒に対し支給を行っているところでございます。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 最後に(3)小中学校教職員の資質・能力の向上策と教員生活のゆとりと充実策について伺います。

この文言は、8ページにある5番と同内の(3)をつなげたものです。以上。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 ただいまの荒木議員からの御質問は、教職員は充実した研修と生活のゆとりがあってこそ、その資質・能力が向上して、いい授業ができるのではないかと御質問であると、こういうふうを受け止めさせていただきお答えさせていただきたいと思っております。

教職員の研修につきましては、その勤務の特殊性から、教育公務員特例法によって「職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と、こういうふうにされております。これは、義務だけではなくて、職責遂行に関する権利かつ責務として位置づけられております。

例年であれば、教職員の資質向上のために多くの研修が企画されて、勤務に支障がない限り

悉皆あるいは自主的に研修に臨んでいるところではありますが、今年度は、御案内のとおりコロナ感染防止のために様々な研修の機会が中止あるいは制限されているところでもあります。

本来であれば、今年度、来年度に完全実施される小中学校の学習指導要領に関わる伝達講習会が開催されるはずでありますけれども、今年度は、多くの参加者になりますと3密になるということで、中止となっております。代わりに西村山校長会で、学校を会場に指導主事を要請して、教科ごとに何日かに分けての少人数での研修を独自に実施するというふうに聞いているところでもあります。

また、市の教育委員会としましても、1人1台タブレット時代に対応するために、感染防止対策を講じながら、必要最小限の研修会を企画し、導入に向けた準備を進めているところでもあります。

このように、年度初めの臨時休業の影響によって、授業時数の確保のため教職員の出張による研修が制限されているわけではありますが、新型コロナウイルスの防止と教職員の資質・能力の両立を図ってまいりたいと考えております。

次に、教職員生活のゆとりと充実に関わり、学校における働き方改革について申しあげたいと思います。

平成31年の中教審答申では、学校における働き方改革の目的について、教師のこれまでの働き方を見直して、自らを磨き、日々の生活の質を豊かにすることで、教職員自らの人間性、創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うためだと、こういうふうにしております。

本市におきましても、教職員の厳しい勤務実態の解消を図るために、様々な取組を行っております。

昨年度は、全ての学校に校務支援ソフトを導入して、校内にある様々なデータを一元管理す

ることで、教職員の業務の縮減につながっておりますし、学力向上支援員、特別支援教育補助員を配置して、個別指導が必要な子供たちへの対応をサポートする環境を整備したり、事務補助員、業務補助員あるいはスクールサポートスタッフを配置することによって、事務の軽減を図ったりしているところでございます。

また、時間外勤務の大半を占める部活動につきましては、西村山の1市4町で考え方を統一して部活動のガイドラインを策定し、休養日の設定、活動時間の短縮など、部活動顧問の働き方改革を推進する環境整備も図っているところでもあります。

さらに、これらに加えて、地域学校協働活動と一体的取組を行うコミュニティ・スクールの導入拡大を推進することで、学校と地域との連携協働によって適切な役割分担と教職員の業務軽減が着実に進んでいるというふうに認識しているところでもあります。

以上のような取組を通して、教職員のワーク・ライフ・バランス、働き方改革を推進し、ゆとりある生活と効率的、効果的な研修によって、これまで以上に教職員の資質・能力を高めることで、いい授業と子供たちの学びの充実につながってまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 最後なのですが、私から4つほどお話し申しあげたいと思います。

45分間の授業参観を拝見して、今、昔とさま変わりをして、複数教師の授業、あと自習、班ごとの学習とか、いろんな涙ぐましい努力をしているのがよく分かりました。

私が一番驚いたのが、芭蕉の俳句、山寺の俳句、あの授業をした先生の授業が一番印象に残っているんですが、なかなか含蓄のある授業で、中学生にはちょっともったいないような感じがいたしました。必ずしも、ああいう涙ぐましい努力が成績というか、テストの結果に反映され

でないところがあったのが、私としてはすごく残念だなと思った次第です。成績が全てではありませんが、子供たちというか生徒たちが大きく、でかくなる人間になるためには、ああいう試みも幅広くというか、深くやっていただければなど、私は思いました。

次、懇談会るとき、我々市議の側から皆さんに質問したんですが、私が一番感銘を受けたというのは、PTAの役員の方と、ここにいる安孫子さんの質問でありました。

安孫子さんの質問は、普通学級と特殊学級、親御さんの考えと学校側の意見がそごを来している、すごく大切な質問だったんですけども、なかなか難しい微妙な話でありますから、これは多分、答えはないのかもしれないけれども、学校の先生というのは大変なんだと、子供ばかりか親も説得しなくては行けないと、これは先生の仕事の範囲を超えていますよね。

もう一つは、PTAの役員の方から出た話なんですが、皆さんは若い方が言っていらっしゃるように、今度タブレットとかパソコンが導入になります。今日の毎日新聞の広島県の教育長の女性の方ですね、民間から入った人の投書が載っていましたが、パソコンを与えても学校に保管しておくだけでは覚えられないと。うちに帰って使わないと自分のものにならないと、そういう今日の意見でありました。

だから、何か先生たちも年齢も差があるし、それに習熟している人と非習熟、私みたいなやつもいますので、そこら辺がもっとすごく先生は大変なのではないかなという、心情あふれる心配事でしたね。それに応えるために、いろいろな支援をしていただければ、先生方の負担が軽減されるのではないかと、私は思っています。

次、3つ目。私、もちろん生徒さんには別にゆとりなんかなくていいと思う。ただ、教える側の先生ですね、ちゃんとした夫婦の会話もないような生活に追い回られている状態では、ま

ともな授業ができるのかと、私考えるのはいつもそこなんです。

私知っている先生に、2人います。名前というか固有名詞を挙げると、みんなごしゃがれるかもしんねえけど、今、西根小学校の校長先生している大竹さんという方、あの人は子供が3人います。偉くなる前、校長になる前に、毎日うちの前で、男の子2人ですから、野球の相手をしていたんですね。だから、先生でも、忙しいにもかかわらず、自分の子供をちゃんと相手してくれる先生もいるんだなど。

もう一人、南部に、西浦に大築先生という、ここに古沢君もいますが、サッカー、その人は婿さんです。3人の男の子がいて、学校に行く前にサッカーの相手をしている。今はもう偉くなって、県庁のほうに行っているらしいですけども、先生でも、有意な方というか、ちゃんと意思のある方は我が子の相手をしています。そういう時間を与えないと、昼間のいい仕事はできないのではないかなと私は思っています。朝から晩まで仕事して、母ちゃんもしゃべる暇がない、これでまともな教育ができるかというのが私の考えです。ぜひ、加配とあれを組み合わせ、先生方の負担を減らしていただければなど思っています。

この間、先生方と懇談したら、現場の先生は全く分かっているんですね。全く分かっているんです、それは。あんまり過酷な仕事だと、今度、若い人が競争率が下がって、前も言いましたが、競争率が下がって、3人受けたら2人が受かる状況だ、これではよくないというのはもう分かっているんです。それを何とかして、緩和していくというか、いまいし人間らしい仕事ができるようにしていただければ、私としても本望であります。

3つぐらいでいいか、あまり言うと教育長もあれだから、教育長、何か意見があればお願いします。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 今、荒木議員より、学校の実態を見ていただいて、また懇談を通して、非常に教職員が子供たちの教育の充実のために涙ぐましい努力をしているという、そういう実態について認識していただいたのは、大変ありがたいなというふうに思っております。

これから求められている教育というのは、主体的だったり共同的就であったり、あるいはICTの充実等々、様々あるわけですがけれども、それらに対応するため、校長のリーダーシップの下、様々研修をしたり、努力をしているわけがあります。

また、議員おっしゃるように、家庭生活といかにバランスを取ること、仕事の充実にもつながるということでもありますので、それは私たちも重々認識しているところであります。教育委員会としても、どういった支援ができるのかということを考えながら、やはり、まず子供たちの教育が充実するために、そういった職場環境の改善等についても支援をしていきたいなと考えているところであります。

先ほど具体的に2名の先生方のお名前が出てきましたが、それ以外にもたくさんの先生方、ワーク・ライフ・バランスを図りながら取り組んでいるところでありますので、今後、さらにそういった先生が増えるように、私たちも御支援していきたいなと思っているところであります。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 どうもありがとうございます。

ひとつよろしく申し上げます。

これで終わります。

散 会 午後1時18分

○柏倉信一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和2年11月20日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	菅 野 英 行 副 市 長
軽 部 賢 教 育 長	久 保 田 洋 子 病 院 事 業 管 理 者
武 田 伸 一 企 画 創 成 課 長	大 沼 利 子 財 政 課 長
片 桐 勝 元 税 務 課 長	土 田 理 一 建 設 管 理 課 長
伊 藤 孝 上 下 水 道 課 長	今 野 育 男 高 齢 者 支 援 課 長
小 林 弘 之 病 院 事 務 長	

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦 事 務 局 長	東 海 林 茂 美 局 長 補 佐
兼 子 拓 也 総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸 総 務 係 主 事

議事日程第4号

第4回定例会

令和2年11月20日(金)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第66号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第13号)
- 〃 2 議第67号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 3 議第68号 令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)
- 〃 4 議第69号 寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について
- 〃 5 議第70号 寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例及び寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 〃 6 議第71号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 7 議第72号 天童市の公の施設の設置に関する協議について
- 〃 8 議第73号 寒河江市田代地区多目的交流館に係る指定管理者の指定について
- 〃 9 議第74号 寒河江公園に係る指定管理者の指定について
- 〃 10 議第75号 最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定について
- 〃 11 議第76号 市道路線の変更について
- 〃 12 議第77号 市道路線の認定について
- 〃 13 質疑
- 〃 14 予算特別委員会設置
- 〃 15 委員会付託
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

てまいります。

再開 午前9時30分

議案上程

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進め

○柏倉信一議長 日程第1、議第66号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第13号)から日程第12、議第77号市道路線の認定についてまでの12案件を一括議題といたします。

質 疑

○柏倉信一議長 日程第13、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いします。

初めに、議第66号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第13号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第67号令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第68号令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第69号寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第70号寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例及び寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第71号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第72号天童市の公の施設の設置に関する協議についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第73号寒河江市田代地区多目的交流館に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第74号寒河江公園に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第75号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第76号市道路線の変更についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第77号市道路線の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○柏倉信一議長 日程第14、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第66号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第13号）については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第66号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第13号）については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○柏倉信一議長 日程第15、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務産業常任委員会	議第69号、議第70号、 議第71号、議第72号、 議第73号、議第74号、 議第75号、議第76号、 議第77号
厚生文教常任委員会	議第67号、議第68号
予算特別委員会	議第66号

散 会 午前9時34分

○柏倉信一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和2年11月27日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	菅 野 英 行 副 市 長
軽 部 賢 教 育 長	久保田 洋 子 病院事業管理者
児 玉 憲 司 選挙管理委員会 委員長	設 楽 伸 子 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
武 田 伸 一 企画創成課長	大 沼 利 子 財 政 課 長
片 桐 勝 元 税 務 課 長	土 田 理 一 建 設 管 理 課 長
伊 藤 孝 上 下 水 道 課 長	今 野 育 男 高 齡 者 支 援 課 長
小 林 弘 之 病 院 事 務 長	

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦 事 務 局 長	東海林 茂 美 局 長 補 佐
兼 子 拓 也 総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸 総 務 係 主 事

議事日程第5号

第4回定例会

令和2年11月27日(金)

予算特別委員会終了後開議

再開

日程第1 寒河江市議会副議長選挙について

〃 2 副議長就任あいさつ

〃 3 議席の一部変更について

休憩

再開

日程第4 諸般の報告

(1) 山形県市議会議長会第144回定期総会の報告について

(予算特別委員会付託関係)

日程第5 議第66号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第13号)

〃 6 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 7 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

日程第8 議第69号 寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

〃 9 議第70号 寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例及び寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

〃 10 議第71号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について

〃 11 議第72号 天童市の公の施設の設置に関する協議について

〃 12 議第73号 寒河江市田代地区多目的交流館に係る指定管理者の指定について

〃 13 議第74号 寒河江公園に係る指定管理者の指定について

〃 14 議第75号 最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定について

〃 15 議第76号 市道路線の変更について

〃 16 議第77号 市道路線の認定について

〃 17 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 18 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

日程第19 議第67号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)

〃 20 議第68号 令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)

〃 21 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 22 質疑・討論・採決

日程第23 議第78号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について

〃 24 議第79号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

〃 25 議案説明

〃 26 委員会付託

〃 27 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

日程の追加

寒河江市議会議会運営委員会委員の選任について

寒河江市議会議会運営委員会委員長の互選結果報告について

再 開 午前9時50分

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。木村議会運営委員長。

〔木村寿太郎議会運営委員長 登壇〕

○木村寿太郎議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、11月26日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第78号寒河江市特別職に属す

る者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について及び議第79号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての2案件であります。

このことにより議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進め

てまいります。

寒河江市議会副議長選挙について

○柏倉信一議長 日程第1、これより寒河江市議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

この件について、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長には木村寿太郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました木村寿太郎議員を寒河江市議会副議長の当選人と決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました木村寿太郎議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました木村寿太郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長就任あいさつ

○柏倉信一議長 日程第2、副議長就任の挨拶を

お願いいたします。

木村寿太郎議員、御登壇願います。

〔木村寿太郎副議長 登壇〕

○木村寿太郎副議長 おはようございます。

ただいま皆様から副議長に指名推選いただきました木村でございます。

本来、副議長選挙であれば所信表明などを申しあげるところでございますが、この急場であり、年齢的にも最年長で、7年前に一度副議長を経験しており、いろいろな温情も絡み御指名をいただいたものと感謝申しあげます。

さて、柏倉議長はこの1年半、すばらしいリーダーシップを発揮されいろいろな課題をクリアし、実績はもちろん、昨年度は山形県の市議会議長会の副会長として、また今年は相談役として高い評価を受けております。その議長と一緒に行動する機会も多くなるとは思いますが、三歩でなく五歩ぐらい下がって、決して目立たないように、そして残任期間は5か月でございます。本当に短い期間でございますので、議長の補佐なんてできるわけないんですけども、その補佐役として頑張りたいと思いますので、皆様よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

議席の一部変更について

○柏倉信一議長 日程第3、議席の一部変更を議題といたします。

変更後の議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○高林雅彦事務局長 それでは、私のほうから議席の一部変更について、変更後の議席を申しあげます。

12番沖津一博議員が13番に、13番國井輝明議員が14番に、14番荒木春吉議員が15番に、15番木村寿太郎議員が16番に、16番阿部 清議員が12番に変更になります。今申しあげました議席

以外につきましては、変更はございません。以上でございます。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時58分

再 開 午前10時10分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 程 の 追 加

○柏倉信一議長 寒河江市議会副議長選挙に伴い、寒河江市議会議会運営委員会委員1名が欠員となりました。

この際、寒河江市議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、寒河江市議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加することに決しました。

寒河江市議会議会運営委員会委員の選任について

○柏倉信一議長 議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、後藤健一郎議員を指名いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時20分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 程 の 追 加

○柏倉信一議長 この際、寒河江市議会議会運営委員会委員長の互選結果報告についてを日程に追加いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、寒河江市議会議会運営委員会委員長の互選結果報告についてを日程に追加することに決しました。

寒河江市議会議会運営委員会委員長の互選結果報告について

○柏倉信一議長 議会運営委員会委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長は沖津一博議員に決定いたしました。

諸 般 の 報 告

○柏倉信一議長 日程第4、諸般の報告であります。

(1) 山形県市議会議長会第144回定期総会の報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第5、議第66号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第13号)を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第6、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。渡邊予算特別委員長。

〔渡邊賢一予算特別委員長 登壇〕

○渡邊賢一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第66号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第13号）であります。

11月20日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第66号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がございました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第66号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第7、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第66号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第13号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○柏倉信一議長 次に、日程第8、議第69号寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についてから日程第16、議第77号市道路線の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第17、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。佐藤総務産業常任委員長。

〔佐藤耕治総務産業常任委員長 登壇〕

○佐藤耕治総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、11月20日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第69号、議第70号、議第71号、議第72号、議第73号、議第74号、議第75号、議第76号及び議第77号の9案件であり

ます。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第76号、次に議第77号の審査を行い、その後、議第69号、議第70号、議第71号、議第72号、議第73号、議第74号、議第75号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第76号市道路線の変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第77号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第70号寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例及び寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第71号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第72号天童市の公の施設の設置に関する協議についてを議題とし、当局の説明を求

め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「天童市市営バス天童・寒河江線の停留所を追加することのだが、この路線の年間乗車数はどれくらいか」との問いがあり、当局より「令和元年度の実績は3万1,110人です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号寒河江市田代地区多目的交流館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号寒河江公園に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「指定管理を行う寒河江公園の区域はどのようになっているのか」との問いがあり、当局より「つつじ園、さくらの丘、古松の小径、キャンプ場、コミュニティ広場、野外トイレ3棟、あずまや、藤棚、遊具などが対象となります。野球場、陸上競技場、西村山郡役所郷土資料館などは含まれていません」との答弁がありました。

委員より「指定する団体は共同企業体となっているが、何社で構成されているのか」との問いがあり、当局より「有限会社グリーン・プランテーション、株式会社佐藤造園、八松園株式会社、アイデアル緑花の4社で構成されています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第75号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論

を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第18、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第69号寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について、議第70号寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例及び寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、議第71号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について、議第72号天童市の公の施設の設置に関する協議について、議第73号寒河江市田代地区多目的交流館に係る指定管理者の指定について、議第74号寒河江公園に係る指定管理者の指定について、議第75号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定について、議第76号市道路線の変更について及び議第77号市道路線の認定についての9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告は、いずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第69号、議第70号、議第71号、議

第72号、議第73号、議第74号、議第75号、議第76号及び議第77号の9案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○柏倉信一議長 次に、日程第19、議第67号令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)及び日程第20、議第68号令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)の2案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第21、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。古沢厚生文教常任委員長。

[古沢清志厚生文教常任委員長 登壇]

○古沢清志厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、11月24日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第67号及び議第68号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第67号令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「新型コロナウイルス感染症の検査

体制については、プレハブの活用やドライブスルー型等の方法で一般の患者と物理的に分けているほかの病院の例もあるが、市立病院はどのような計画なのか」との問いがあり、当局より「当院では、プレハブを設置せず、現在閉鎖している外来棟の南玄関を専用の出入口とし、そこに隣接した外科診療施設を特別外来へと変更し、診察を行います。この特別外来には陰圧テント、空気清浄機、パーティション等を整備し、一般の外来患者とは別の動線を確認します。また、ドライブスルーへ対応できるように駐車場へ案内看板等を整備します」との答弁がありました。

委員より「PCR検査について、どの程度の検査件数を見込んでいるのか。また、県全体で検査体制が拡充されている状況だが、検査を受けられる対象者の基準は緩和されているのか」との問いがあり、当局より「蔓延状態によっては増減することもあるかと思いますが、月曜日から金曜日まで1日最大6名の検査を行うということで保健所へ届け出ております。検査対象者については、当院で必要と判断した方に対して診療、検査を行うことを原則とし、陰性証明書発行や海外渡航のために、症状はないが検査を受けたいというような、自費で検査を希望する方への枠は現在のところ設けておりません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第22、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第67号令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）及び議第68号令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）の2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告は、いずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第67号及び議第68号の2案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○柏倉信一議長 次に、日程第23、議第78号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について及び日程第24、議第79号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての2案件を一括議題といたします。

議案説明

○柏倉信一議長 日程第25、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

初めに、議第78号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業

の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第79号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告を踏まえ、一般職の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

以上2案件について御説明を申しあげましたが、詳細につきましては関係課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

○**柏倉信一議長** 設楽総務課長。

〔設楽伸子総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 登壇〕

○**設楽伸子総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** 私から、初めに、議第78号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数を100分の5月分引き下げのため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第79号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告を踏まえ、一般職員の期末手当の支給月数を100分の5月分引き下げのため、所要の改正をしようとするものであります。

以上、よろしく御説明申し上げます。

○**柏倉信一議長** 日程第26、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第78号及び議第79号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第27、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第78号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第79号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 2点ほど御質問させていただきます。

まず1点目、コロナ禍における緊急経済対策等との整合性でございます。

本市でもプレミアム商品券の発売、発行が行われる予定ですが、国でもG o T o トラベルやG o T o イートなどのキャンペーンを行って、経済の立て直しについて行っているわけですが、今回の人勧として、その対策との矛盾、整合性について1点目。

2つ目は人事院や人事委員会勧告制度の中身についてでございます。

御案内のとおり、公務員労働者の生活を営む

委員会付託

ために労働基本権の代償措置としてこの制度があるわけですが、遡ること14年ほど前ですか、齋藤知事時代に佐藤誠六市長が、一時金の増額を勧告されたにもかかわらず、それを凍結し、これまでも実施してこなかったと。0.05月の格差はこのまま引き継いでいるわけであり

ます。
今、コロナ禍の中で人員不足の職場の中で、市の職員の皆さん、病院の職員の皆さんが一生懸命頑張っておられるコロナ関連業務、あるいは7月については豪雨災害対応などで農林土木の皆さんも非常に御苦労されている。そうした中でこのマイナスは、即実施というのは大変冷たいんじゃないかというふうな声も出されているわけでありまして、この制度の今までのプラス勧告のところはどうなったのかについても含め御質問させていただきます。

- 柏倉信一議長 設楽総務課長。
- 設楽伸子総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 お答え申し上げます。

寒河江市におきましては、これまで山形県人事委員会勧告に準じまして給与改定を行ってきたところでございます。今現在は山形県人事委員会勧告と同じ内容で支給しておりますので、それで御了承をお願いしたいと思います。

- 柏倉信一議長 渡邊議員。
- 渡邊賢一議員 1点目の緊急経済対策等との関係ですね。この期末手当の削減によって、予定していた支出なども抑えなくてはならない部分もあるわけです。そして、实体经济にとっては非常にマイナスではないかというふうに思うのですが、その矛盾、整合性についての御答弁もお願いします。
- 柏倉信一議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 緊急経済対策については、これまでもコロナのいろんな影響の中で寒河江市としても、市民の、特に事業所の皆さんなどにも支援をさせていただきました。それはそれで大

変重要なテーマでありますし、全体的に経済が落ち込んでいる状況に変わりはないわけでありますので、そういった対策については、引き続きやはり我々も状況を踏まえながらきちっと対応していかなければならないというふうに考えているところであります。それは市民の皆さんの生活の状況を踏まえながらこれからも対応していきたいというふうに考えております。

ただ、先ほど総務課長が答弁をいたしました。が、寒河江市のこの今回の給与改定の条例というのは、人事委員会勧告を踏まえてこれまでも行ってきましたので、そこは今回もそういうことを踏まえながらきちっと対応させていただくということでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

- 柏倉信一議長 ほかにありませんか。太田議員。
- 太田陽子議員 1つ御質問させていただきたいと思えます。会計年度任用職員についてはどういふふうになるのでしょうか。
- 柏倉信一議長 設楽総務課長。
- 設楽伸子総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

改定はしない方向でございます。

- 柏倉信一議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第78号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第78号は原案のとおり可決されま

した。

次に、議第79号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第79号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時54分

○柏倉信一議長 これにて令和2年第4回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 柏 倉 信 一

会議録署名議員 安 孫 子 義 徳

会議録署名議員 木 村 寿 太 郎

令和2年11月20日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	11番	太田芳彦	委員
12番	沖津一博	委員	13番	國井輝明	委員
14番	荒木春吉	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	大沼利子	財政課長
高林清美	市民生活課長	武田新二	防災危機管理 課長
土田理一	建設管理課長	門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
後藤芳和	商工推進課長	猪倉秀行	さくらんぼ観光 課長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
小林博之	子育て推進課長	佐藤肇	学校教育課長
柏倉信一	生涯学習課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局 局長	東海林茂美	局長 補佐
兼子拓也	総務係 主任	古谷駿幸	総務係 主事

予算特別委員会議事日程第1号 第4回定例会
令和2年11月20日(金) 本会議終了後開議

開 会
日程第 1 議第66号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第13号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

開 会 午前9時45分

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

○渡邊賢一委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

質 疑

○渡邊賢一委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第66号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。後藤委員。

議 案 上 程

○渡邊賢一委員長 日程第1、議第66号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第13号)を議題といたします。

議 案 説 明

○渡邊賢一委員長 日程第2、議案説明であります。
お諮りいたします。
議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

○後藤健一郎委員 第2款4項選挙費3目の山形県知事選挙費についてお伺いいたします。

山形県知事選挙は告示日が来年の1月7日、そして1月24日投票と、例年であれば季節性インフルエンザのピーク時にちょうど当たるような感じになります。新型コロナの影響も考慮しまして、投票に際しましてはできるだけ例えば期日前投票を呼びかけて投票所が密にならないようにする、もしくは当日各投票所で消毒など、これまでとは違う対策の費用が必要と思われるかもしれませんが、今回の補正予算の中にそれが入っているのかお伺いします。

○渡邊賢一委員長 設楽総務課長。

○設楽伸子総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 お答え申し上げます。

今回の補正につきましては、選挙執行に係るコロナウイルス感染症対策経費として追加するものでございます。

○渡邊賢一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第6款及び歳出第7款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第66号第2表及び第3表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○渡邊賢一委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分科会	分担付託案件
総務産業分科会	議第66号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、第2表、第3表
厚生文教分科会	議第66号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款

散 会 午前9時49分

○渡邊賢一委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和2年11月27日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	11番	太田芳彦	委員
12番	沖津一博	委員	13番	國井輝明	委員
14番	荒木春吉	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	大沼利子	財政課長
高林清美	市民生活課長	武田新二	防災危機管理 課長
土田理一	建設管理課長	門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
後藤芳和	商工推進課長	猪倉秀行	さくらんぼ観光 課長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
小林博之	子育て推進課長	佐藤肇	学校教育課長
柏倉信一	生涯学習課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	局長補佐
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第2号 第4回定例会
令和2年11月27日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第66号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第13号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 渡邊賢一委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

- 渡邊賢一委員長 日程第1、議第66号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第13号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 渡邊賢一委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 渡邊賢一委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。佐藤総務産業分科会委員長。
〔佐藤耕治総務産業分科会委員長 登壇〕

- 佐藤耕治総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、11月20日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第66号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款及び歳出第11款並びに第2表及び第3表であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第66号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第13号)第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「農業災害復旧費分担金の計上額は

災害査定後の金額なのか」との問いがあり、当局より「災害復旧事業につきましては、11月11日に災害査定が完了し、これから確定した金額が国のほうから通知されるという段階です。そうした事情から、災害査定に申請した金額を計上しています」との答弁がありました。

委員より「ふるさと納税の現況は昨年と比較してどのようになっているのか」との問いがあり、当局より「10月末現在の寄附金総額は約27億4,000万円で、前年同月比約2倍になっています。件数は約15万6,000件で、前年同月比約2.1倍という状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第66号第1表中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第66号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第66号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第66号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第66号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第66号第1表中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質

疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第66号第1表中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第66号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第66号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○渡邊賢一委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。古沢厚生文教分科会委員長。

〔古沢清志厚生文教分科会委員長 登壇〕

○古沢清志厚生文教分科会委員長 おはようございます。

厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、11月24日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第66号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款及び歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第66号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第13号）第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「文化センター費について、文化センター全体の劣化度を緊急に調査し、営繕計画を作成する必要があるが生じたということだが、緊急に行わなければならない理由は」との問いがあり、当局より「令和2年7月豪雨の際に避難所である中央公民館に雨漏りが発生したことから、緊急に調査をする必要がある生じたものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○渡邊賢一委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第66号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第13号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第66号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時42分

○渡邊賢一委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 渡 邊 賢 一